

議案第 2 号

第 4 次京丹後市観光振興計画の策定について

第 4 次京丹後市観光振興計画を別紙のとおり定めることについて、京丹後市議会基本条例（平成 1 9 年京丹後市条例第 5 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 1 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後市観光立市推進条例（平成 2 1 年京丹後市条例第 1 8 号）に基づき平成 3 0 年 3 月に策定した第 3 次京丹後市観光振興計画が令和 4 年度末をもって終了することから、この間の取組の成果と課題、観光を取り巻く環境の変化等を踏まえ見直し、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の計画を策定するものである。

第4次京丹後市観光振興計画

彩り・味わい京丹後

海・森・里山 つながりの郷



令和 年 月
京丹後市

目 次

序 章 計画策定の概要

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画策定の背景	3
4	計画概要	9
5	計画の策定及び推進の体制	10

第1章 現状と課題

1	観光の現状	11
2	観光の課題及び対策の方向性	20

第2章 将来ビジョン

1	コンセプト	22
2	目標数値	22
3	基本方針と基本戦略	23

第3章 アクションプロジェクト

1	アクションプロジェクト	25
2	エリア別目標・地域別プロジェクト	31

参考資料

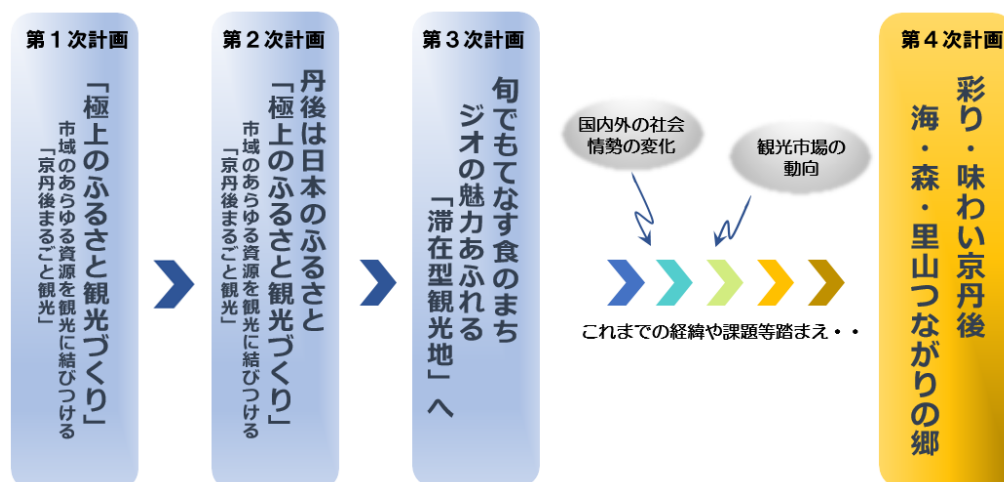
1	京丹後市観光立市推進条例及び同条例施行規則	35
2	京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例	41
3	計画策定の経緯	43
4	観光の現状データ	45
5	第3次京丹後市観光振興計画の主な実績及び成果・課題	57
6	主要観光資源一覧	58
7	第2次京丹後市総合計画・基本計画（抜粋）	64
8	関係法令	76

序章 計画策定の概要

1 計画の趣旨

観光は、グローバル化する社会経済のもと地方創生の重要なテーマで、地域の経済から文化に至るまで多様な波及効果を生むことから、まちづくりの原動力となっています。このため、本市の個性を活かして持続的に発展できる観光の将来を構築していくことが望まれます。

第4次京丹後市観光振興計画は、引き続き「京丹後市観光立市推進条例」に基づき、これまでの本市観光振興計画の経緯を踏まえ、国内外の社会経済の変化、観光市場の動向などを理解した上で、本市の観光の現状と課題を整理し、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が、「観光立市の実現」という共通の目的に向かって総合的かつ計画的に取り組むための施策の内容を明らかにします。



〇京丹後市観光立市推進条例（平成21年京丹後市条例第18号）

（目的）

第1条 この条例は、観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

（京丹後市観光振興計画）

第8条 市長は、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光立市の実現に関する施策についての基本的な方針
- (2) 観光立市の実現に関する目標
- (3) 観光立市の実現に関し、市が総合的かつ計画的に講じるべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 計画の位置づけ

(1) 関連計画などとの整合性

○ 観光立国推進基本法・観光立国推進基本計画【国】

平成 19 年 1 月に施行された「観光立国推進基本法」に基づき、観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された「観光立国推進基本計画」（平成 24 年 3 月策定、平成 29 年 4 月変更）の基本的な方針との整合を図ります。
※現在、策定中。

○ 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」【国】

平成 27 年に国連サミットで採択され、国際社会全体の目標として、令和 12 年までに達成を目指す必要がある「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals＝SDGs）」との整合を図ります。



○ 海の京都観光圏整備計画・「海の京都」観光地域づくり戦略【海の京都DMO】

「海の京都」を構成する北部 7 市町を圏域とする「海の京都観光圏整備計画」（平成 31 年 1 月国認定）と「『海の京都』観光地域づくり戦略」（平成 29 年策定）の目標及び事業との整合を図ります。

『天地山海にいきづく和の源流』

○ 京丹後市まちづくり基本条例【京丹後市】

平成 20 年に施行した、「京丹後市まちづくり基本条例」に定められている、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方やルールとの整合を図ります。

○ 第 2 次京丹後市総合計画【京丹後市】

令和 3 年 2 月に策定した「第 2 次京丹後市総合計画・基本計画」に定められている「4 つの重点プロジェクト」（以下のとおり）及び「施策 4 滞在型観光・スポーツ観光の促進」の内容との整合を図ります。

- 《1》【かせぐ】多彩な産業・地域経済の成長・発展へ“かせぐ地方創生プロジェクト”
- 《2》【はぐくむ】まちの将来を担う“未来人材育成プロジェクト”
- 《3》【ささえる】安全・安心で誰ひとり置き去りにしない
“支え合いのまちづくりプロジェクト”
- 《4》【つなぐ】まちの「宝」を“未来につなぐプロジェクト”

○ 京丹後『食の王国』のまちづくり宣言に関する決議

平成28年3月に京丹後市議会で決議された「京丹後『食の王国』のまちづくり」宣言との整合を図ります。

- 一、京丹後の食と地域を誇りに思う心を育みます。
- 一、地元の安心・安全な農水産品の地産地消に努めます。
- 一、京丹後の「食」を国内外に発信します。
- 一、食によるおもてなしで、京丹後市の魅力を高めます。
- 一、調和のとれた食生活の実践に励み、健康長寿のまちづくりに努めます。
- 一、豊かな食を生かしたまちづくりに努めます。

3 計画策定の背景

(1) 観光政策の動向

① 観光は地方創生に不可欠の課題 ～交流の拡大で豊かさを実感できる地域を実現～

観光は、「国の光を観る」という中国の古典に記された言葉です。「光を観る」という語源のため、物見遊山な“Sightseeing”の意味合いがありますが、本来の意味は「国がもつ光（国や地域が持つ文化など様々な魅力）に触れ、学び、体験すること“Tourism”であり、地域がこの魅力を発見し、磨き、知恵と工夫をもって観てもらうことで地域が豊かになること」を意味します。特に、少子高齢化、地域産業の衰退が著しい地方の創生には、地域資源を活用し交流人口を増やす「観光」への取組が不可欠となっています。

② 観光は国の基幹産業、観光立国は国民の幸せを追求する課題

観光は国の基幹産業として位置付けられ、先進諸国は観光省の設立の下、国民の休暇取得を社会制度化して幸せを保障することによって豊かなライフスタイルを構築するとともに、国際観光に積極的に取り組んでいます。今後、わが国を含む東アジア地域は国際観光需要の急速な進展がみられ、世界はこの市場に注目していますが、国民が豊かに暮らす幸せな国づくりが進まないと観光立国の実現は難しいと考えられます。

③ 新型コロナウイルス感染症による早期の回復への期待

世界的に急成長を続けてきた観光市場は、新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けました。徐々に感染回復の兆しもみられ、早期の回復に向け、海外からの渡航緩和、国内の本格的な観光活動の再開など、V字回復への期待が寄せられています。

(2) 社会経済環境の変化

① 世界の価値観の変化

ア 物質（モノ）から精神（ココロ）の重視

物質的な豊かさから精神的な豊かさを求める“心”の時代が到来しています。近代化・産業化に伴い、経済的・物質的な欲望が充足され、精神性・自己実現の充足を重視する知識社会へのシフトが見られ、ココロを重視する価値観へ移行しつつあります。

イ 価値観の多様化

これまでの伝統的、一律的な生き方だけでなく、調和ある労働と自由時間、個人と会社や地域社会、家族のあり方など働き方を見直したワークライフバランスをはじめ、男性と女性、人種、国籍、宗教など多様な価値観を認めることによって、よりよい社会を構築していくダイバーシティの動きも重視されるようになってきました。特に、わが国のグローバルな発展を考えると乗り越えなければならない視点です。

ウ 安全安心、平和の再認識

人間として安心して安全に、そして平和に暮らせることの大切さが再認識されています。特に、新型コロナウイルス感染症による緊急時の医療体制への不安、突然の戦争により平和が脅かされることも危惧する状態が生じています。

② 社会経済の変化

ア SDGs

2015年に国連で採択された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のSDGsは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国も積極的に取り組んでいます。

イ 脱炭素社会

地球全体の環境保全を目的に、改正地球温暖化対策推進法（2021年閣議決定）によりわが国も2050年カーボンニュートラルの実現を目指しています。地球温暖化の要因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を目指す脱炭素社会を目指す必要があります。

ウ デジタル社会

人類は、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会の姿としてSociety5.0の段階にあるとされています。つまり、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の構築が求められています。例えば、キャッシュレス決済、スマートフォンの普及によるSNS等による情報受発信が進展しています。

Society5.0 イメージ



資料:一般社団法人日本経済団体連合会

エ 円安、物価上昇等の問題と停滞する日本経済

急速な円安が進行し、日本経済に大きな影響が出始めており、輸入に依存するエネルギー、材料などの物価の上昇がみられます。一方で、賃金が上がらない状況が続き、国民生活の構造的な問題も改善されておらず、デジタル化、ワークライフバランス、女性の活躍機会の拡大等のダイバーシティへの遅れも顕著となり、グローバル化の中で日本経済の停滞感が危惧されています。

(3) 観光市場の動向

① 新型コロナウイルス感染症による変化

ア 自然志向

観光客が密の状態とならない自然環境の中での観光が人気になっています。キャンプ等のアウトドア志向、土地の文化や暮らしを体感できる滞在志向が高まっています。

イ 田舎・田園志向による地方移住とワーケーション

大都市の過密な状態を避けて、田舎の田園環境の下で暮らす地方移住への興味が高まり、地域を元気にする関係人口の誘引、通勤もなく場所を問わない、観光地で働きながら休暇を取るワーケーションなど新たな観光地のあり方が模索されています。

ウ 近隣観光（マイクロツーリズム）への期待

インバウンドは海外からの渡航が制限されて減少し、国内観光は長時間の移動を避け、修学旅行も近隣を選択する傾向にあることから、身近な観光地を訪問する近隣観光（マイクロツーリズム）が注目されています。

エ 団体観光の減少傾向の継続

これまでの団体旅行がさらに減少し、少人数や家族での観光が増加しています。同時に、移動時の“密”を避けるため、鉄道等の公共交通機関よりも、マイカーの利用が増加しています。

② ターゲットは地域資源に共感できる人達

ア 地域固有のオンリーワンに注目

地産地消の食材・土産物、地域の歴史文化の体験などそこにはかない固有の資源を活かしたオンリーワンの観光は、他との差別化を図り、選ばれる観光地となり、リピート率も上がってきます。地域固有の資源に共感する人々が地域にふさわしい観光客として大切になります。

イ 市民生活の価値観が観光資源

観光は「住んでよし、訪れてよし」が基本です。豊かな価値観に根差した市民生活は、そこに受け継がれた自然、歴史文化を背景に持ち、生活にふれる体験は、魅力的な観光資源です。地域に残る地場産業、農林水産業なども生活の一部であり観光資源として積極的に活用することが求められます。

ウ ふるさと納税との連携

ふるさと納税と連携した観光消費が増加しています。生まれた故郷や応援したい自治体に寄附をすることによって、返礼品を受けとることができるふるさと納税は、新型コロナウイルス感染症の閉塞的な状況下で急速に伸びており、来訪やサービスがなくても宿泊施設、お土産物、食材などの地域消費に確実に結びついています。

③ インバウンドの早期回復への期待

ア 円安によるインバウンドへの期待

新型コロナウイルス感染症によって急減したインバウンドは、渡航解禁と併せて、円安効果を含め、国をあげた急速な回復とその経済効果に期待が寄せられています。

イ 日本への旅行希望増加

新型コロナウイルス感染症後、国際的な観光地の候補として日本が一番人気となっています。その理由は、交通インフラ、文化資源、食、治安などが高い評価となっており、今後の増加が大いに期待されています。

◆旅行・観光開発指数※トップ10 世界経済フォーラム（ダボス会議）2022年6月発表

1位	日本（初）	6位	スイス
2位	アメリカ	7位	オーストラリア
3位	スペイン	8位	イギリス
4位	フランス	9位	シンガポール
5位	ドイツ	10位	イタリア

④ 環境に配慮した観光地づくり

ア 環境対策等に対応した周遊への配慮

グリーンスローモビリティ、水素バス、EVバス、観光Ma a S※、自動車のEV化などにより、環境に配慮した周遊観光への対応が求められています。

※旅行・観光開発指数：観光政策やその優先度、交通・観光インフラ、文化・自然資源、安心・安全対策といった観光分野から、グローバルなビジネス環境、人材・労働力、環境の持続性まで、各国の経済的・社会的な発展に寄与するさまざまな要素を包括的な視点で評価した旅行・観光産業調査レポート

※Ma a S：「Mobility as a service」の略。出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。

イ 環境に優しい宿泊施設等

選ばれる宿泊施設は、感染対策、省エネ対策がなされることはもとより、再生資源を活用したアメニティグッズ、環境に配慮したシャンプー・リンス、持参型のタオル・歯ブラシ、ごみの対応など詳細な環境への配慮が求められています。

ウ 有機の地域食材を活用した環境の保全

宿泊施設、飲食施設で提供される食材は、地産地消を原則に自然に優しいオーガニックの素材、調理手法により提供されることが重視されます。また、食材の廃棄をなくして食料ロスにも対応する必要があります。

オーガニックの原理 IFOAM（国際有機農業運動連盟）

- Health（健康）：生産者の健康、田畑の土壌（微生物や虫も含む）の健康、育てる作物の健康、家畜の健康、オーガニック生産地周辺の自然環境の健康
- Ecology（自然との調和）：生態系のバランス
- Fairness（公正）：人間の働く環境や待遇にも配慮
- Care（健康な社会）：未来を見据えた、次世代への思いやり

（４）観光産業の構造的な課題

① 宿泊業における人手不足

宿泊業の離職率は全産業に比べて高く、長時間で不規則、低賃金、現職の高齢化、おもてなしの熟練度が求められるなど、働き手にとっては厳しい労働環境となっており、人手不足の状況にあります。観光産業従事者の教育を含め、待遇改善を図ることが急務となっています。

② 建物や設備の老朽化

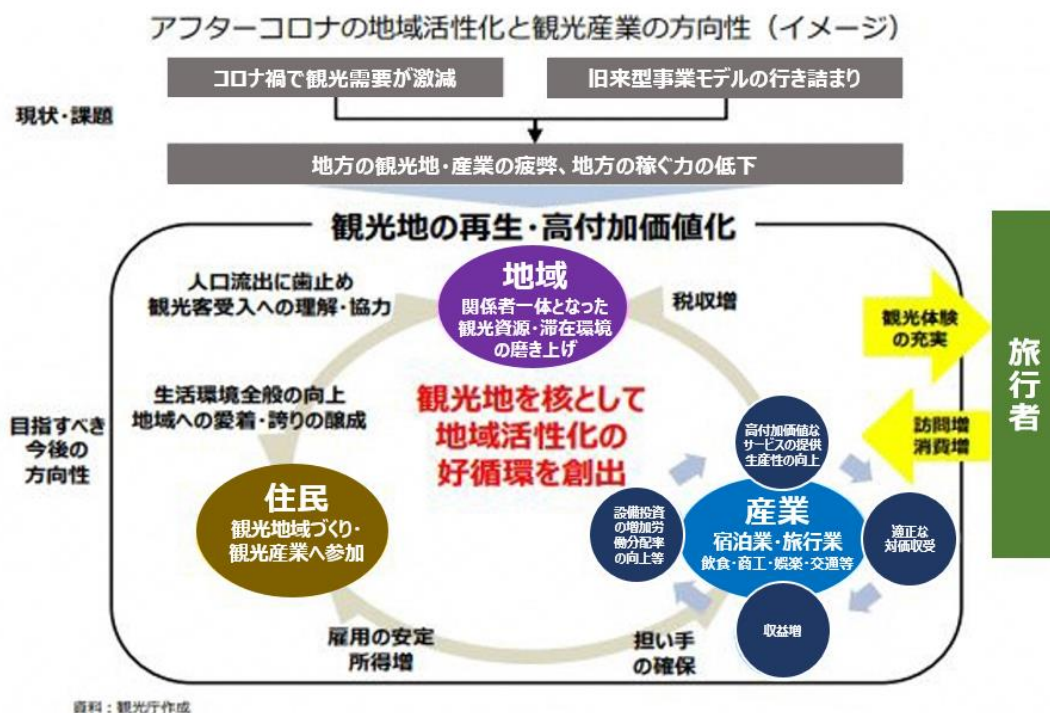
宿泊施設等は、建物や設備面で老朽化が顕著で、観光客の志向やニーズに対応できないところが多く、施設整備に向けた投資が必要となっています。

③ 労働生産性の向上

宿泊業の労働生産性（従業員一人当たりの付加価値額）は、全産業に比べて低く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い従業員数もさらに低下しました。このため、今後は、単価の向上、リピート客の確保などにより、量から質への転換を図り、高付加価値化に努める必要があります。

④ 地域・産業・住民につながる好循環づくり

観光産業が、宿泊業だけでなく、地域産業と連携して税収増につながり、雇用の安定的な確保、住民の地域への愛着、歴史・文化の継承を図り、地域を活性化する好循環を創出していく必要があります。



⑤ DXの遅れ

観光産業は、他産業と比べて、DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組、例えば、観光客の旅行・宿泊予約におけるオンライン、スマートフォンの利用、キャッシュレス化などが遅れています。また、今後地域全体での観光客のデータベースを活用したマーケティングの展開も重要です。これらを進めるにはDXに対する人材不足、費用不足、必要性の認識不足を解消していくことが求められます。

（5）京丹後市の観光の概況

京丹後市の観光産業は、昭和 50 年代頃から平成 10 年頃にかけて大きく成長し、平成 10 年には観光入込客数が年間約 223 万人に達しました。その後、観光の形態、ニーズの変化等により減少を続け、平成 24 年には年間約 172 万人まで落ち込みましたが、平成 25 年から始まった「海の京都」の取組、京都縦貫自動車道全線開通（平成 27 年）、山陰近畿自動車道「京丹後大宮インターチェンジ」までの延伸（平成 28 年）などを経て、年間約 210 万人台まで回復しました。

この間、京丹後市の観光産業は、夏季の海水浴、冬季のカニを主軸とした「二季型観光」で推移してきましたが、令和 2 年初頭から始まったコロナ禍により、海外からの入国制限や、国内における緊急事態宣言の度重なる発令等、二季型の「稼ぎ時」を直撃する人流抑制に“災害”とも言える状況に見舞われ、令和 3 年の観光入込客数は、年間約 128 万人にまで落ち込みを見せています。

このため京丹後市では、影響を受けた事業者に対し事業継続の支援を行うとともに、観光消費額の減少の抑止に向け、令和元年度に発足した「京丹後市観光公社」の機能を最大限活かしながら、多様な事業の取組に努めています。

京丹後市の観光を取り巻く取組等の経緯

年	主なトピック
平成 20 年	京丹後市観光協会発足
平成 21 年	・京丹後市観光立市推進条例制定 ・第 1 次京丹後市観光振興計画「極上のふるさと観光づくり」策定
平成 22 年	山陰海岸ジオパーク認定
平成 25 年	・北部 7 市町が連携する「海の京都」事業がスタート ・第 2 次京丹後市観光振興計画「極上のふるさと観光づくり」策定
平成 26 年	海の京都観光圏整備実施計画を国が認定
平成 27 年	・海の京都博開催 ・山陰海岸ジオパークが「ユネスコ世界ジオパーク」に認定 ・京都縦貫自動車道が全線開通 ・ふるさと納税スタート
平成 28 年	・海の京都DMOが発足 ・山陰近畿自動車道「京丹後大宮インターチェンジ」まで延伸
平成 29 年	300 年を紡ぐ絹が織りなす丹後ちりめん回廊 日本遺産認定
平成 30 年	第 3 次京丹後市観光振興計画「“旬”でもてなす食のまち」策定
令和元年	京丹後市観光公社（一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部 以下、「京丹後市観光公社」という）設立
令和 2 年	・新型コロナウイルス感染症の影響始まる ・京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例の制定 ・新型コロナウイルス感染症対策事業展開
令和 3 年	新型コロナウイルス感染症対策事業継続

4 計画概要

（1）計画の役割・期間・意義

① 計画の役割

京丹後市観光立市推進条例の趣旨に基づき、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための具体的な取組として策定するものです。

② 計画の期間

5 年間（令和 5 年度から令和 9 年度）とし、5 年ごとに見直します。

③ 計画の意義

- 第 4 次計画は、第 3 次計画の実績や新型コロナウイルス感染症等に伴う環境の変化を踏まえて、市、観光関係団体、観光事業者、市民などがその内容を十分認識し、「観光立市の実現」という目標に向かって、さらにそれぞれの立場で実行するものです。

- 第4次計画では、上位計画である「第2次京丹後市総合計画・基本計画」の「4つの重点プロジェクト」を踏まえ、「彩り・味わい京丹後 海・森・里山 つながりの郷」をコンセプトに掲げます。

(2) 明らかにすべき計画の内容

① 京丹後市の観光の現状と課題を明らかにします。

- 観光入込客数と観光形態、観光施設などの利用状況、特徴的な観光資源など、現状を明らかにします。
- 観光の課題及び対策の方向性を明らかにします。

② 将来ビジョンを明らかにします。

- 観光振興のコンセプトを明らかにします。
- 将来の目標数値を明らかにします。
- 基本方針と、それらに基づく基本戦略を明らかにします。

③ 実効性のある「アクションプロジェクト」を明らかにします。

- 基本方針と基本戦略に基づく、「アクションプロジェクト」を明らかにします。
- 地域の現状と特色を活かした「エリア別目標・地域別プロジェクト」を明らかにします。

④ 第3次計画の見直し項目等

- 計画の構成を簡素化するなど、より分かりやすい計画にします。
- 「目標数値」には、通年型観光を推進するため、「再来訪意向率」、「宿泊者数平準化率」の新たな指標に変更します。
- 第3次計画に定められていた「海岸エリア」と「里山エリア」に加え、それぞれをつなぐ新たな概念として、「グリーンベルト」を定義づけします。

5 計画の策定及び推進の体制

(1) 検討組織

京丹後市観光立市推進条例に基づき京丹後市観光立市推進会議を設置し、第3次計画の進捗状況の確認及び第3次計画の見直しについて協議・検討を行いました。また、京丹後市観光立市推進会議には、検討部会を設け、見直しの考え方、内容等の審議・検討を行いました。

※京丹後市観光立市推進会議の設置、組織などについては、参考資料「京丹後市観光立市推進条例及び同条例施行規則」「計画策定の経緯」を参照

(2) 第4次計画の推進及び見直し

必要に応じて京丹後市観光立市推進会議において、第4次計画の推進についての確認を行うとともに、社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、第4次計画の見直しについて検討し、改正を行います。

第1章 現状と課題

1 観光の現状

(1) 概況

① 「京丹後市」の概要

- 市制施行 平成16年4月1日
- 面積 501.44平方キロメートル
- 人口 52,187人（令和4年9月末現在：住民基本台帳による）

京丹後市は日本列島のほぼ中央、京都府北部の日本海に面する位置にあります。良好な景観が続く市内海岸線全てが山陰海岸国立公園と丹後天橋立大江山国定公園に指定されており、日本海形成の過程で生まれた貴重な地形・地質は、市民の暮らしや文化を育む大地の公園「山陰海岸ジオパーク」として、ユネスコから世界認定を受けています。

この豊かな自然は、美しい景観だけでなく、四季折々の旬の食材や京都府下最多となる40の温泉源をもたらし、さらには、古代「丹後王国」として栄えてきた数々の歴史、伝説、文化を生み、日本遺産「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」に認定された丹後ちりめんなど多くの地場産業を育みました。

このように、市域全体に広がる多種多様な地域資源は、無限の観光価値を有しています。

② アクセス状況

京都縦貫自動車道の全線開通（平成27年）、山陰近畿自動車道「京丹後大宮インターチェンジ」供用開始（平成28年）、北近畿豊岡自動車道「但馬空港インターチェンジ」供用開始（令和2年）などの高速道路網の整備が進み、京阪神や中京圏などからの車でのアクセス条件は大きく改善されてきました。また、山陰近畿自動車道「(仮称)大宮峰山インターチェンジ」も整備中であり、完成により、更なる経済活動の拡大、市民生活の安全・安心と質の向上が期待されます。

高速バスは、京都駅から3往復半（上り4便、下り3便）、大阪駅・大阪（伊丹）空港から3往復運行されており、鉄道についても、京都からの特急車両が「丹後の海」としてリニューアルされたほか、老朽化した特急車両の後継車両が今後導入される予定です。

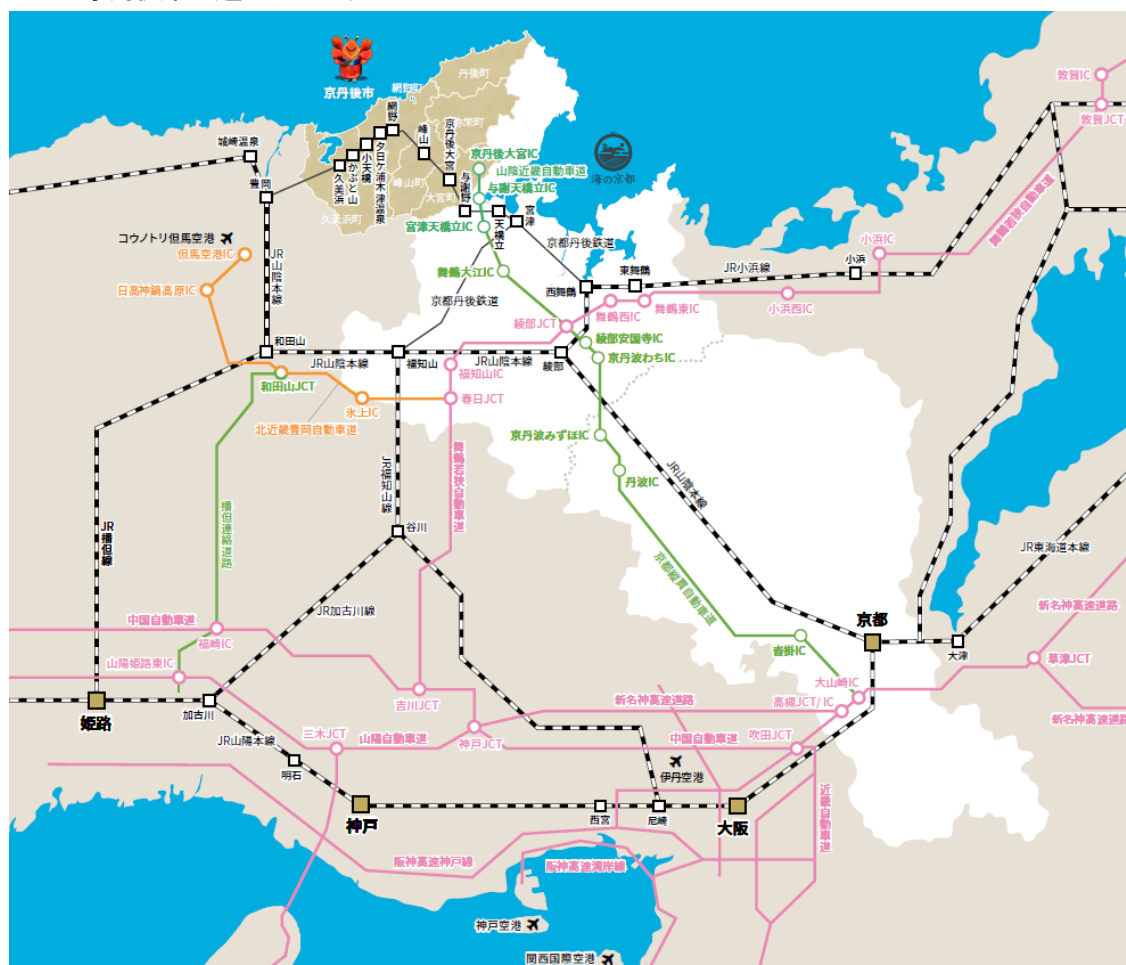
しかしながら、片側1車線の京都縦貫自動車道は、観光のピークと帰省が重なる時期の混雑や大雪・風雨災害等による通行止めなど課題もあります。



○ 主な都市からのアクセス所要時間 【図－1 参照】

- 京都から 車：約1時間30分 列車：約2時間30分 高速バス：約2時間40分
- 大阪、神戸から 車：約2時間 列車：約2時間30分 高速バス：約3時間20分
- 名古屋から 車：約3時間30分 列車：約3時間
- 広島から 車：約4時間50分 列車：約3時間30分
- 東京から
 - ・ 車：（東名・名神高速道路、京都縦貫自動車道、山陰近畿自動車道）で約7時間
 - ・ 列車：（新幹線、在来線特急）で約4時間30分
 - ・ 飛行機：（大阪（伊丹）空港、コウノトリ但馬空港経由）で約3時間
- 近隣観光地から
 - ・ 天橋立から車で約30分、丹後半島1周ルートで約2時間、列車で約30分
 - ・ 城崎温泉から車で20分～50分、列車で40分～60分
- 関西国際空港から
 - ・ 車：（阪和自動車道、近畿自動車道、第二京阪道路、京都縦貫自動車道、山陰近畿自動車道）で約3時間
 - ・ 列車：約4時間

◇図－1 京丹後市交通アクセス図



提供：京丹後市観光公社

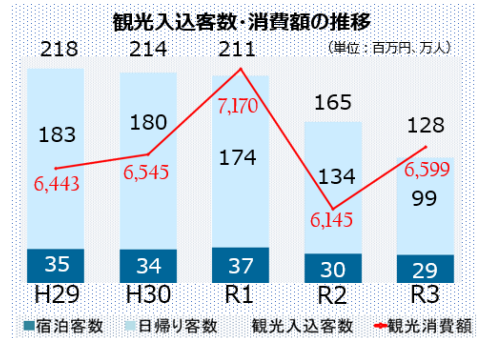
(2) 観光入込客数の状況と観光形態

① 観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく落ち込んでいます。

【参考資料 図-2、図-3】

- 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う世界的な行動制限により、コロナ前の令和元年の211万人に対して、令和2年は165万人(21.8%減)、令和3年は128万人(39.3%減)となっています。

- 令和3年の観光入込客中「日帰り客の割合」は約77%、「宿泊客の割合」は約23%となっています。令和元年から令和3年の間で、「日帰り客数」は約43%、「宿泊客数」は約21%の減少となり、大きく落ち込んでいます。



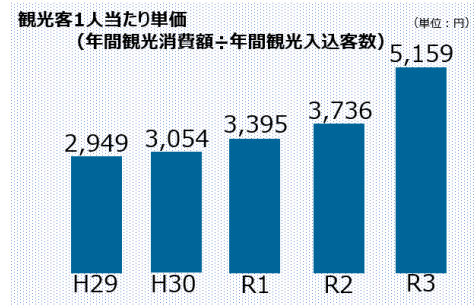
参考資料 図-2

② 観光入込客数の落ち込みに比べ、観光消費額の落ち込みは抑えられています。

【参考資料 図-2、図-4、図-5】

- 観光消費額については、コロナ前の令和元年の71億7千万円に対して、令和2年は61億45百万円(14.3%減)、令和3年は65億99百万円(8%減)となっています。

- 令和3年は、観光消費額に占める宿泊比率が約84%を占めています。観光客1人当たりの消費額は、平成29年は2,949円でしたが、令和元年は3,395円、令和3年は5,159円(令和元年対比 52%増)と宿泊単価の上昇もあり、観光入込客数の落ち込みに比べ、観光消費額の落ち込みは抑えられています。

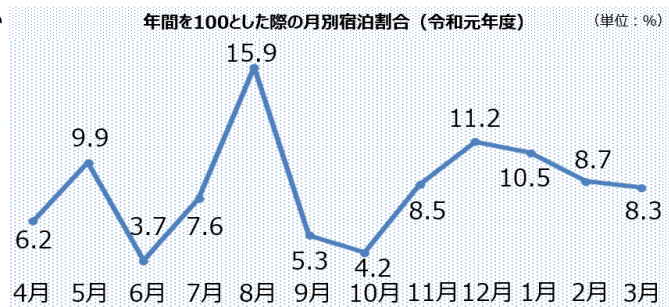


参考資料 図-5

③ 夏、冬が中心の「二季型」の観光地です。【参考資料 図-6】

- 夏季の海水浴、冬季のカニを軸とした「二季型」の観光地となっており、宿泊客は、4月、6月、9月、10月が少ない状況にあります。

- コロナ禍の令和2年、令和3年は、国のGotoや府、市独自の誘客キャンペーンの実施等により、夏季や11月の観光入込の落ち込みを抑えることができています。



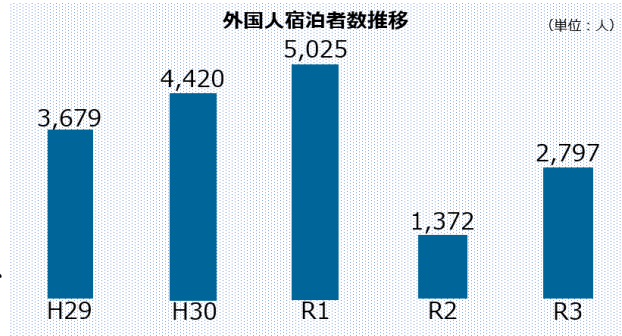
参考資料 図-6

④ 外国人宿泊客が新型コロナウイルス感染症の影響を受け激減しています。

【参考資料 図-7、図-8、図-9】

- 外国人観光客向けの施策を行い、訪日外国人入込客数は増加していましたが、新型コロナウイルス感染症により、令和2年より訪日外国人観光客の受け入れが停止したこともあり、激減しています。

- 国別では、ベトナム、米国、中国のほか、令和3年は、東京2020オリンピック京丹後市事前合宿（ホストタウン等）の受け入れにより、スペイン、ポルトガルが増加しています。



参考資料 図-7

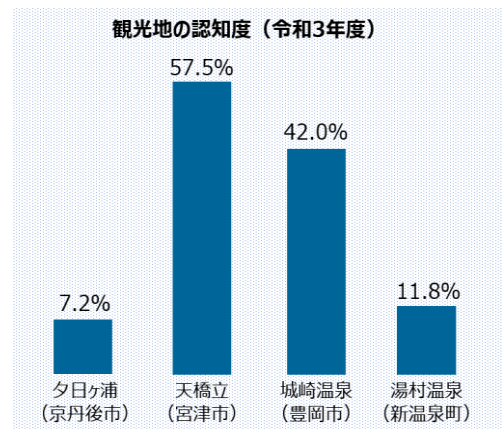
⑤ 観光地としての「認知度」は低い「満足度」は高いです。

【参考資料 図-10、図-11、図-12、図-13、図-14】

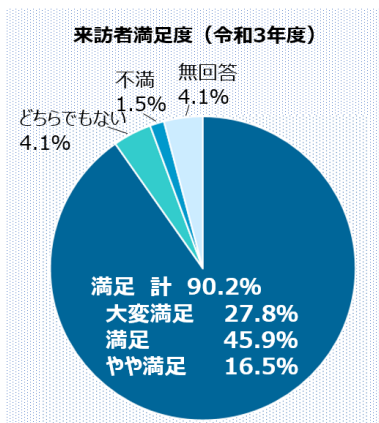
- 全国における「夕日ヶ浦」（京丹後市）の認知度は7.2%であり、「天橋立」（宮津市）の57.5%などと比較すると低い状況にあります。

- 「来訪者の満足度」は90.2%と高く、特に「食事の味やボリューム」、「従業員の接客対応」「自然景観や雰囲気」が高く評価されています。一方で、体験プログラムの評価は低い状況です。

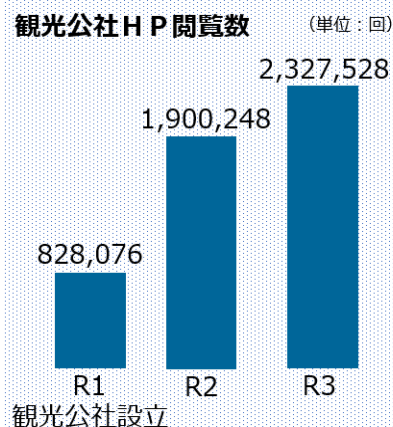
- 観光公社の設立により、デジタルプロモーションや京阪神・関東方面での広告宣伝等を強化し、令和元年度と令和3年度を比較すると、観光公社HP「京丹後ナビ」の閲覧数は約2.8倍に伸びています。また、SNSフォロワー数も、Facebookが約1.8倍、Instagramが約6.2倍に伸びていますが、「京丹後」の認知度は、全国的にはまだまだ低い状況です。



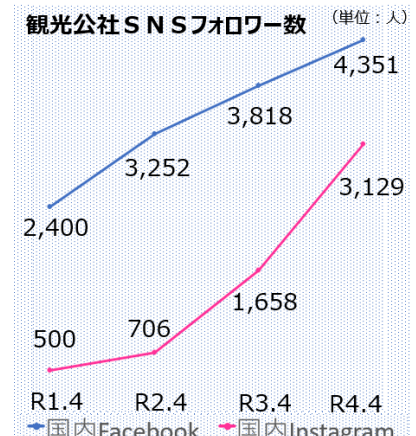
参考資料 図-10



参考資料 図-11



参考資料 図-13

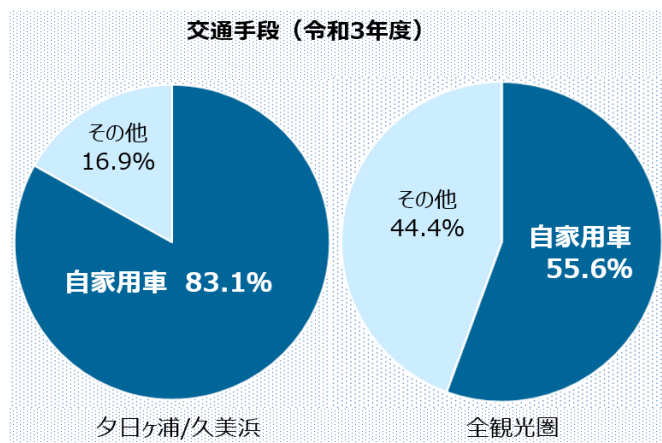


参考資料 図-14

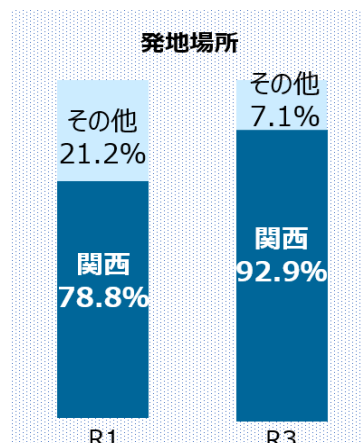
⑥ 観光客の交通手段は自家用車が多く、「発地場所」のほとんどが関西圏です。

【参考資料 図-15、図-16】

- 観光客の交通手段は、83.1%が自家用車、その他が16.9%です。
- 地域別の発地場所は、コロナ前の令和元年度は、関西圏78.8%、東海圏4.2%、関東圏1.2%だったものが、令和3年は、関西圏92.9%（14.1%増）、東海圏4.1%（0.1%減）関東圏0.8%（0.4%減）で、関西圏の旅行が増加しています。



参考資料 図-15

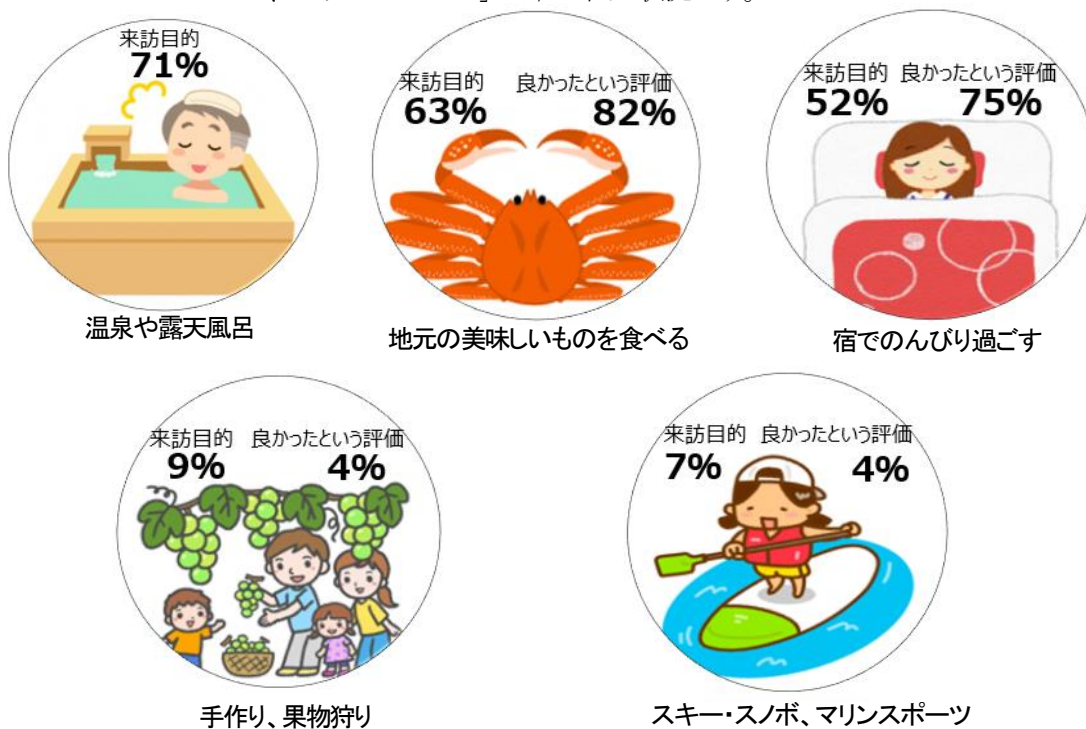


参考資料 図-16

⑦ 宿泊客に対し、本市の多様な魅力が伝えきれていないことがうかがえます。

【参考資料 図-17】

- 来訪目的は、「温泉や露天風呂」71%、「地元の美味しいものを食べる」63%、「宿でのんびり過ごす」52%と、宿泊関連の来訪目的が多い反面、各種体験は「手作り、果物狩り」9%、「スキー・スノボ、マリンスポーツ」7%と低い状況です。

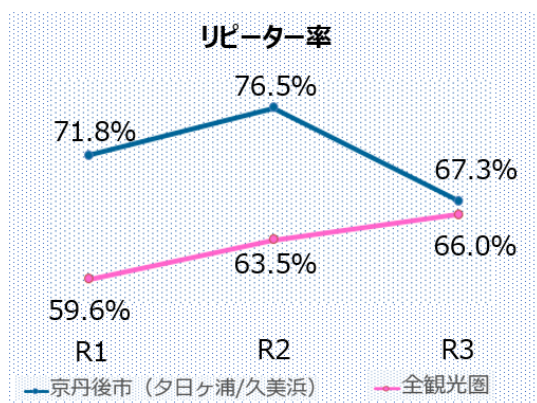


参考資料 図-17

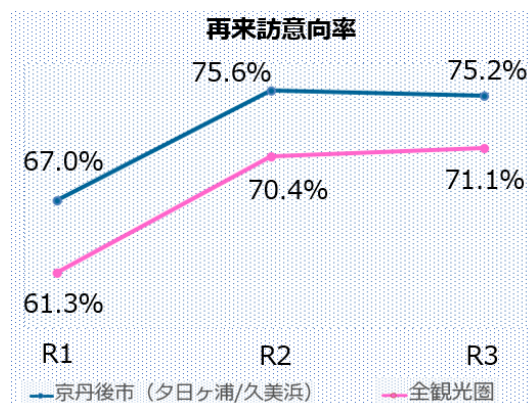
⑧ 全観光圏と比較してもリピーター率は高く、再来訪意向率も高いです。

【参考資料 図-18、図-19】

- 観光客のリピーター率は、コロナ前の令和元年度は71.8%、令和2年度が76.5%、令和3年度が67.3%となっています。全観光圏のリピーター率の66.0%よりも高い水準です。
- 観光客の再来訪意向率は、コロナ前の令和元年度は67.0%、令和2年度が75.6%、令和3年度は75.2%となっています。全観光圏の再来訪意向率の71.1%よりも高い水準です。



参考資料 図-18



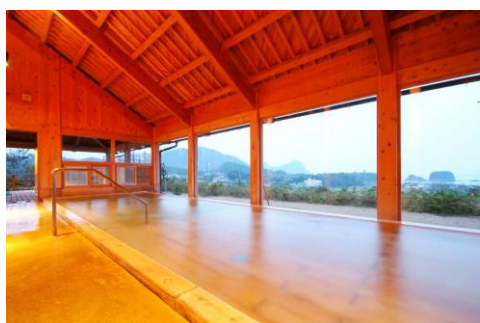
参考資料 図-19

※R3のリピーター率の低下は、国府等の旅行需要喚起策やマイクロツーリズム等の、これまでになかったプロモーションにより、新たな客層の来訪増加等が影響しているものと推測される。(宿泊事業者等からの聞き取りより)

(3) 観光施設などの利用状況

① 観光施設などの状況と特徴

- 旧町時代に整備された公的観光施設（指定管理者制度※による運営）は、年数の経過とともに施設の老朽化が進んでおり、修繕が必要な箇所が多くなっています。一方で、民間のノウハウを活用した誘客の取組が展開されています。
- 新型コロナウイルス感染症に伴うアウトドアブームにより、アウトドアの観光施設については、入込客数は増加傾向にあります。
- 老朽化や洋式化できていない海浜トイレなどの修繕、リニューアル等が必要な状況にあります。



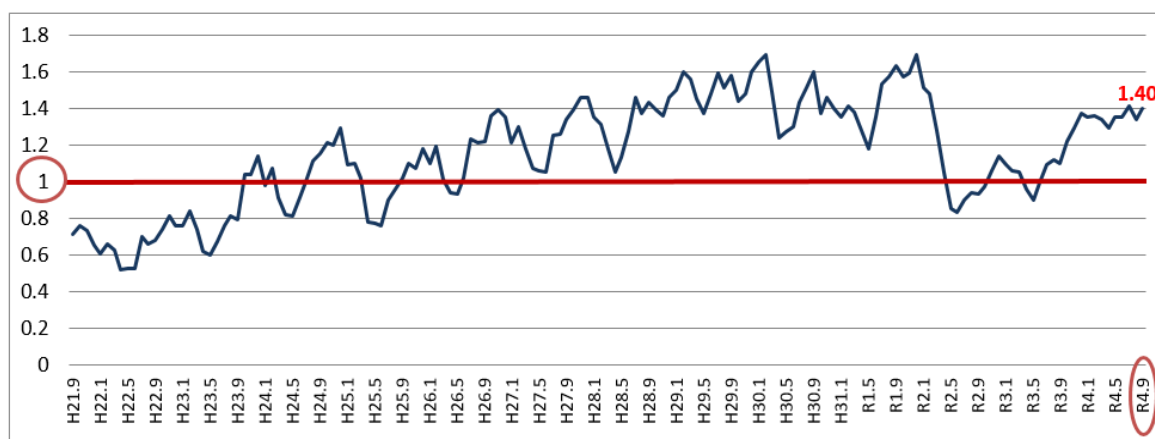
※指定管理者制度：地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

(4) 観光業を取り巻く雇用の状況

① 慢性的な「人手不足」が続いています。【図-20】

全業種トータルの有効求人倍率※は、平成29年12月の1.44倍から、令和元年12月には1.69倍と上昇し、人手不足が加速しています。コロナ禍で一時1.0倍を下回ったものの、令和3年7月から再び上回り、令和4年9月時点で1.40倍となっています。

◇図-20 京丹後市の有効求人倍率の推移（全職業）

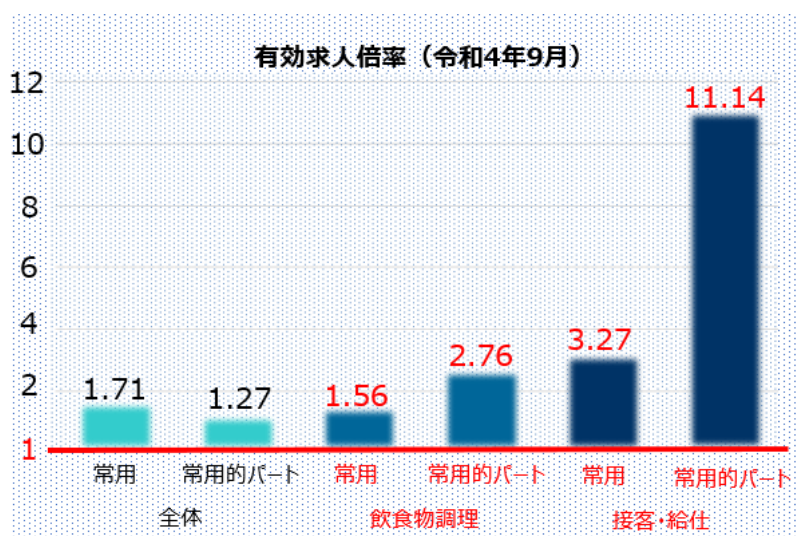


※出典：ハローワーク峰山発行「月報峰山速報」

② 観光関連（飲食物料理、接客・給仕）の「人手不足」はさらに深刻です。

【参考資料 図-21、図-22、図-23、図-24】

令和4年の「飲食物料理の職業」の有効求人倍率は、常用が1.56倍、パートが2.76倍、「接客・給仕の職業」では、常用が3.27倍、パートが11.14倍となっており、観光に関連する職業の人手不足は、さらに深刻な状況です。



参考資料 図-21、22、23、24

※有効求人倍率：職業安定所に登録されている有効求職者に対する有効求人数の割合のこと。

(5) 特徴的な資源

【食】

国内外に誇る丹後産コシヒカリ、各種フルーツ、間人ガニ、久美浜かきや丹後とり貝、地酒等に加え、令和3年から新たに「活イカ」の市内流通の取組が始まりました。また、令和元年から京丹後美食都市研究推進会が中心となり、京丹後ガストロノミカ、たんちょす月間といった料理人、生産者等による「食のまち」づくりの取組が展開されています。

【ジオパーク】

市全域が「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」に認定されており、市内に6つのジオトレイルコースがあります。立岩、屏風岩、青の洞窟といった特徴ある世界基準の観光価値を活用し、京丹後縦断トレイルや、香美町との交流事業、教育旅行などの取組が始まっています。また、令和2年に事業者、教育関係者、行政等による「京丹後市ジオパーク最大活用会議」が発足し、より活用に向け動き出しています。

【海・山・薬草】

小天橋から夕日ヶ浦海岸まで約8km続くロングビーチや鳴き砂の琴引浜をはじめとする美しい海岸線、ブナが自生する森、アユが遡上する川、ホタルが舞う里山など、市域全体に森と海がつながる豊かな自然環境があります。多種多様な薬草が自生し、中国4大薬都の一つ「亳州市」とは、平成18年から協定※を締結し交流を深めています。

【宿泊施設】

ホテル、旅館、民宿等の多様な宿泊施設を、京都市に次いで府下2番目に多い約180軒有しています。

【温泉】

海岸線を中心に40カ所の温泉源に恵まれ、温泉宿、日帰り温泉とも充実しています。

【伝説・伝承】

「鬼退治伝説※」や「京丹後七姫伝説※」、「日本最古の羽衣天女伝説※」、羽衣天女が祀られた奈具神社※をはじめとする「元伊勢の地※」、稲作発祥の地と伝えられる「月の輪田※」、果物やお菓子作りに関係する「売布神社※」、天鈿女命との関係を伝える大宮売神を祀る「大宮売神社※」、日本の国づくりに重要な役割を果たしたヤマトタケルの祖母ヒバスヒメの縁の地※など、“日本のふるさと”とも言える多くの伝説・伝承があります。

※協定：日本国京都府京丹後市と中華人民共和国安徽省亳州市 友好都市を締結する協定書

※鬼退治伝説：用明天皇の勅命を受け、麻呂子親王が薬師如来の加護を得て鬼を退治したとされている。

※京丹後七姫伝説：京丹後の伝承に登場する、羽衣天女、乙姫、間人皇后、川上摩須郎女、小野小町、静御前、細川ガラシャの7姫の総称

※羽衣天女伝説：峰山町比治山に舞い降りた天女の伝承

※奈具神社：羽衣天女が祀られている神社。『丹後国風土記』逸文には「豊宇加能売命」と記される。（弥栄町船木）

※元伊勢の地：伊勢神宮（三重県伊勢市）が現在地へ還る以前に、一時的に祀られたという伝承を持つ場所

※月の輪田：豊受大神がはじめて田植えをされた場所とされ、稲作発祥の地として伝わっている（峰山町二箇）

※売布神社：垂仁天皇の命で橋を持ち帰った、菓子作りの祖、田道間守命がこの地に祀った神社と伝わっている（網野町木津）

※大宮売神社：本殿横の石灯籠は国の重要文化財に指定されている。祭神は大宮売神、若宮売神の二座で、『延喜式』所載の名神大社である。

大宮売神は『延喜式』によると宮中八神の一神で、造酒司にも祀られていました大宮売神を天鈿女命と同一視する説がある（大宮町周枳）

※ヒバスヒメの縁の地：丹波道主命と川上摩須郎女との間に生まれた日葉酢媛は、垂仁天皇の后となりました

【史跡・文化財】

丹後半島には、古墳時代において、日本海側最大の網野銚子山古墳をはじめとする丹後三大古墳※のほか、弥生時代国内最大級の墳丘墓である赤坂今井墳墓など「丹後王国※」の存在を感じさせる数々の遺跡、史跡等があります。このほか、市内各地には有形・無形の文化財があり、所有者・地域によって大切に伝えられています。また、令和4年12月12日に、経ヶ岬灯台※が国の重要文化財に指定され、新たな誘客資源として期待されます。

【産業】

観光産業をはじめ、日本遺産「300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」に代表される丹後ちりめんは、日本一の絹織物の生産量を誇ります。また、高い技術力を誇る「機械金属産業」が集積し、ハイテクゾーンを構成しています。「間人ガニ」、「丹後産コシヒカリ」、「京たんごメロン」など、農・水産業ではブランド食材も豊富です。

【長寿】

現在もギネス世界記録を保持している、故・木村次郎右衛門さんの出生地であり、百寿者の人口10万人あたり比率が全国平均の約3.3倍（令和3年度）あるなど、長寿のまちです。

【人】

京丹後市観光大使の太川陽介さん、故・野村克也さんをはじめとした著名人だけでなく、豊かな自然と共生しながら農林漁業を営み、多様な文化や風土を守り伝える京丹後市民一人一人がいます。「住んでよし、訪れてよし」、「ひと」が主役の「まちじゅう観光」の地です。

【安全・安心】

平成27年に京都府警と「みんなでしょうきや〜世界に誇れる笑顔あふれる京丹後安全・安心まちづくり」を締結した京丹後市は、刑法犯の人口当たり認知率が全国平均の約2分の1、交通事故発生率が同4分の1となっています。また、令和2年には市町村単位ではあまり例のない「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」を制定し、感染症まん延下における観光と市民生活の両立を図るなど、「安全・安心」は、京丹後市の大きな財産です。



※丹後三大古墳：網野銚子山古墳（網野町網野）、神明山古墳（丹後町宮）、蛭子山古墳（与謝野町）

※丹後王国：昭和58年（1983）に門脇禎二が提示したもの。門脇は、古代日本の各地にいた有力者のもとで地域国家が存在し、丹波・丹後にも「丹後王国」が存在したと考えた

※経ヶ岬灯台：丹後半島の最北端に、明治31年に設置された白亜の灯台。国内に5ヶ所のみ希少な第1等レンズ（フレネルレンズ）を使用している。

2 観光の課題及び対策の方向性

【課題1】夏、冬に偏重した「二季型の観光地」で年間を通じて安定した誘客ができていません。

＜対策の方向性＞

四季を通じた観光客の確保により、経営の安定化、人材の確保と育成、資源の有効活用が求められています。

- 春・秋及び平日の来訪が期待できる層や団体をターゲットにした、ワーケーション、インバウンド、教育旅行、スポーツ・ビジネス観光などの推進が必要です。
- 健康長寿という京丹後の強みを活かし、季節を問わないヘルスツーリズム等の推進が必要です。
- 四季に応じた「食」や「体験」のコンテンツ開発と、それを実現するための異業種連携や、魅力を伝えるための「人（ガイド等）」の育成が必要です。

【課題2】異業種連携が不十分であり、宿泊客の市内周遊・滞在につながっていません。

＜対策の方向性＞

市民、地域の産業等の連携により幅広く観光価値を高め、観光による効果を全市に広げて、総合的に活用していく必要があります。

- 宿泊客の市内滞在長期化による市域全体の観光消費の増大が必要です。
- 異業種連携や市民参画による、地域資源を観光価値化した体験・周遊コンテンツづくりが必要です。
- 雨天時等に立ち寄ることのできる観光拠点やランチができる食事処の整備が必要です。
- 京丹后市観光公社の会員加入と、農漁業、ちりめん、ものづくり産業など様々な異業種連携による会員拡大が必要です。

【課題3】「観光地としての認知度」が低く、関西圏とともに、関東圏をはじめ全国的・広域的な誘客が必要です。

＜対策の方向性＞

関西圏からの集客を強化するとともに誘客対象エリアを拡大し、認知度向上を図ります。

- 京丹后市観光公社を中心としたマーケティングとデジタルプロモーションの強化が必要です。
- ターゲットとコンテンツを連動させ、全国から誘客できるプロモーションが必要です。
- 海の京都DMO等の広域関係団体や民間OTAと連携し、情報発信を強化する必要があります。
- 京丹後ならではの魅力を磨き、伝えていくことが必要です。
- 2025大阪・関西万博（レガシー含む）を見据えた、国内外向け観光プロモーションの展開が必要です。

【課題4】コロナ禍を契機とした観光客の行動変容やインバウンド再開への対応が求められています。

＜対策の方向性＞

ウィズコロナ、アフターコロナにおける観光需要に対応する必要があります。

- 密を回避する旅行者のニーズの変化を意識した施設整備、コンテンツ開発、プロモーション等安全安心な観光地づくりを継続する必要があります。
- 訪日外国人誘客に向け、海の京都DMOはじめ広域的な観光プロモーションの展開、航空会社等との連携、受け入れ態勢の整備が必要です。

【課題5】環境に配慮し、SDGsに対応した観光地のあり方が求められています。

<対策の方向性>

環境問題等のグローバルな課題に対応した観光地づくりが必要です。

- 海岸保全をはじめとする環境配慮型の取組と発信が必要です。
- ワークेशन、産業ツーリズム、教育旅行等、SDGsに対応した観光コンテンツづくりが必要です。
- 宿泊施設や観光施設における、SDGsの取組が必要です。

【課題6】観光業を支える人材不足への対応と、持続的な観光振興財源の確保が求められています。

<対策の方向性>

持続的な観光振興に向け、人材と財源の確保が必要です。

- 「通年型の観光地」の実現による通年雇用、正規雇用の増加など、観光業の雇用形態や雇用条件の改善が必要です。
- U・Iターン促進、子育て環境の充実、異業種間の人的交流等により、繁忙期の人手不足を解消するための取組が必要です。
- 観光業の高付加価値化と観光消費額増加に伴う税収の増加が必要です。
- 観光税・宿泊税等の新たな財源の検討や、ふるさと納税、クラウドファンディングを活用した更なる財源の確保が必要です。

【課題7】老朽化した観光関連のインフラ整備や交通基盤の強靱化、利便性充実に向けた取組が必要です。

<対策の方向性>

安全・安心・快適な観光基盤の整備が必要です。

- 海浜施設や公衆トイレなどの広く観光客が利用する施設が老朽化しており、順次、適切な整備と維持管理を行う必要があります。
- 災害等に強い観光地になるために、高速道路や鉄道網、航空路線等の交通インフラの整備促進が必要です。



第2章 将来ビジョン

1 コンセプト

彩り・味わい京丹後

海・森・里山 つながりの郷

京丹後市には、太古から連綿と続く海、森、里山を大切に守り暮らしてきた人々が唯一無二のふるさとを形成しています。

森に降った雨が川となり、海に注ぎ、里山を潤す自然の循環は、海の恵み、里山の実りをもたらし、魅力ある味わいを通して「長寿」を支えるとともに、丹後ちりめんやものづくりなどの「技」をも育んでいます。自然と人が織りなす彩り豊かな営みは、長く歴史となり、文化として継承され、なつかしさと未来への想像力をあわせもつ“日本のふるさと”を想起します。

素晴らしい彩りと味わいに満ちた資源は、多様で奥深い物語として観光客を惹きつける「海・森・里山 つながりの郷」を創造します。“笑顔”と“安全・安心”が生まれるまちづくりを活かして、訪れる人々と地域の人々の相互理解と交流を促進し、観光を核とした地域協働により、幅広い雇用の増大と産業の活性化を図ります。そして、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会づくりにつなげていきます。

観光事業者、観光関係団体、行政はもとより、農林漁業者をはじめとする多様な事業者や市民が一体となり、四季折々の無限に存在する地域資源を磨き上げ、発信し、真のふるさととの豊かさを求め集う人々と総合的につながる「住んでよし、訪れてよし」の観光立市を目指します。

2 目標数値（通年型観光を重視した目標とする）

	指標名	コロナ前【令和元年】	現状【令和3年】	目標【令和9年】
1	年間観光入込客数	211万人	128万人	240万人
2	年間宿泊客数	36万人	29万人	55万人
3	年間外国人宿泊客数	5,025人	2,797人	10,000人
4	年間観光消費額	71億円	66億円	105億円
5	再来訪意向率※	67.0%	75.2%	85.0%
6	宿泊者数平準化率※	42.0%	34.9%	50.0%

※1～4の目標値は、第2次京丹後市総合計画の令和6年度目標値

※再来訪意向率については、満足度調査における再来訪意向の問いに、「大変そう思う」、「そう思う」、「やや思う」と答えた方のパーセント。

※宿泊者数平準化率については、閑散期（4、6、9、10月）の宿泊者数合計を、繁忙期（8、11、12、1月）の宿泊者数の合計で除し、繁忙期を100とした場合の閑散期の宿泊割合を数値化したもの。

3 基本方針と基本戦略

＜基本方針1＞

豊潤な“食”の魅力を最大限発揮し「旨いものを食べるなら京丹後」を実現します

【基本戦略】

- ① 多種高品質なフルーツを前面に押し出し、年間を通した誘客につなげます。
- ② 四季折々の農産物、水産資源の“地産来消”を促進し、「味わう×体験する」観光を推進します。
- ③ 「食のまち」の機運を醸成し、豊潤な食材の魅力に磨きをかけ国内外に発信します。
- ④ 京丹後の旬の味覚を堪能できる食事処・土産物販売店等の充実に取り組みます。

＜基本方針2＞

多彩な“人”の魅力を観光価値化し「何度でも訪れたい京丹後」を創出します

【基本戦略】

- ① ビーチでのアクティビティやイベントを充実させ、年中「人」が集うビーチづくりを進めます。
- ② 「人」を介して、森・川・海や産業、社会活動等の魅力を掘り起こし、観光資源化します。
- ③ 「健康長寿」を最大限活かし、ヘルス&ウェルネス観光を確立します。
- ④ スポーツ施設を活用したスポーツ大会や合宿の誘致・開催のほか、企業、大学等と連携したビジネス観光を推進します。

＜基本方針3＞

多種多様な“文化資源”を活かし「なつかしい日本のふるさと・京丹後」を創造・発信します

【基本戦略】

- ① 多様な史跡、文化財を活かした「文化観光」に取り組みます。
- ② 豊富な伝説や伝承を活かして歴史を探访するコンテンツづくりを進めます。

＜基本方針4＞

SDGsに対応した「持続的で環境にやさしい観光地・京丹後」を推進します

【基本戦略】

- ① 本市の大切な資源であるビーチを、訪れる側、受け入れる側が一緒になって保全する取組を進めます。
- ② 「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」を活用し、食、体験、学びが融合した観光を進めます。
- ③ 日本遺産の織物業や本市の基幹産業の機械金属業など、地域の歴史と特色を活かした産業観光を展開します。
- ④ 世界中の人から選ばれる、環境に優しくサステナブルな観光地を目指します。

＜基本方針5＞

安全・安心・快適でユニバーサルな「人にやさしい観光地・京丹後」を推進します

【基本戦略】

- ① 新型コロナウイルス感染症等の対策を万全に行い、安全安心な観光地を発信します。
- ② アフターコロナに向けたインバウンド再開への対応を推進します。
- ③ 高齢者や障害者など、すべての人にとって優しい観光地を目指します。
- ④ 老朽化した海浜施設等の整備を進めます。
- ⑤ 高速道路の延伸や全線片側2車線化、特急列車乗り入れ等交通基盤の強靱化、利便性の充実に取り組みます。
- ⑥ MaaS等の観光関連業界のデジタルプラットフォームの構築により、観光客の利便性向上を目指します。

<基本方針6>

デジタル技術を活用し、情報発信やマーケティングを展開する「観光DX・京丹後」を推進します

【基本戦略】

- ① デジタル技術を活用した行動分析や実態把握などに基づく、ターゲティングやプロモーションを行います。
- ② デジタル技術により事業者間の連携を図ります。
- ③ 2025年の大阪・関西万博（レガシー含む）を見据えた周遊観光の促進を図ります。
- ④ 広域連携のメリットを活かした情報分析による効果的な発信を行います。

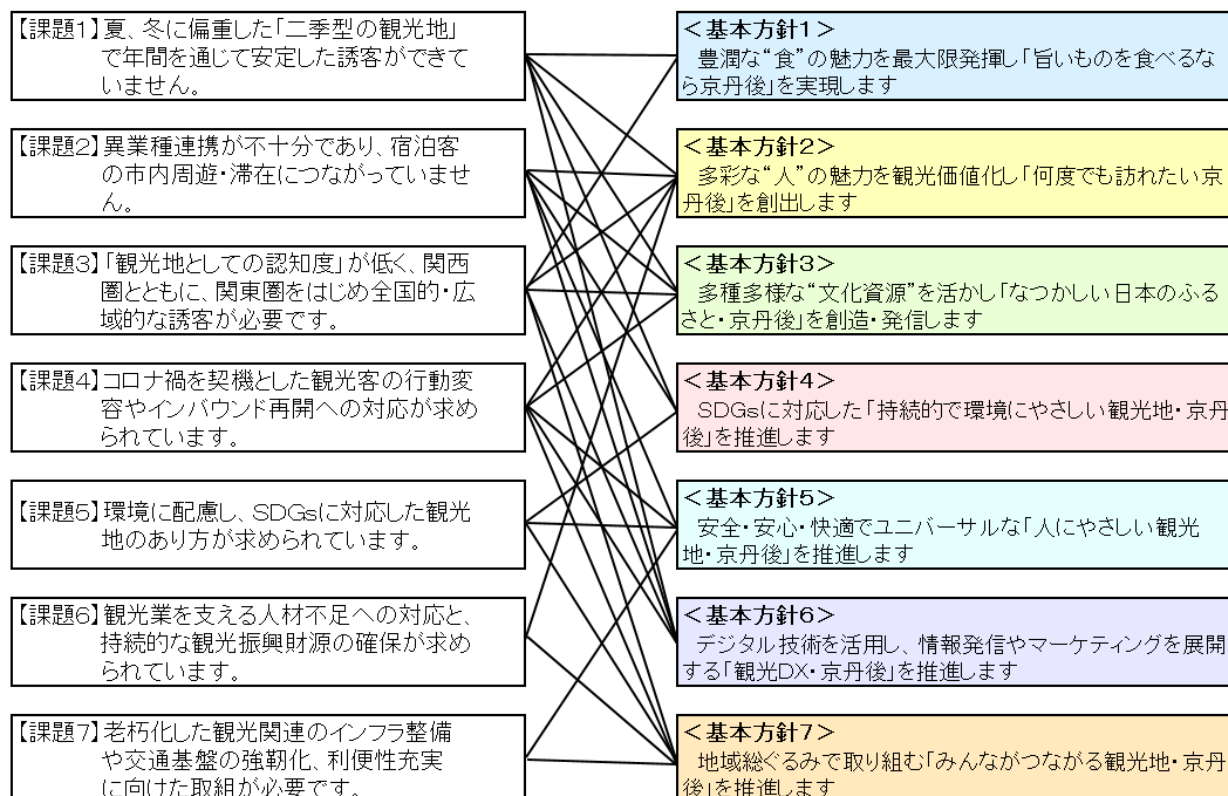
<基本方針7>

地域総ぐるみで取り組む「みんながつながる観光地・京丹後」を推進します

【基本戦略】

- ① 観光を活用して、市民みんなが誇りをもてる地域づくりを進めます。
- ② 観光公社への会員加入と異業種連携による会員拡大を図ります。
- ③ 観光立市の実現に必要な観光人材の確保を図ります。
- ④ 持続可能な観光振興を推進するための財源確保に努めます。

◇図-25 「課題」と「基本方針」の相関図



第3章 アクションプロジェクト

1 アクションプロジェクト

アクションプロジェクトは、前章に掲げた基本方針ごとに、観光事業者、観光関係団体、市民、行政などが取り組むべきプロジェクトであり、これに基づく効果的な事業を5年以内に実施することを目標として、以下に「主なアクションプロジェクト」を記します。なお、「主なアクションプロジェクト」の内容は、社会情勢等の変化に対応して適時見直します。

<基本方針1>

豊潤な食の魅力を最大限発揮し「旨いものを食べるなら京丹後」を実現します

■＝最優先 ◎＝主体
□＝優先 ○＝協力、参加

基本戦略	主なアクションプロジェクト	取組主体			
		業者	団体	市民	行政
①多種高品質なフルーツを前面に押し出し、年間を通した誘客につなげます。	1 フルーツの6次産業化(フルーツレイル、フルーツ狩り×宿泊プラン、旬のフルーツ・ランチ・デザート提供など)の促進	◎	○		○
	2 旬のフルーツに特化したPR展開	◎	○		○
	3 フルーツ供給体制の充実	◎	○		○
②四季折々の農産物、水産資源の“地産来消”を促進し、「味わう×体験する」観光を推進します。	4 活イカ、丹後とり貝やかきといった旬の魚介類の活用	◎	○		○
	5 お宿の畑収穫体験や農家とのコラボ	◎	○		○
	6 浜買い体験など新鮮な魚介類の販売	◎	○		○
	7 日本酒の積極的な活用・発信	◎	○		○
③「食のまち」の機運を醸成し、豊潤な食材の魅力に磨きをかけ国内外に発信します。	8 料理人と生産者等異業種交流による技術研鑽と食のまち機運醸成の促進	◎	○		◎
	9 旬の食材をテーマにした料理の発信	◎	○	○	◎
④京丹後の旬の味覚を堪能できる食事処・土産物販売店等の充実に取り組みます。	10 旬の食材を活用した料理の提供店拡大	◎	◎	○	◎
	11 旬の食材を活用したお土産品・加工品の開発と販売拡大	◎	◎	○	◎

＜基本方針2＞

多彩な“人”の魅力を観光価値化し「何度でも訪れたい京丹後」を創出します

■＝最優先 ◎＝主体
□＝優先 ○＝協力、参加

基本戦略	主なアクションプロジェクト	取組主体			
		業者	団体	市民	行政
①ビーチでのアクティビティやイベントを充実させ、年中「人」が集うビーチづくりを進めます。	12 ビーチを活用した、キャンドルナイトやビーチサウナ等のイベントの充実	◎	◎	○	◎
	13 シーカヤック、SUP、ダイビング、釣り等のマリンアクティビティを推進	◎	◎		○
	14 春・秋・冬の魅力的な映像発信	○	◎		◎
②「人」を介して、森・川・海や産業、社会活動等の魅力を掘り起こし、観光資源化します。	15 里山・里海資源による観光商品づくり	◎	○		○
	16 eバイクを活用した周遊観光の推進	◎	○		○
	17 里山文化案内人等ガイドの養成	○	◎	◎	◎
	18 産業、社会活動等に関するガイドの養成	○	◎	◎	◎
③「健康長寿」を最大限活かし、ヘルス&ウェルネス観光を確立します。	19 ジオトレッキングや長寿食を活かしたヘルスツーリズムの推進	◎	◎	○	◎
④スポーツ施設を活用したスポーツ大会や合宿の誘致・開催のほか、企業、大学等と連携したビジネス観光を推進します。	20 スポーツイベント開催による宿泊促進	◎	◎	○	◎
	21 スポーツ大会・合宿の誘致による宿泊促進	◎	◎	○	◎
	22 MICE、ゼミ受入れやワーケーション等ビジネスユース推進	◎	○		○

＜基本方針3＞

多種多様な“文化資源”を活かし「なつかしい日本のふるさと・京丹後」を創造・発信します

■＝最優先 ◎＝主体
□＝優先 ○＝協力、参加

基本戦略	主なアクションプロジェクト	取組主体			
		業者	団体	市民	行政
①多様な史跡、文化財を活かした「文化観光」に取り組みます。	23 史跡、神社等の観光活用	○	◎	○	◎
	24 経ヶ岬灯台(周辺含む)の観光活用	○	◎	○	◎
②豊富な伝説や伝承を活かして歴史を探访するコンテンツづくりを進めます。	25 伝説・伝承などの歴史文化のストーリーの観光活用	◎	○		○
	26 地域の祭りや催事の観光活用	○	◎	◎	◎

<基本方針4>

SDGsに対応した「持続的で環境にやさしい観光地・京丹後」を推進します

■＝最優先 ◎＝主体
□＝優先 ○＝協力、参加

基本戦略	主なアクションプロジェクト	取組主体			
		業者	団体	市民	行政
①本市の大切な資源であるビーチを、訪れる側、受け入れる側が一緒になって保全する取組を進めます。	27 観光客とともに取り組む海岸清掃の推進	◎	◎	◎	◎
	28 ブルーフラッグ認証の取得検討	◎	○	○	○
②「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」を活用し、食、体験、学びが融合した観光を進めます。	29 ジオパークを活用したツアー、トレッキング、イベント等の推進	◎	◎		○
	30 ジオパークを教材にした教育旅行の誘致推進	◎	◎	○	◎
③日本遺産の織物業や本市の基幹産業の機械金属業など、地域の歴史と特色を活かした産業観光を展開します。	31 宿泊と第1次産業の掛け合わせによる体験型宿泊商品の推進	◎	○		○
	32 織物業や機械金属業などの見学、体験とまち歩きを組み合わせた産業ソーリズムの推進	◎	◎		○
④世界中の人から選ばれる、環境に優しくサステナブルな観光地を目指します。	33 宿泊施設におけるアメニティ、フードロス改善の取組強化	◎	○		



<基本方針5>

安全・安心・快適でユニバーサルな「人にやさしい観光地・京丹後」を推進します

■＝最優先 ◎＝主体
□＝優先 ○＝協力、参加

基本戦略	主なアクションプロジェクト	取組主体			
		業者	団体	市民	行政
①新型コロナウイルス感染症等の対策を万全に行い、安全安心な観光地を発信します。	34 感染防止対策の徹底を引き続き行う	◎	◎	○	◎
	35 国府の補助制度等の活用	◎	◎		◎
②アフターコロナに向けたインバウンド再開への対応を推進します。	36 観光看板や販促物等の多言語表記対応の推進	◎	◎		◎
	37 航空会社、民間OTA等と連動したコンテンツづくりと誘客の仕組みづくり	○	◎		◎
③高齢者や障害者など、すべての人にとって優しい観光地を目指します。	38 高齢者や障害者が利用しやすい観光インフラ及びサービスの推進	◎	○	○	◎
④老朽化した海浜施設等の整備を進めます。	39 海浜・イレ等の老朽力所の修繕、更新、洋式化等の整備と適切な維持管理				◎
⑤高速道路の延伸や全線片側2車線化、特急列車乗り入れ等交通基盤の強靱化、利便性の充実に取り組みます。	40 京都縦貫自動車道の全線片側2車線化と速やかな除雪対応、山陰近畿自動車道早期延伸、特急列車の乗り入れ等、災害時にも強い交通インフラの強靱化への要望活動	○	○	○	◎
⑥Ma a S等の観光関連業界のデジタルプラットフォームの構築により、観光客の利便性向上を目指します。	41 デジタル技術等を活用し、車での来訪が多いことを前提とした、交通、サービス、支払い等を一元化する取組の検討	○	◎		◎



＜基本方針6＞

デジタル技術を活用し、情報発信やマーケティングを展開する「観光DX・京丹後」を推進します

■＝最優先 ◎＝主体

□＝優先 ○＝協力、参加

基本戦略	主なアクションプロジェクト	取組主体			
		業者	団体	市民	行政
①デジタル技術を活用した行動分析や実態把握などに基づく、ターゲティング、プロモーションを行います。	42 観光公社によるデジタルマーケティング、SNS発信やデジタル広告等の実施	○	◎		◎
	43 観光公社HP「Visit-Kyotango」を活用した海外向けプロモーションの展開	○	◎		◎
	44 メタバース、VR等、デジタル技術を活用した誘客促進の検討		◎		◎
②デジタル技術により事業者間の連携を図ります。	45 航空会社、民間OTA等と連動した発信	○	◎		◎
	46 フィルムコミッションによる、積極的なロケ受入れと、ロケ地としてのブランド力発信		◎		◎
③2025年の大阪・関西万博（レガシー含む）を見据えた周遊観光の促進を図ります。	47 2025年大阪・関西万博（レガシー含む）会場等と本市をつないだ、訪日外国人観光客等誘致促進	◎	◎		◎
④広域連携によるメリットを活かした情報発信を行います。	48 海の京都DMOやジオパーク推進協議会、豊岡DMO、北近畿広域観光連盟、麒麟のまち観光局等と連携した誘客促進や情報発信	○	◎		◎



＜基本方針7＞

地域総ぐるみで取り組む「みんながつながる観光地・京丹後」を推進します

■＝最優先 ◎＝主体
□＝優先 ○＝協力、参加

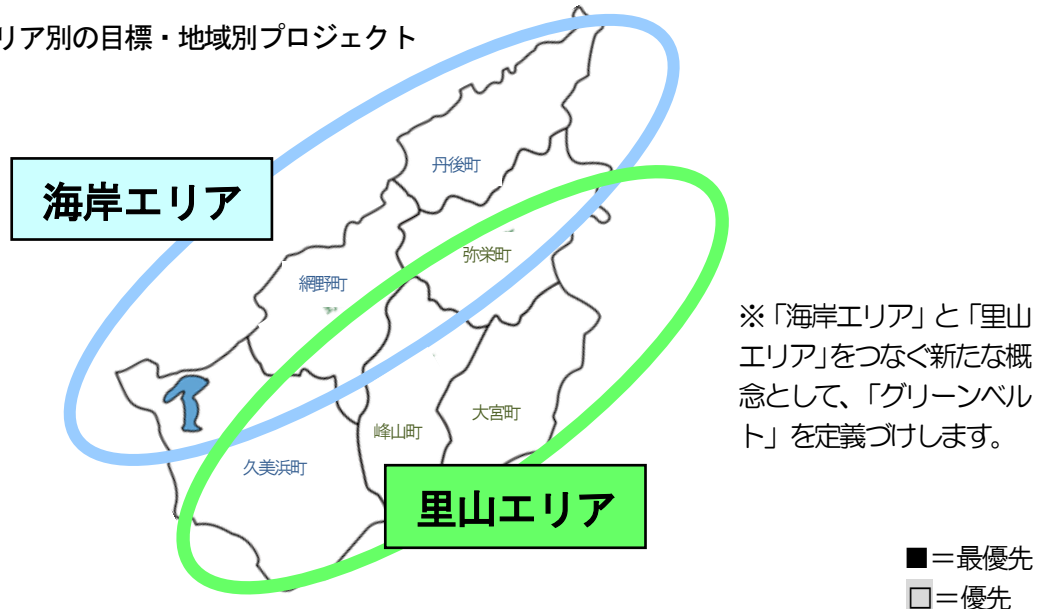
基本戦略	主なアクションプロジェクト	取組主体			
		業者	団体	市民	行政
①観光を活用して、市民みんなが誇りをもてる地域づくりを進めます。	49 観光分野への市民の参画を促します	◎	◎		
	50 観光客と市民の交流を深めます	◎	◎	◎	◎
②観光公社への会員加入と異業種連携による会員拡大を図ります。	51 観光業者の会員加入促進と異業種の観光分野参画促進	◎	◎		
	52 異業種連携による飲食クーポンや周遊クーポン等の造成による域内消費の向上	◎	◎		
③観光立市の実現に必要な観光人材の確保を図ります。	53 他業種との人材交流による繁忙期の人的補完の推進	◎	◎	◎	◎
	54 観光業の高付加価値化と生産性向上に向けた人材確保	◎	◎	◎	◎
④持続可能な観光振興を推進するための財源確保に努めます。	55 観光業の高付加価値化等による観光消費増大	◎	◎		◎
	56 ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用した財源確保の促進	○	○		◎
	57 宿泊税等の導入検討	○	○		◎



2 エリア別目標・地域別プロジェクト

エリアの現状や課題、特徴を踏まえて、関係者が一体となって取り組む目標と地域別プロジェクトを整理します。

(1) エリア別の目標・地域別プロジェクト



エリア	目 標	地域別プロジェクト
海 岸 エ リ ア	○ 海の京都の「主たる滞在促進地区」、「交流地区」として、宿泊、温泉等の魅力に磨きをかけます ○ 美しい海岸景観や街並み、漁港、漁業、食などを活用し、ジオパーク体験をはじめとする滞在交流観光を展開します ○ 史跡・歴史・伝説や、日本遺産に認定された「丹後ちりめん回廊」などを活かした文化観光を推進します ○ 海岸保全活動等を通じて、地域・観光客が一体となって取り組むビーチづくりを推進します	網野地域 1 「浜詰夕日の丘」、「夕日の路」を中心としたキャンドルナイト、ビーチサウナ等のビーチイベントや、マリナクティビティ、浜買い体験などの充実促進 2 網野銚子山古墳、郷村断層、浜詰遺跡、浦島太郎、静御前等の活用 3 日本遺産認定「丹後ちりめん回廊(網野、浅茂川)」、網野神社、嶋児神社、野村克也ベースボールギャラリー、八丁浜シーサイドパークなどを活かしたまち歩き観光の充実 4 掛津の民宿を中心とした教育旅行の受入促進 5 観光客と地域、市民、企業等をつなぐ海岸保全活動の推進 6 夕日ヶ浦地区の無電柱化(電線地中化)等街並み整備 7 静神社展望台、子午線塔、霧降の滝等、エリア内観光スポットの整備 丹後地域 8 立岩、丹後松島、大成古墳群等のトレッキング、「青の洞窟」「愛の洞窟」※「高嶋海岸」等でのSUP、シーカヤック、「中浜漁港から経ヶ岬」のクルージング体験等の促進 9 間人ガニ、活イカ、沖ギス、ワカメ、地海苔等の水産資源や、食文化の発信及び間人漁港セリ見学等の観光活用 10 グリーンベルトを舞台にした里山里海コンテンツ、ヘルスツーリズム、eバイク周遊コンテンツづくり 11 国の重要文化財に指定の「経ヶ岬灯台」の観光活用 12 老朽化した海浜トイレ等の改良整備

		久美浜地域 13 アメニティー久美浜公園、久美浜駅、稲葉本家など、久美浜一区の歴史的街並みを中心としたまち歩き観光の促進 14 久美浜駅(喫茶含む)、久美浜湾一周、フルーツレイルを中心としたサイクリング・ツーリズムの促進に向けた環境整備 15 かぶと山展望台へのアクセス整備と絶景活用 16 久美浜湾、小天橋から箱石にかけてのロングビーチ、函石浜遺跡、蒲井・旭海岸等を活用したジオ・アクティビティ(ジオカヌーなど)促進とツリーハウスの活用 17 大向展望台、じいら山展望台、旧大向キャンプ場進入路周辺等の整備
里山エリア	○ 日本遺産認定「丹後ちりめん回廊」の織物業、「ハイテクランド」を構成する機械金属業や史跡等を活かした産業観光、文化観光、まち歩き観光の整備などを進めます ○ 農業、里山体験、森林観察など、人と自然が織りなす里山文化の観光に取り組みます	峰山地域 18 織物産業、日本遺産認定「丹後ちりめん回廊」や、金刀比羅神社「狛猫」を核とした「ねこプロジェクト」を活かしたまち歩き観光の推進 19 羽衣天女伝説、月の輪田(稲作発祥伝説)、赤坂今井墳墓等の活用 20 機械金属業に関連した産業観光の推進 21 金刀比羅神社境内、羽衣茶屋(磯砂山)等、エリア内観光スポットのトイレ洋式化等整備 大宮地域 22 内山ブナ林、府道655号線(味土野大宮線)のトレッキングルート化など、ネイチャーツーリズム造成 23 小町公園、農業体験、農家民泊、温泉等、地域の歴史や文化、産業、暮らしをコンテンツとし人とふれあうツーリズムの推進 24 植栽、ライトアップ、サイン設置等、京丹後の南玄関口としての環境整備 弥栄地域 25 丹後王国「食のみやこ」での各種イベント及び企業研修等による誘客 10 グリーンベルトを舞台にした里山里海コンテンツ、ヘルスツーリズム、eバイク周遊コンテンツづくり 26 森林公園スイス村「ゲレンデ広場」の活用(雪遊び、音楽イベント、森林レッキング、マウンテンクロス、山頂ヨガなど) 22 内山ブナ林、府道655号線(味土野大宮線)のトレッキングルート化など、ネイチャーツーリズム造成 27 細川ガラシャゆかりの地の活用 28 遠慮遺跡、奈具岡遺跡、黒部銚子山古墳等の活用 29 携帯電話の電波状況改善

※「青の洞窟」「愛の洞窟」：海の神秘と地形の変化が生んだ、日本海上の美しく幻想的な洞窟。丹後町竹野漁港から2つの洞窟を見学する遊覧船が運航されている。

観光振興計画マップ



- 「海の京都」戦略拠点
 - 夕日ヶ浦エリア(主たる滞在促進地区)
 - 久美浜エリア
- 「海の京都」交流促進地区
 - 琴引浜・間人交流地区
- ジオパーク主要スポット
 - 経ヶ岬
 - 丹後松島
 - 立岩・大成古墳群周辺
 - 琴引浜
 - 夕日ヶ浦
 - 小天橋～夕日ヶ浦海岸
 - 久美浜湾及びかぶと山
 - スイス村及び野間地区
 - 磯砂山周辺
 - 郷村断層
- 日本遺産「丹後ちりめん回廊」構成文化財
 - ★ あしぎぬの碑
 - ★ 禅定寺
 - ★ 常立寺
 - ★ 金刀比羅神社
 - ★ 丹後織物工業組合中央加工場
 - ★ 足米機業場
 - ★ 網野・弥栄の機屋の街並み
- ニューツーリズム展開エリア
 - 産業観光
 - エコツーリズム
 - グリーン・ツーリズム
 - ヘルスツーリズム
 - 文化観光
 - スポーツツーリズム
 - グリーンベルト
- まち歩きスポット
 - ◆ 間人・竹野・漁師町、ジオ巡り
 - ◆ 峰山: 金刀比羅神社周辺(狛猫関連)
 - ◆ 網野・浅茂川: 機屋の街並み
 - ◆ 久美浜一区: 歴史的街並み
 - ◆ 湊宮: 港町
- 歴史伝説スポット
 - 京丹後七姫伝説ゆかりの地
 - 浦島太郎伝説ゆかりの地
 - 主要な古墳、史跡、資料館
 - 日本の稲作発祥の地「月の輪田」
- 施設整備計画・構想(主要なもの)
 - 無電柱化事業
 - かぶと山園地
 - 網野銚子山古墳
- 教育旅行・臨海学校等誘致(宿泊)エリア
 - 掛津地区
 - 浜詰地区
 - 湊宮地区
 - 野間地区
- 市の「玄関口」機能整備
 - ▲ 南玄関口(大宮・峰山)
 - ▲ 西玄関口(久美浜)
 - ▲ 東玄関口(丹後)

参考資料

1 京丹後市観光立市推進条例及び同条例施行規則

○京丹後市観光立市推進条例

平成21年3月30日
条例第18号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本的施策

第1節 京丹後市観光振興計画等（第8条・第9条）

第2節 魅力ある観光地の形成（第10条－第13条）

第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成（第14条・第15条）

第4節 国際観光の振興（第16条・第17条）

第5節 観光旅行の促進のための環境の整備（第18条－第24条）

第3章 京丹後市観光立市推進会議（第25条－第28条）

第4章 雑則（第29条）

附則

本市の将来像「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち 北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」の実現に向け、観光の果たす役割はきわめて大きい。観光は、訪れる人々と地域の人々との相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大と農林水産業、商工業、サービス業等の幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて市民生活の安定向上に貢献するものである。また、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、本市の自然、歴史、文化等に関する理解を深めるものとして、将来の定住につながる交流人口の拡大にも重要な役割を担っていくものである。

本市は、国の天然記念物及び名勝指定の琴引浜をはじめ、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されている風光明媚な海岸線、近畿最大級の内山ブナ林等豊かな自然に恵まれている。さらに、府最古の木津温泉をはじめとする多くの温泉、丹後コシヒカリや間人ガニに代表される農産物・海産物など四季の味覚、古代丹後王国とも称される数々の史跡や伝説、日本一の生産量を誇る丹後ちりめん等自然、歴史及び文化のすべてにおいて多彩な観光資源を有している。

しかし、観光を取り巻く状況は、ゆとりや安らぎを求める志向等により観光旅行に対する需要の高度化、少人数による観光旅行の増加、観光圏としての広域連携、外国からの誘客等近年の観光をめぐる様々な変化への的確な対応を求めている。これらに適切に対処し、観光立市を実現するためには、山陰海岸ジオパーク等、世界的な展開ができる持続可能な地域を創造するとともに、観光をまちづくりのリーディング産業として発展させ、さらに他産業や暮らしそのものが観光資源となる、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある観光地を目指すことが不可欠であり、このためには、観光立市の実現に向けた基盤の整備及び環境の形成を図るとともに、広く市民が観光立市に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての役割を果たすことが重要である。

ここに、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が協働して、「観光立国推進基本法」の目的に準拠し、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。
- (2) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。
- (3) 旅行関連施設 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設をいう。

(基本理念)

第3条 観光立市の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、市民にとって誇りと愛着を持つことのできる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある市民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

- 2 観光立市の実現に関する施策は、観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。
- 3 観光立市の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講じられなければならない。
- 4 観光立市の実現に関する施策を講じるにあたっては、観光が、市及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、市、市民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、観光立市の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、その効果的な実施を図るため、府及び他の自治体との広域的な連携協力に努めるものとする。
- 3 市は、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 市民は、地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上及び地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域内の生活環境の美化及び自然環境の保全に努めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、こころのこもったおもてなしに努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第7条 観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、接遇の向上など受入体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 京丹後市観光振興計画等

(京丹後市観光振興計画)

第8条 市長は、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光立市の実現に関する施策についての基本的な方針
- (2) 観光立市の実現に関する目標
- (3) 観光立市の実現に関し、市が総合的かつ計画的に講じるべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、振興計画を定めるにあたっては、あらかじめ、市民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第9条 市は、観光立市の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第2節 魅力ある観光地の形成

(競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第10条 市は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに旅行関連施設及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第11条 市は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉、四季の味覚その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

(世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成)

第12条 市は、山陰海岸ジオパークの推進等、世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成を図るため、貴重な地質遺産の保全、観光旅行への活用に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備)

第13条 市は、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(観光産業の競争力の強化)

第14条 市は、観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、他産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第15条 市は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

第4節 国際観光の振興

(外国人観光旅行者の来訪の促進)

第16条 市は、外国人観光旅行者の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本市の自然、文化、伝統等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、地域内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅行者の受入れ体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。

(国際相互交流の促進)

第17条 市は、友好都市との国際交流等を通じて、観光分野における国際相互交流の促進に必要な施策を講じるものとする。

第5節 観光旅行の促進のための環境の整備

(観光旅行者の本市への来訪の促進)

第18条 市は、観光旅行者の本市への来訪の促進を図るため、地域内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、市内外における広域的に連携した観光の振興に関する取り組みなど必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第19条 市は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、自然、歴史、文化、産業等に関する観光資源の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第20条 市は、観光旅行者の利便の増進のため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第21条 市は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

(新たな観光旅行への対応)

第22条 市は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るための自然、文化、環境、産業等に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、その他多様な観光旅行の形態に対応するための必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第23条 市は、観光地における環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進及び観光旅行者のモラル向上に必要な施策を講じるものとする。

2 市は、観光地における良好な景観の保全を図るため、街並み景観の保全、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

(広報等)

第24条 市は、市民の観光立市に対する意識の高揚、もてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取り組みへの参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

第3章 京丹後市観光立市推進会議

(観光立市推進会議の設置)

第25条 市は、振興計画について審議し、及び推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市観光立市推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織等)

第26条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、観光事業者、観光関係団体及び各種団体の代表者、観光に関する有識者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条第3項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

○京丹後市観光立市推進条例施行規則

平成29年7月4日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市観光立市推進条例（平成21年京丹後市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討部会の設置)

第2条 条例第25条に規定する京丹後市観光立市推進会議（以下「推進会議」という。）の会長は、推進会議において京丹後市観光振興計画の策定、見直し等の重要課題を審議するに当たり、当該審議に係る方針、その進め方及び審議内容に関し事前の検討を行うため、推進会議に検討部会を置くものとする。

(検討部会の構成等)

第3条 検討部会は、推進会議の会長及び委員7人以内をもって構成する。

2 検討部会の代表は、推進会議の会長（以下「会長」という。）がこれに当たる。

3 検討部会の委員は、推進会議の副会長及び推進会議の委員の中から会長が指名する者とする。

4 検討部会の委員の任期は、推進会議の委員の任期とする。

(検討部会の会議)

第4条 検討部会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、検討部会の会議に検討部会の委員以外の者を出席させ、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、観光立市の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月4日から施行する。

2 京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例

○京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等
対策条例

令和2年10月2日
条例第44号

(目的)

第1条 本市において、新型コロナウイルス感染症等が万一まん延した場合に、市民の生命及び健康並びに市民生活及び市内経済に重大な影響を及ぼすとともに、京丹後市観光立市推進条例（平成21年京丹後市条例第18号。以下「観光立市推進条例」という。）を擁し、観光立市の実現を進める上では、観光旅行者の安全で安心な本市への来訪に大きな支障を及ぼすおそれがある。この条例は、このことに鑑み、新型コロナウイルス感染症等のまん延の未然防止及びまん延時の早期収束に向けた万全な措置の徹底・強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限にし、観光旅行者の安全で安心な来訪と滞在に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 観光旅行者 本市を来訪し、又は来訪を企図している観光客、イベント等の参加者その他市外からの旅行者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、観光立市推進条例の用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、国内において新型コロナウイルス感染症等が発生したときは、国及び京都府と密接に連携し、市内における発生の予防又はそのまん延の防止等に必要な対策を適確かつ迅速に実施する責務を有する。

(市民、観光事業者及び観光関係団体に求められる行動)

第4条 市民、観光事業者及び観光関係団体（以下「市民等」という。）は、新型コロナウイルス感染症等の感染予防に努めるとともに、国及び京都府並びに前条に規定する市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

2 観光事業者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 観光関係団体は、前項の措置に関する情報の収集、提供、助言及び調整並びに観光旅行者に対する適切な情報発信を行うよう努めるものとし、その実施にあたっては、前項の規定を準用する。

4 市民等は、新型コロナウイルス感染症等の患者等及び濃厚接触者並びにその家族、医療従事者その他新型コロナウイルス感染症等に関連する者に対して、感染していること又は感染しているおそれがあること等を理由として、いかなる不当な差別的取扱い又は差別的言動その他の心理的外傷を与える言動をしてはならない。

(観光旅行者に求められる行動)

第5条 観光旅行者は、第1条の目的を適確に達成するため、第3条に規定する市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(観光事業者以外の事業者求められる行動)

第6条 第4条の規定は、観光事業者以外の全ての事業者について準用する。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年２月２５日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の京丹後市国民健康保険条例の規定は、令和３年２月１３日から適用する。

3 計画策定の経緯

(1) 京丹後市観光立市推進会議委員名簿

任期：令和4年度から5年度

※敬称略

区 分	選出団体等	氏 名	会議役職 ※=検討部会委員
観光団体等	(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部	齊藤 修司	副会長(※)
	夕日ヶ浦観光協会	浅田 高史	※
	小天橋観光協会	和田 正人	
	京丹後◎おかみさんの会	友田 タ子	
	NPO法人まちづくりサポートセンター	今井 みどり	
	琴引浜の鳴り砂を守る会	丸田 智代子	※
関係団体	京丹後市商工会 観光業部会	松本 進一朗	※
	丹後織物工業組合	濱口 真一	
	丹後機械工業協同組合	坂根 貴巳	
	農業経営者会議	中川 秀雄	
	宇川加工所	山口 洋子	
	NPO法人エコネット丹後	味田 佳子	
	京丹後市国際交流協会	上田 美知子	
	京丹後市海業振興協議会	松尾 信介	
	公益財団法人丹後地域地場産業振興センター	前田 尚	
	株式会社丹後王国ブルワリー	田矢 佳子	※
	株式会社エーゲル	伊豆田 千加	
	京丹後市青少年スポーツ協会	谷口 正郎	
観光事業者等	ワーケーションコンソーシアム(KISSUIEN)	大亀 一穂	
	株式会社リクルート	前田 将汰	※
	WILLER TRAINS 株式会社	飯島 徹	
	丹後海陸交通株式会社	秋田 裕美	
	Peach Aviation 株式会社	小笹 俊太郎	
	ANAあきんど株式会社	久田 千恵子	
有識者	嵯峨美術大学	坂上 英彦	会長(※)
	京都府丹後広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課	桐村 博明	
	(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社(総合企画局)	村上 章	

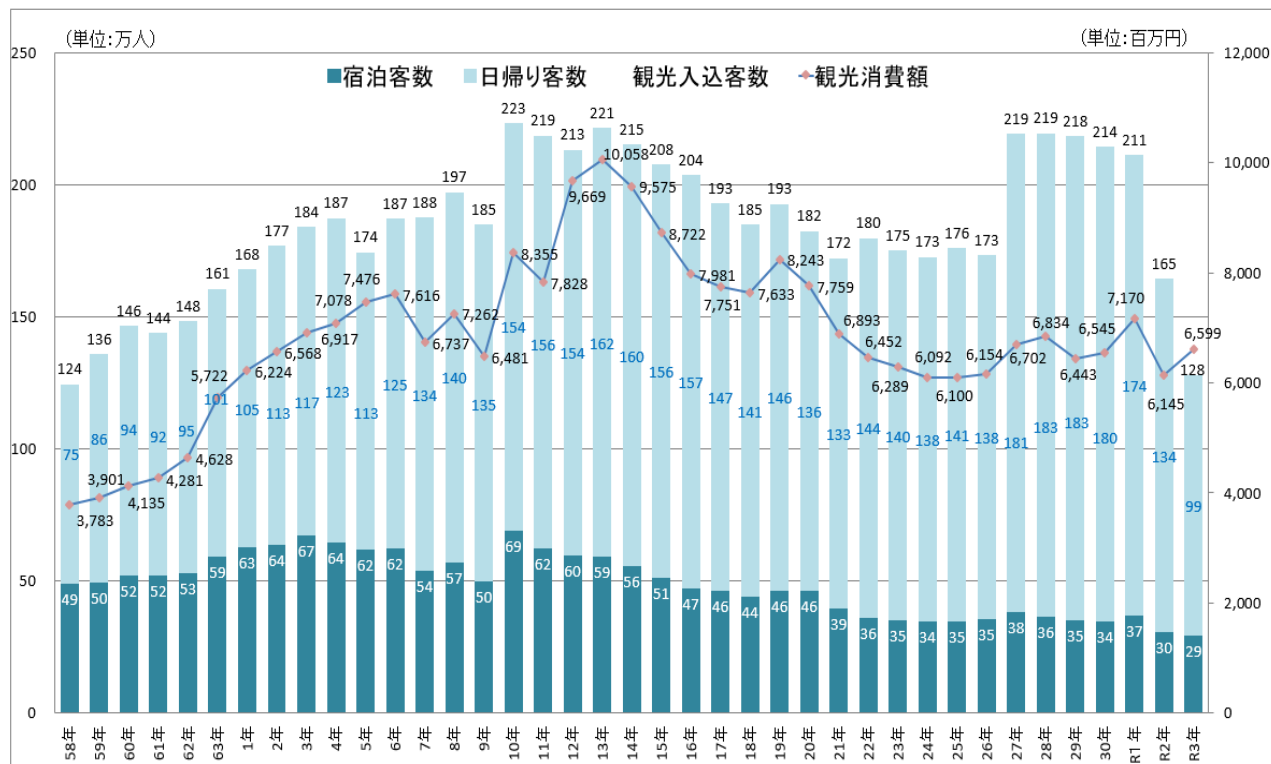
(2) 検討経緯

計画検討会議等			
令和 4 年 6 月 7 日	京丹後市観光立市推進会議	令和 4 年度第 1 回検討部会	
令和 4 年 7 月 4 日	京丹後市観光立市推進会議	令和 4 年度第 2 回検討部会	
令和 4 年 8 月 3 1 日	京丹後市観光立市推進会議	令和 4 年度第 3 回検討部会	
令和 4 年 1 0 月 1 4 日	京丹後市観光立市推進会議	令和 4 年度第 1 回全体会議	
令和 4 年 1 1 月 2 1 日	京丹後市観光立市推進会議	令和 4 年度第 2 回全体会議	

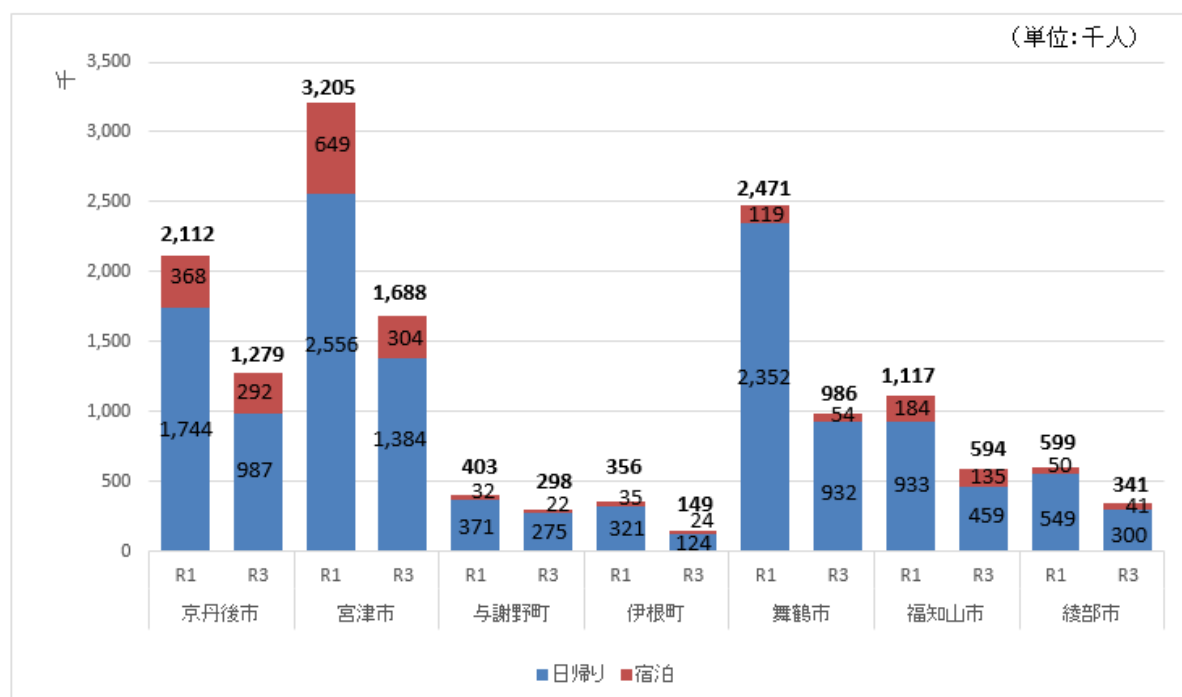
市民意見募集	
令和 4 年 1 2 月 1 5 日～ 令和 5 年 1 月 5 日	パブリックコメント実施

4 観光の現状データ

◇図—2 京丹後市観光入込客数・観光消費額の推移（昭和57年～令和3年）

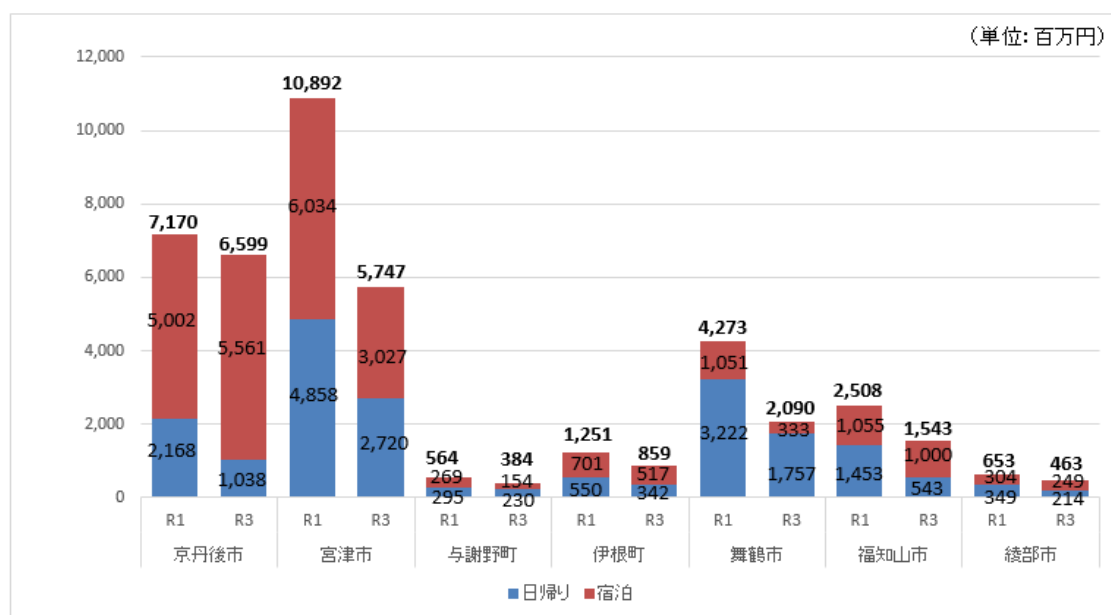


◇図—3 京丹後市観光入込客数 令和元・3年他市町比較（宿泊客・日帰り客別）



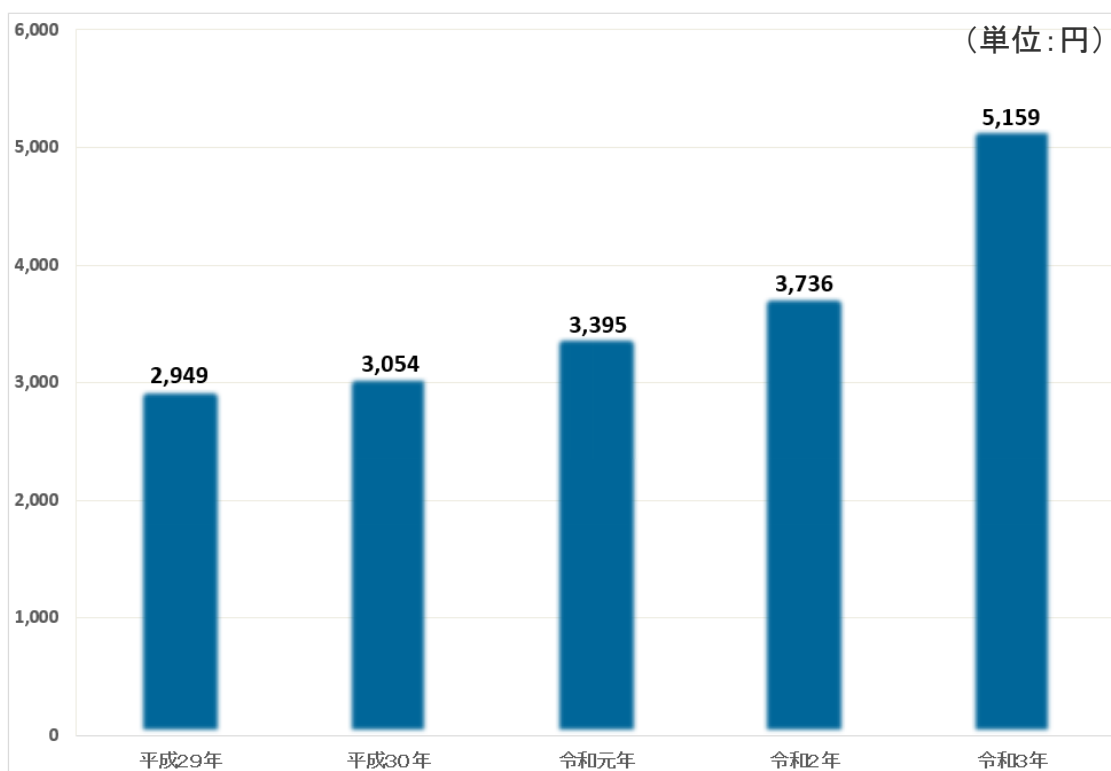
※出典：京都府観光入込客調査報告書

◇図—4 観光消費額内訳 令和元・3年他市町比較（宿泊客・日帰り客別）



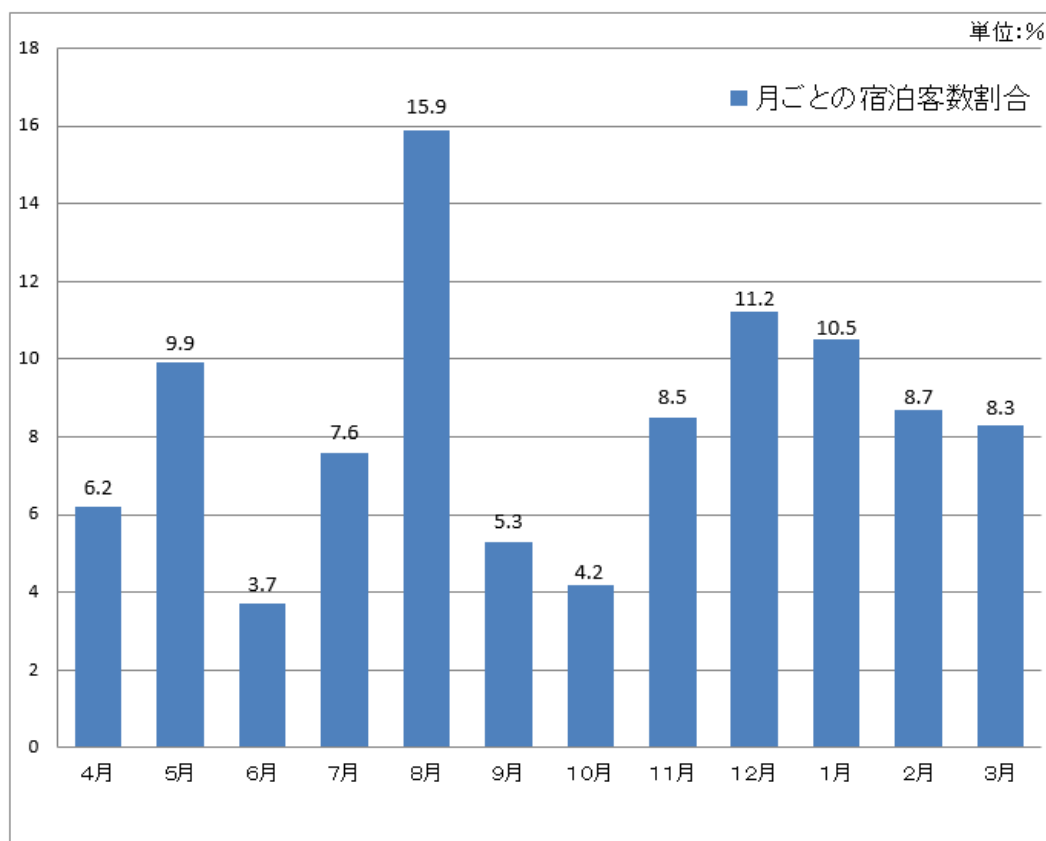
※出典：京都府観光入込客調査報告書

◇図—5 京丹後市一人当たり観光消費額推移（宿泊・日帰りの計）



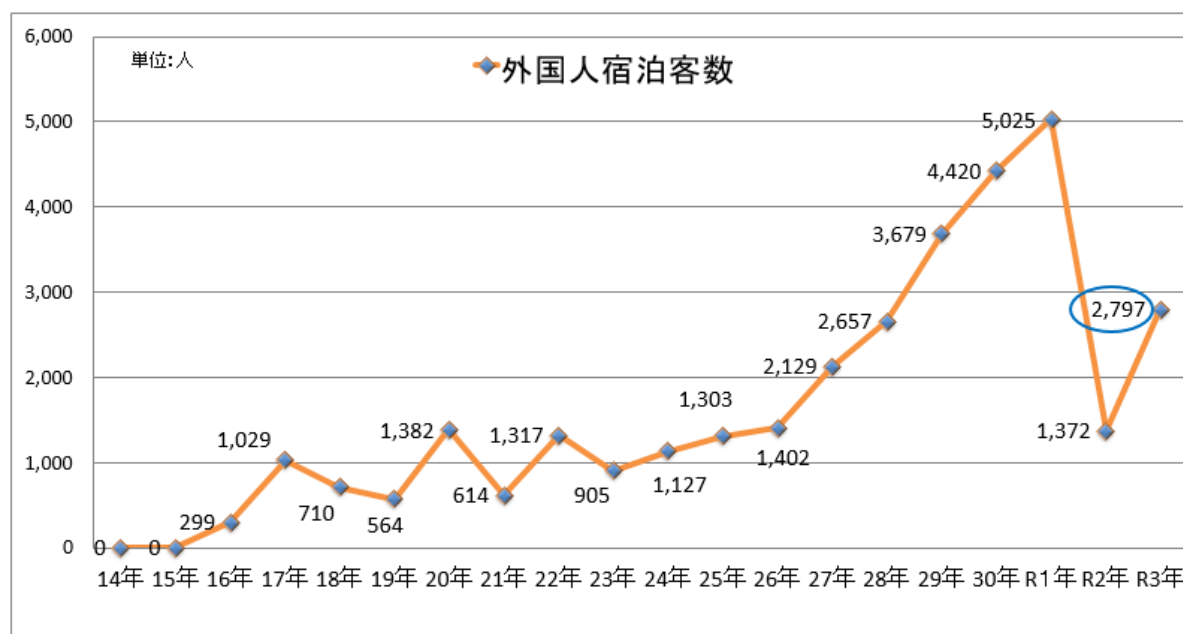
※出典：京都府観光入込客調査報告書

◇図—6 宿泊客月別割合（令和元年度）



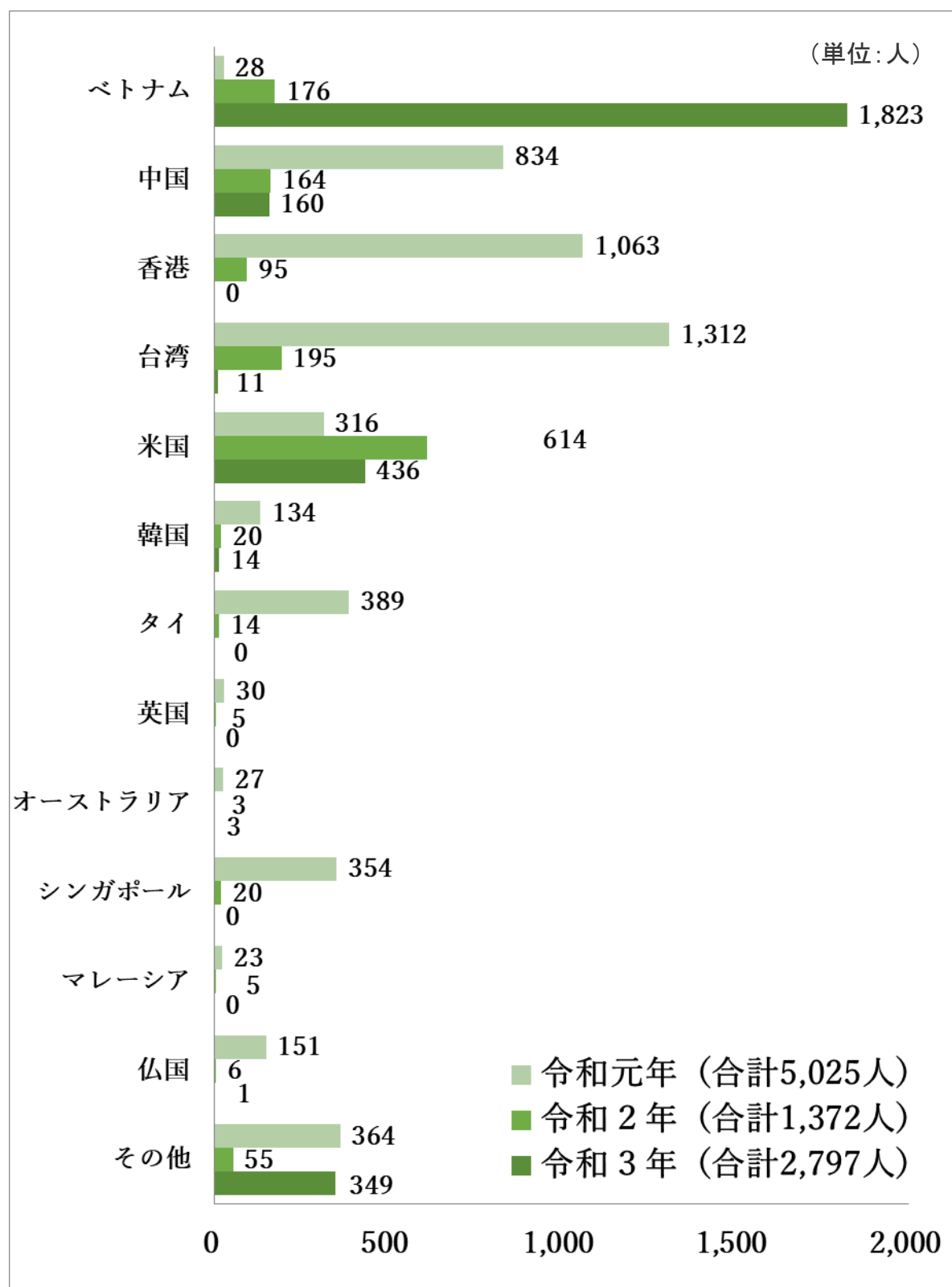
※出典：大手OTA取扱人泊数

◇図—7 京丹後市外国人宿泊客数の推移（平成14年以降）



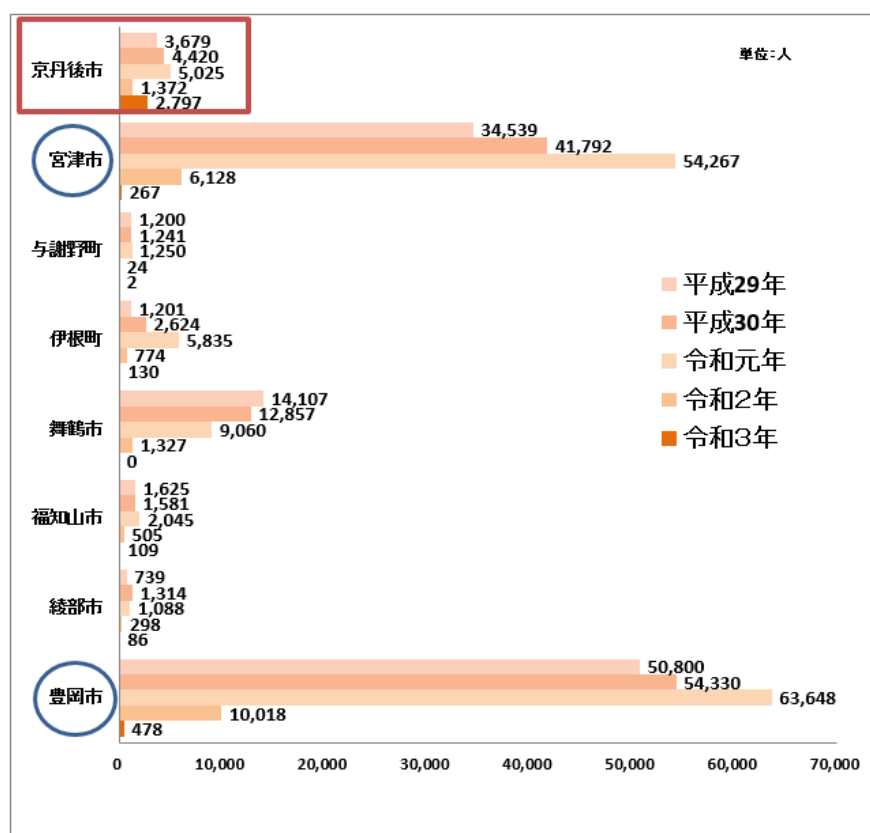
※出典：京都府観光入込客調査報告書

◇図－8 京丹後市外国人宿泊客の国・地域別人数（令和元年・令和2年・令和3年）



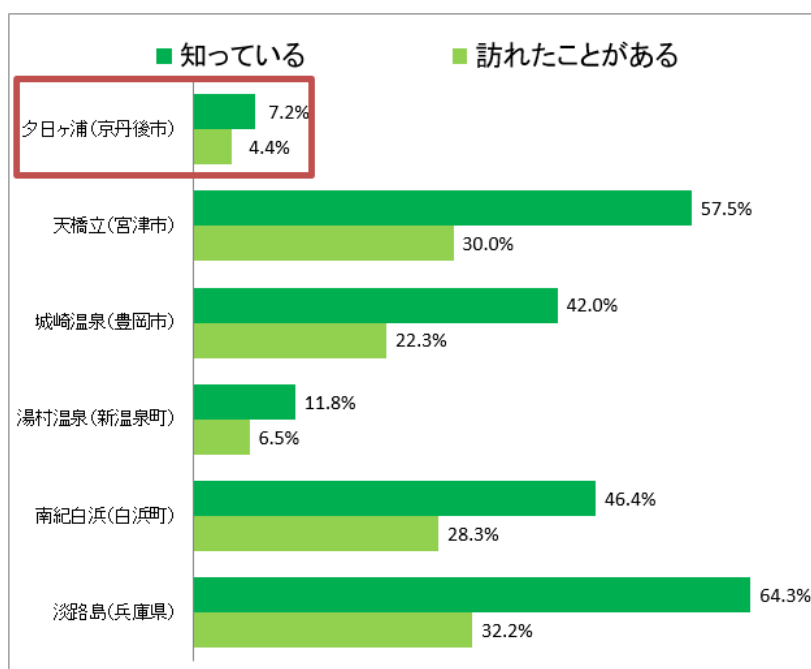
※出典：京都府観光入込客調査報告書

◇図－9 外国人宿泊客数・他市町との比較（平成29年～令和3年）



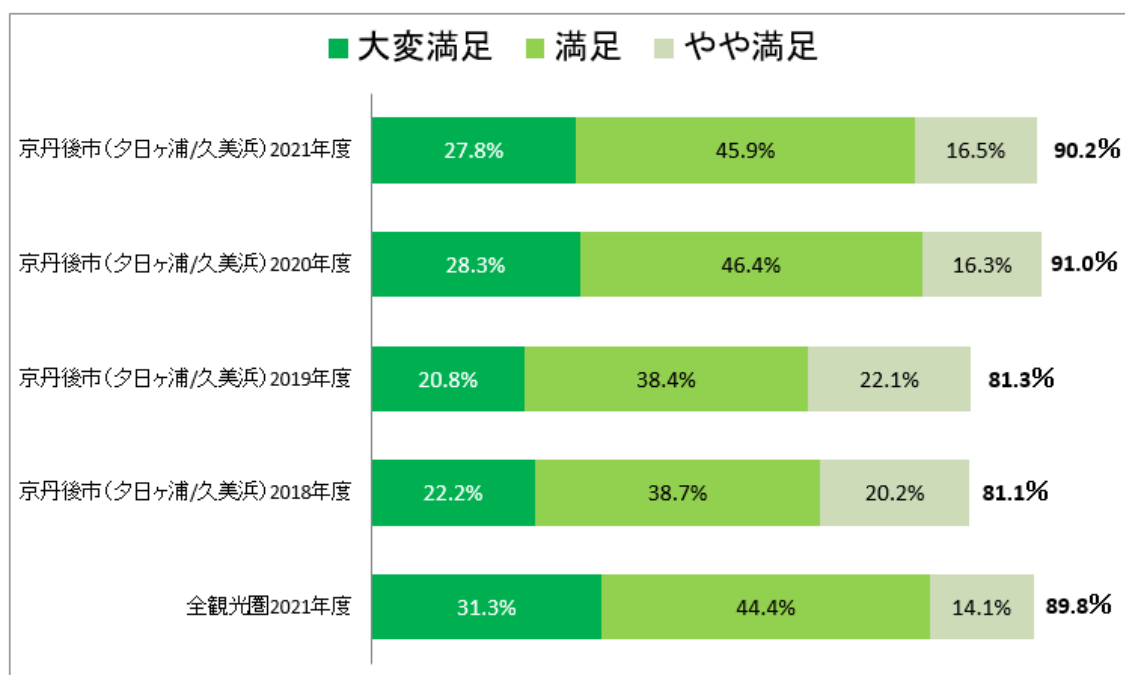
※出典：京都府観光入込客調査報告書・豊岡市

◇図－10 観光地の認知度（令和3年度）



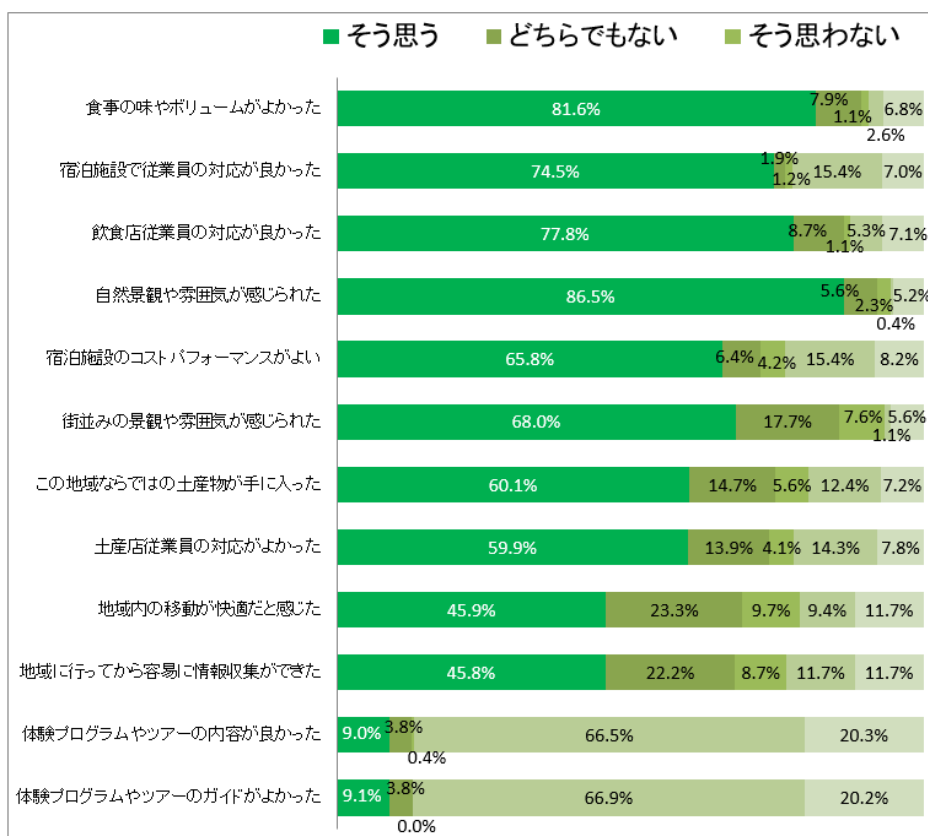
※出典：京丹後市夕日ヶ浦エリアにおける京都観光データ収集・活用モデル事業（2022. 2）

◇図－11 来訪者の満足度推移



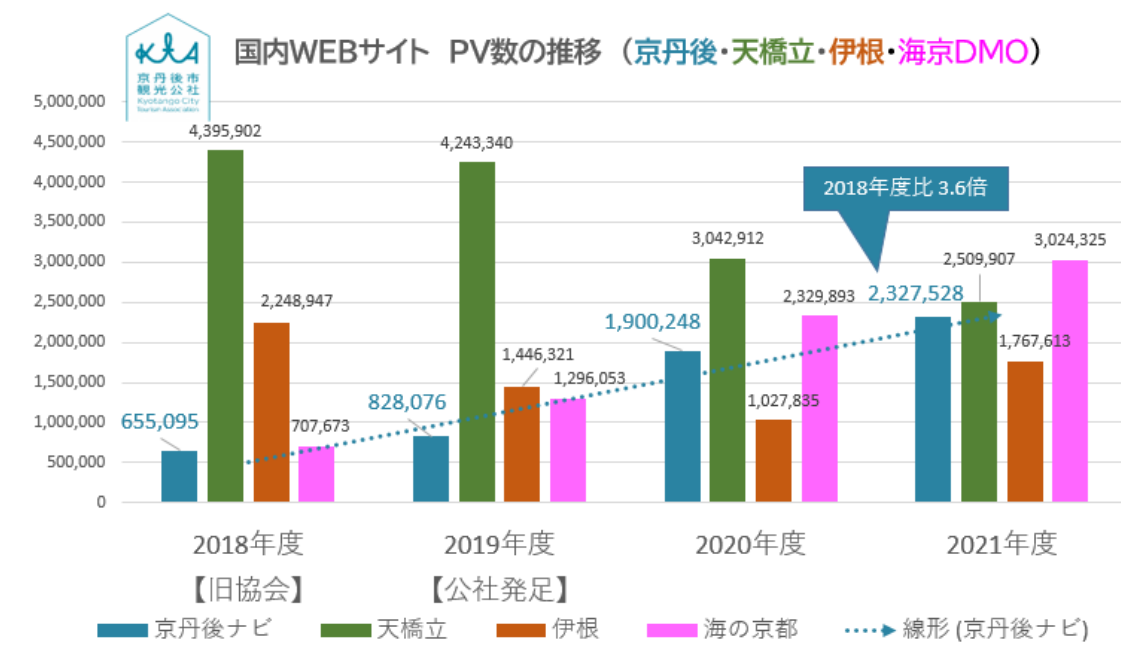
※出典：「海の京都観光圏〈夕日ヶ浦/久美浜〉報告書」【2021年度】来訪者満足度調査

◇図－12 来訪者の認知されたサービス品質・価値



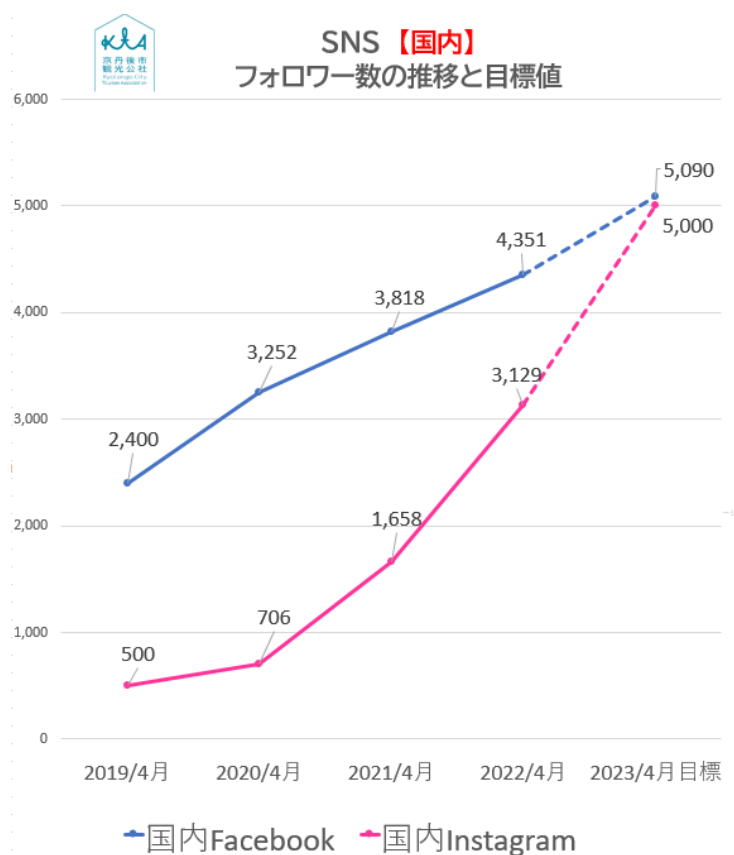
※出典：「海の京都観光圏〈夕日ヶ浦/久美浜〉報告書」【2021年度】来訪者満足度調査

◇図-13 京丹後市観光公社HP「京丹後ナビ」閲覧数



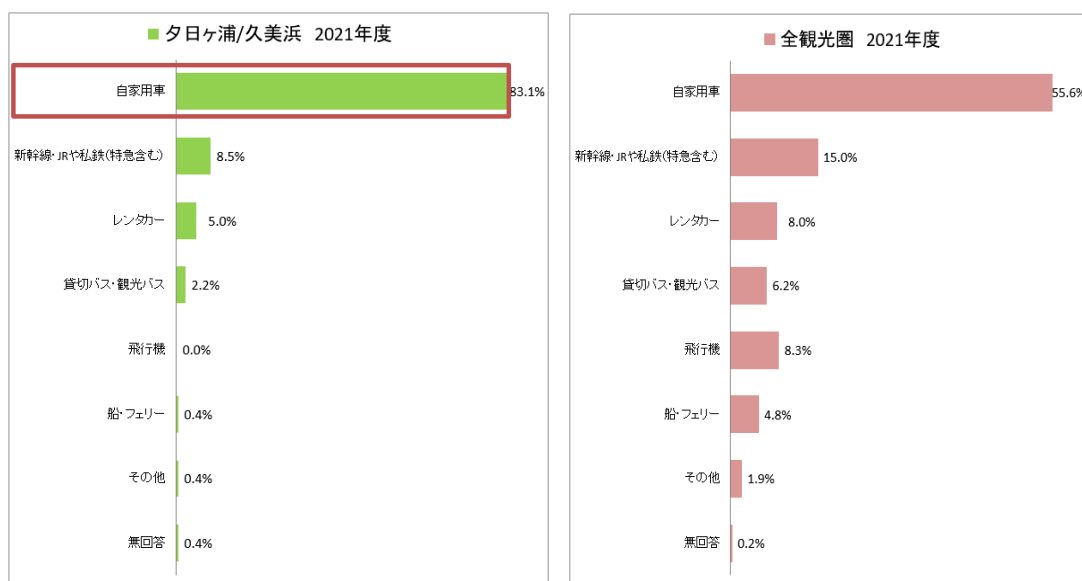
※出典：京丹後市観光公社

◇図-14 京丹後市観光公社SNSフォロワー数



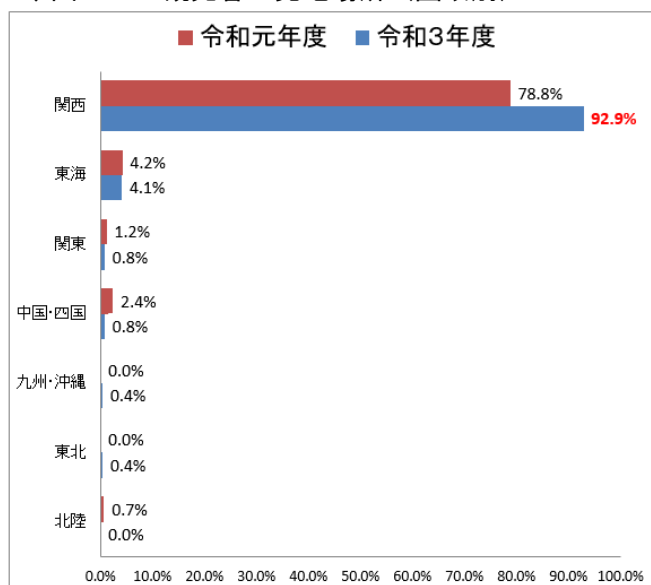
※出典：京丹後市観光公社

◇図-15 交通手段



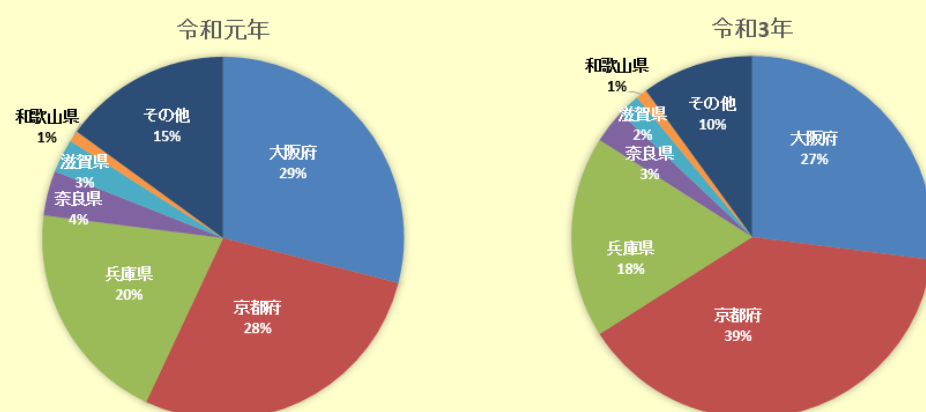
※出典：「海の京都観光圏〈夕日ヶ浦/久美浜〉報告書」【2021年度】来訪者満足度調査 100%換算

◇図-16 観光客の発地場所（圏域別）

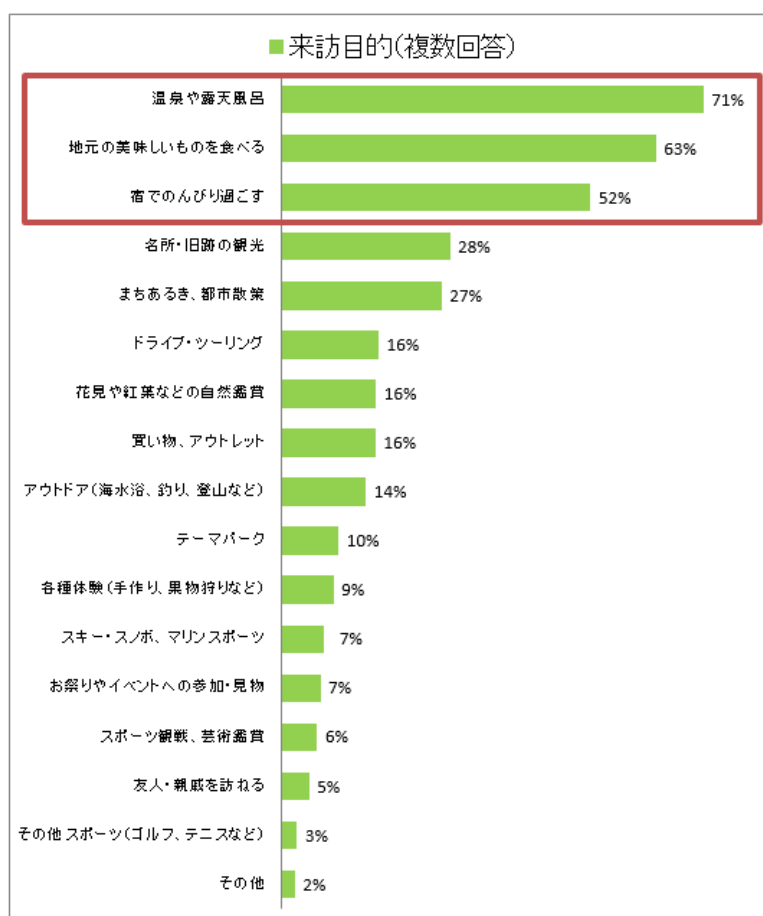


※出典：「海の京都観光圏〈夕日ヶ浦/久美浜〉報告書」【2021年度】来訪者満足度調査

（参考発地内訳）出典：京丹後市夕日ヶ浦エリアにおける京都観光データ収集・活用モデル事業（2022.2）

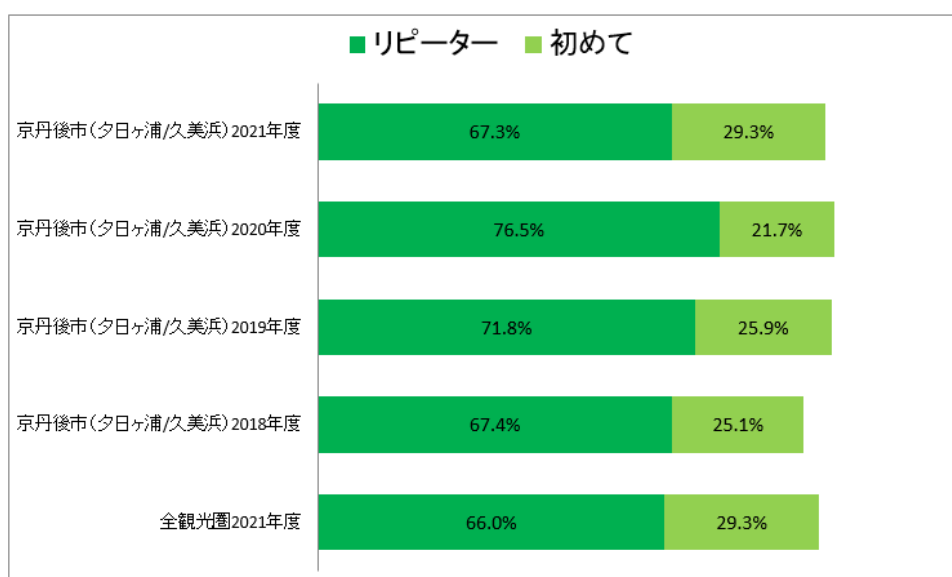


◇図-17 来訪目的



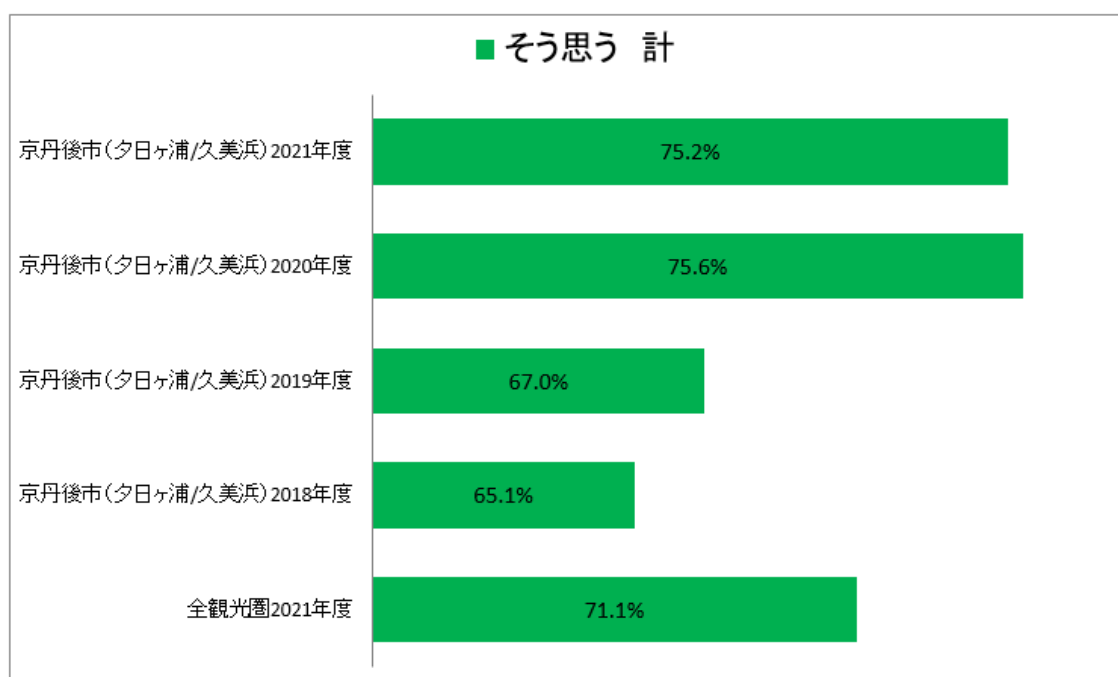
※出典：京丹後市夕日ヶ浦エリアにおける京都観光データ収集・活用モデル事業（2022. 2）

◇図-18 来訪回数



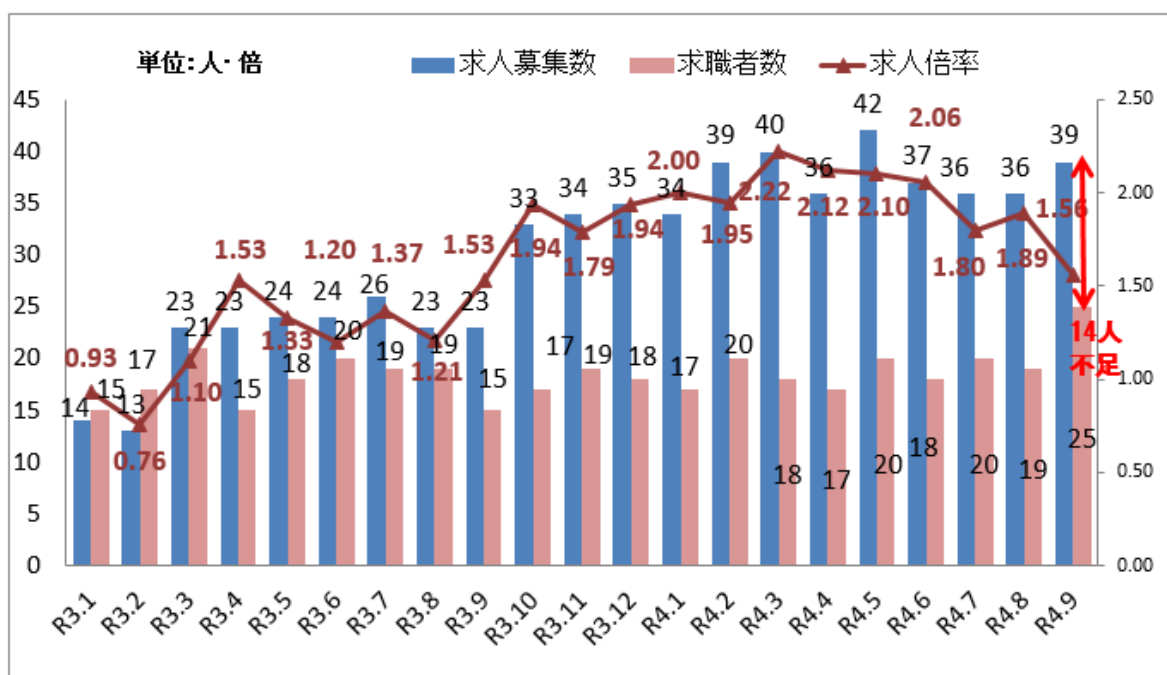
※出典：「海の京都観光圏〈夕日ヶ浦/久美浜〉報告書」【2021 年度】来訪者満足度調査

◇図－19 再来訪意向



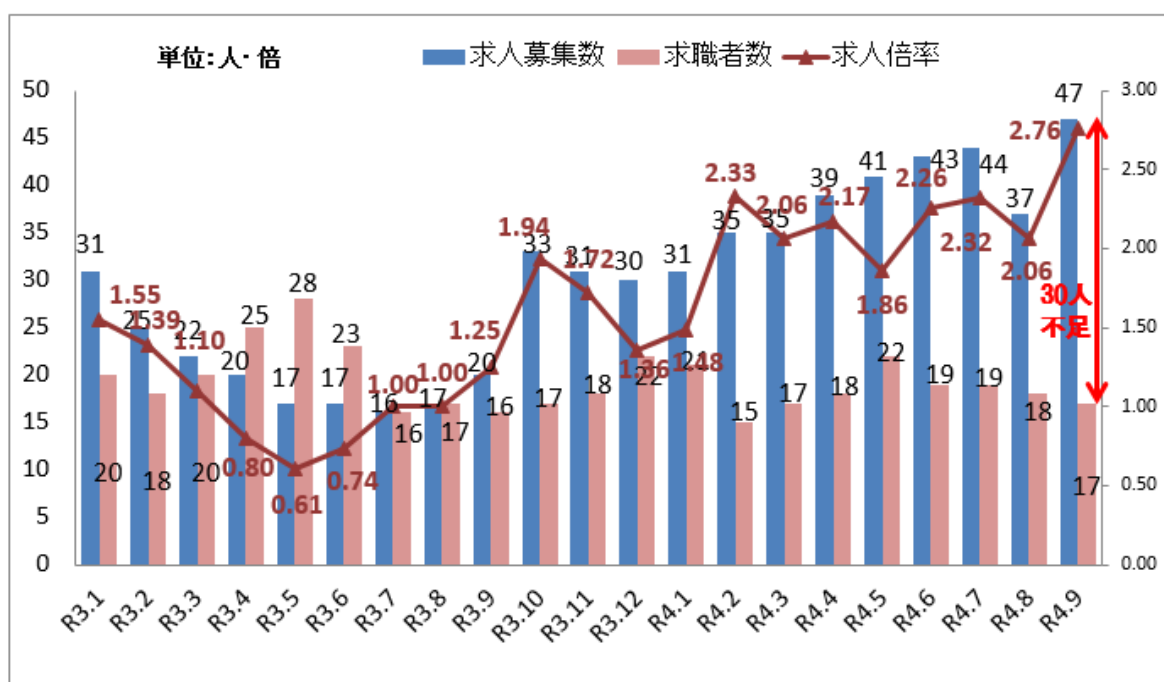
※出典：「海の京都観光圏〈夕日ヶ浦/久美浜〉報告書」【2021 年度】来訪者満足度調査

◇図－21 求人募集数・求職者数・求人倍率の推移（飲食物料理の職業・常用）

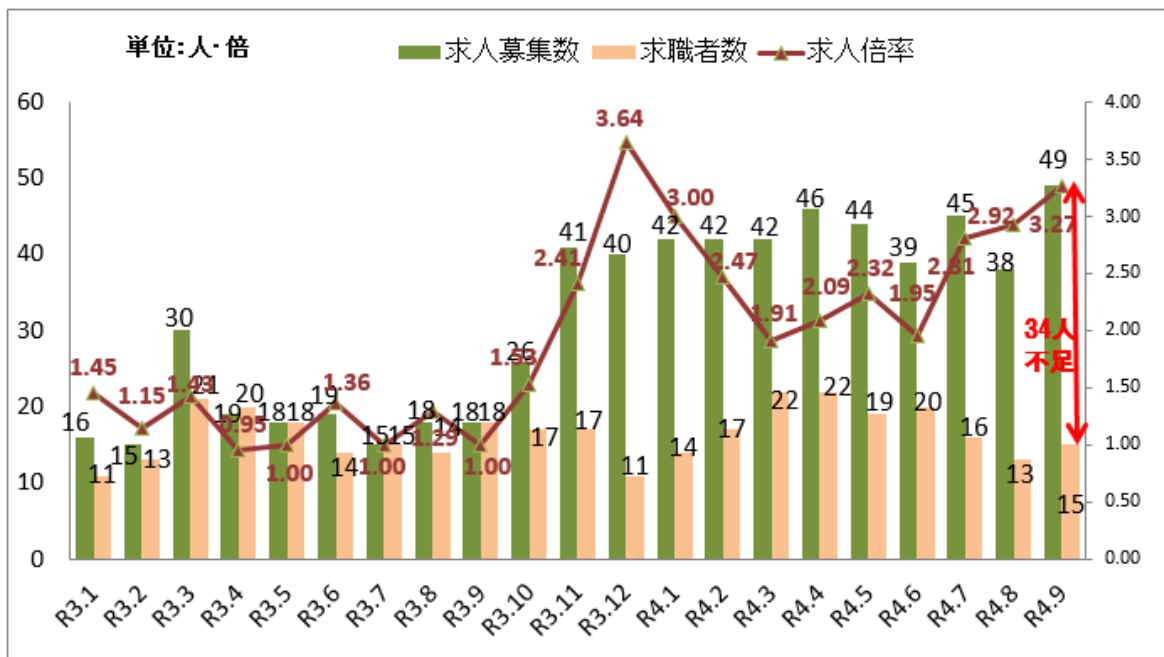


※出典：ハローワーク峰山発行「月報峰山速報」

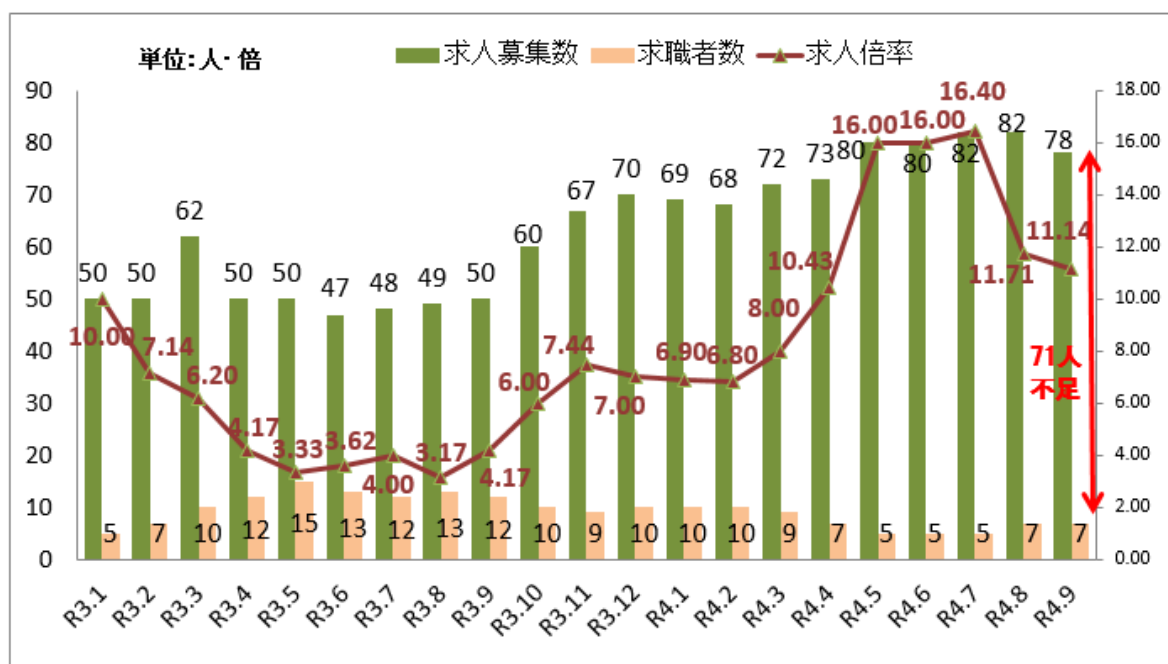
◇図—22 求人募集数・求職者数・求人倍率の推移（飲食物料理の職業・パート）



◇図—23 求人募集数・求職者数・求人倍率の推移（接客・給仕の職業・常用）



◇図—24 求人募集数・求職者数・求人倍率の推移（接客・給仕の職業・パート）



※出典：ハローワーク峰山発行「月報峰山速報」

5 第3次京丹後市観光振興計画の主な実績及び成果・課題

コンセプト

“旬”でもてなす食のまち
ジオの魅力あふれる「滞在型観光地」へ

目標数値の達成状況

項 目	現状(H28年)	目標(R4年)	実績(R3年)	達成率
①年間観光入込客数	219万人	235万人	128万人	54.5%
②年間宿泊客数	36万人	46万人	29万人	63.0%
③年間外国人宿泊客数	2,657人	9,000人	2,797人	31.1%
④年間観光消費額	68億円	85億円	66億円	77.6%
⑤年間「ジオ・スポーツ」「ジオ・アクティビティ」参加者数	12,686人	17,000人	2,302人	13.5%
⑥食(地域の料理・食材)に関する観光客満足度	73.3%	80.0%	—	
⑦京丹後(夕日ヶ浦)の認知度	29%	50%	—	

戦略プロジェクトの実施状況及び成果・課題等

別添

- ・令和元年度・年次報告書
- ・令和2年度 令和3年度・年次報告書

6 主要観光資源一覧

■温泉（観光パンフレット「旬めぐり旅 京丹後」掲載施設）

地域	名 称	所 在 地
大宮町	小野小町温泉	大宮町三坂 105-15
網野町	浅茂川温泉静の里	網野町浅茂川 1449
網野町	外湯 花ゆうみ	網野町浜詰 256-1
丹後町	宇川温泉よし野の里	丹後町久僧 1562
丹後町	丹後温泉はしうど荘	丹後町間人 632-1
弥栄町	弥栄あしぎぬ温泉	弥栄町木橋 548
久美浜町	久美浜温泉湯元館	久美浜町平田 1106-4
久美浜町	みなと悠悠	久美浜町湊宮 2102-1

■海水浴場

地域	名 称	所 在 地
網野町	遊海水浴場	網野町掛津
網野町	掛津海水浴場	網野町掛津
網野町	小浜海水浴場	網野町小浜
網野町	浅茂川海水浴場	網野町浅茂川
網野町	浜詰海水浴場	網野町浜詰
丹後町	中浜海水浴場	丹後町中浜
丹後町	久僧海水浴場	丹後町久僧
丹後町	平海水浴場	丹後町平
丹後町	高嶋海水浴場	丹後町上野
丹後町	竹野海水浴場	丹後町竹野
丹後町	後ヶ浜海水浴場	丹後町間人
丹後町	砂方海水浴場	丹後町間人
久美浜町	箱石浜海水浴場	久美浜町湊宮
久美浜町	葛野浜海水浴場	久美浜町湊宮
久美浜町	小天橋海水浴場	久美浜町湊宮
久美浜町	蒲井浜海水浴場	久美浜町蒲井

■キャンプ場、体験交流施設（市営）

地域	名 称	所 在 地
峰山町	天女の里	峰山町鱒留 1642
峰山町	ウッディいさなご・いさなご工房	峰山町五箇 44-1
大宮町	大宮ふれあい工房	大宮町三坂 105-12
丹後町	テンキテンキ村オートキャンプ場	丹後町竹野 432
丹後町	丹後温泉はしうど荘	丹後町間人 632-1
丹後町	高嶋園地	丹後町上野 729
弥栄町	丹後半島森林公園スイス村	弥栄町野中 2562
弥栄町	風のがっこう京都	弥栄町野中 329-1
久美浜町	かぶと山公園キャンプ場	久美浜町向磯 2625

■道の駅

地域	名 称	所 在 地
丹後町	てんきてんき丹後	丹後町竹野 313-1
弥栄町	丹後王国「食のみやこ」	弥栄町鳥取 123
久美浜町	くみはま SANKAIKAN	久美浜町浦明 1709

■資料館等

地域	名 称	所 在 地
網野町	琴引浜鳴き砂文化館	網野町掛津 1250
網野町	郷土資料館	網野町郷 55
丹後町	丹後古代の里資料館	丹後町宮 108
丹後町	山陰海岸ジオパーク情報センター	丹後町竹野 313-1
久美浜町	豪商稲葉本家	久美浜町 3102

■スポーツ施設、公園

地域	名 称	所 在 地
峰山町	峰山途中ヶ丘公園	峰山町長岡 876
峰山町	峰山総合公園	峰山町荒山 248
大宮町	小町公園	大宮町五十河 302
大宮町	大宮自然運動公園	大宮町善王寺 354
網野町	網野体育センター	網野町網野 418
網野町	八丁浜シーサイドパーク	網野町浅茂川 377-80 他
網野町	浅茂川温泉プール	網野町浅茂川 1449
網野町	離湖公園	網野町小浜 908
網野町	花郷 OKADA	網野町岡田
丹後町	城嶋公園	丹後町間人
久美浜町	久美浜中央運動公園	久美浜町永留 244-1
久美浜町	アメニティー久美浜公園	久美浜町 4025
久美浜町	久美浜浜公園	久美浜町 3137-3

■景勝地

地域	名 称	所 在 地
峰山町	権現山	峰山町吉原
峰山町	磯砂山	峰山町罇留
大宮町	内山ブナ林	大宮町五十河
大宮町	崇山森林公園	大宮町谷内
網野町	夕日ヶ浦	網野町浜詰
網野町	琴引浜	網野町掛津
網野町	五色浜	網野町塩江
網野町	離湖	網野町小浜
網野町	霧降りの滝	網野町新庄
網野町	最北子午線塔	網野町浅茂川
丹後町	経ヶ岬	丹後町袖志
丹後町	袖志の棚田	丹後町袖志
丹後町	穴文殊	丹後町尾和
丹後町	丹後松島	丹後町上野
丹後町	屏風岩	丹後町筆石
丹後町	立岩	丹後町竹野
丹後町	大成古墳群	丹後町竹野
丹後町	青の洞窟、愛の洞窟	丹後町竹野
丹後町	依遅ヶ尾山	丹後町
丹後町	碓高原	丹後町碓
弥栄町	野間川	弥栄町野中
弥栄町	味土野大滝	弥栄町須川
弥栄町	太鼓山	弥栄町野中
久美浜町	小天橋	久美浜町湊宮
久美浜町	箱石浜	久美浜町湊宮
久美浜町	久美浜湾	久美浜町
久美浜町	かぶと山	久美浜町

■史跡

地域	名 称	所 在 地
峰山町	赤坂今井墳墓	峰山町赤坂
峰山町	湧田山古墳群	峰山町丹波、矢田
網野町	網野銚子山古墳	網野町網野
丹後町	神明山古墳	丹後町宮
丹後町	産土山古墳	丹後町竹野
丹後町	大成古墳群	丹後町竹野
弥栄町	大田南古墳群	峰山町矢田、弥栄町和田野
弥栄町	奈具岡遺跡	弥栄町溝谷
弥栄町	遠處遺跡	弥栄町木橋
弥栄町	黒部銚子山古墳	弥栄町黒部
久美浜町	湯舟坂古墳2号墳	久美浜町須田
久美浜町	函石浜遺物包含地	久美浜町湊宮

■社寺

地域	名 称	所 在 地
峰山町	金刀比羅神社	峰山町泉 1165-2
峰山町	乙女神社	峰山町鱒留
峰山町	比沼麻奈為神社	峰山町久次 510
峰山町	慶徳院	峰山町五箇 1792
峰山町	縁城寺	峰山町橋木 873
大宮町	大宮売神社	大宮町周枳 1022
網野町	嶋児神社	網野町浅茂川
網野町	網野神社	網野町網野 788
網野町	静神社	網野町磯
丹後町	竹野神社	丹後町宮 249
久美浜町	如意寺	久美浜町 1845
久美浜町	宗雲寺	久美浜町 1268
久美浜町	神谷神社	久美浜町 1314
久美浜町	本願寺	久美浜町 1
久美浜町	円頓寺	久美浜町円頓寺 727

■その他施設等

地域	名 称	所 在 地
大宮町	平地地蔵	大宮町上常吉
網野町	京丹後市観光情報センター	網野町網野 367 アミティ丹後1階 観光公社内
網野町	アミティ丹後	網野町網野 367
網野町	野村克也ベースボールギャラリー ※アミティ丹後内	網野町網野 367
網野町	郷村断層	網野町郷、生野内、高橋
丹後町	碇高原ステーキハウス	丹後町碇 1
丹後町	間人皇后・聖徳太子母子像	丹後町間人
弥栄町	細川ガラシャ夫人の碑	弥栄町味土野

■花

地域	花 名	施 設 名	開花時期
弥栄町	福寿草	野間地域	3 月
網野町	水仙	静の杜・静神社	3 月～5 月
丹後町		丹後松島展望所周辺	3 月～5 月
久美浜町	桜	かぶと山公園	4 月上旬～中旬
丹後町		経ヶ岬	4 月上旬～中旬
網野町		静神社	4 月上旬～中旬
弥栄町		丹後王国「食のみやこ」	4 月上旬～中旬
丹後町		丹後松島展望所周辺	4 月上旬～中旬
網野町		離湖公園	4 月上旬～中旬
峰山町		比治山峠	4 月上旬～中旬
久美浜町		水辺公園 やさか野	4 月上旬～中旬
弥栄町		峯空園	4 月上旬～中旬
大宮町		薬師ヶ丘さくらの森公園	4 月上旬～中旬
峰山町		くみはま SANKAIKAN 周辺	4 月上旬～中旬
久美浜町	桃	徳光高山桃団地	4 月上旬
丹後町			
網野町	チューリップ	花郷 OKADA ※その他多 種類あり	4 月
久美浜町	ツツジ	如意寺	4 月
久美浜町		東山公園	4 月
久美浜町	梨	平田地区	4 月中旬～下旬
久美浜町	ニセアカシア	函石浜遺跡周辺	5 月
網野町	ハマナス	八丁浜	5 月～9 月
弥栄町	紫陽花	森林公園スイス村	6 月下旬～7 月
丹後町	ラベンダー	碓高原牧場周辺	7 月
久美浜町	風蘭	風蘭の館	7 月
久美浜町	ユウスゲ	箱石浜海岸	7 月
弥栄町	蓮	丹後王国「食のみやこ」	7 月上旬～中旬
弥栄町	桔梗	細川ガラシャ夫人の碑周辺	7 月～8 月
久美浜町	トウテイラン	箱石浜海岸	7 月～11 月
久美浜町	萩	如意寺	9 月
丹後町	コスモス	久僧地区	9 月～10 月
峰山町		五箇地区	9 月～10 月
弥栄町		丹後王国「食のみやこ」	9 月～10 月
大宮町	紅葉	崇山森林公園	10 月下旬～11 月
大宮町		内山自然遊歩道・高山	10 月下旬～11 月
峰山町		乙女神社	11 月
峰山町		金刀比羅神社	11 月
久美浜町		宗雲寺	11 月
峰山町		天女の里	11 月
弥栄町		野間地域	10 月中旬～11 月 中旬
峰山町		峰山城址	11 月
峰山町		金峰神社	1 月～3 月
峰山町	椿		

■主なイベント

時期	名 称	開催地
4 月	さくらまつり	京丹後市内
5 月	丹後天酒まつり	京丹後市内他
	JAF 全日本ラリー選手権	京丹後市内
6 月	はだしのコンサート	網野町
	TANTAN ロングライド	京丹後市内他
7 月	海開き	網野町、丹後町、久美浜町
	やさか納涼祭	弥栄町
	間人みなと祭	丹後町
	水無月祭	網野町
8 月	小天橋夏祭り	久美浜町
	京丹後市ドラゴンカヌー選手権大会	久美浜町
	網野カップサッカー大会	網野町
	千日会観光祭	久美浜町
	竹野川水系万灯	大宮町
	夕日ヶ浦納涼花火大会	網野町
9 月	丹後半島ラリー	京丹後市内
	梨山開き	久美浜町
	山陰海岸ユネスコ世界丹後 100km ウルトラマラソン	網野町他
	こまねこまつり	峰山町
10 月	果実祭	久美浜町
	各地区秋祭り	京丹後市内
	あみの八丁浜ロードレース大会	網野町
	経ヶ岬灯台一般公開	丹後町
	久美浜まるかじりまつり	久美浜町
11 月	京丹後商工祭	弥栄町
	きもの古～いマーケット	峰山町
	おおみや生き生きフェスタ	大宮町
	カニ漁解禁	網野町、丹後町
	丹後大学駅伝(関西学生対校駅伝競走大会)	市内全域
	久美浜湾一周駅伝競走大会	久美浜町
	郷土資料館まつり	網野町
12 月	こんぴらさんの紅葉祭	峰山町
	久美ナリエ	久美浜町
1 月	久美浜カキ・魚まつり	久美浜町
2 月	百度打ち	丹後町
3 月	丹後震災記念展	峰山町
	斎宮初午祭	丹後町

■伝説

地域	名 称	概 要
峰山町	京丹後七姫・羽衣天女	磯砂山に羽衣天女が舞い降りたと伝わる
峰山町	月の輪田	豊受大神が稲作をはじめた日本の稲作発祥の地と伝わる
大宮町	京丹後七姫・小野小町	絶世の美女、小野小町は都を逃れ、大宮町五十河で亡くなったと伝わる
網野町	京丹後七姫・静御前	源義経の妾、静御前は網野町磯で生誕したと伝わる
網野町	京丹後七姫・乙姫 (浦島太郎)	浦島伝説の地で、嶋子、乙姫を祀ったとされる神社が網野町にある
丹後町	京丹後七姫・間人皇后	聖徳太子の母、間人皇后は大和政権の争乱を避け間人に身を寄せていたと伝わる
丹後町	鬼退治伝説	立岩に大江山の鬼が閉じ込められたという、麻呂子親王の鬼退治伝説がある
弥栄町	京丹後七姫・細川ガラシャ	明智光秀の娘、ガラシャは弥栄町味土野に幽閉されたと伝わる
久美浜町	京丹後七姫・川上摩須郎女	大和朝廷から丹後平定を命じられた丹波道主命の妻
久美浜町	龍伝説	一遍上人が踊念仏を唱えると、海中から大きな龍が出現したという昇竜伝説
久美浜町	スサノオノミコト伝説	ヤマタノオロチを退治したスサノオノミコトの伝説が久美浜町に伝わる

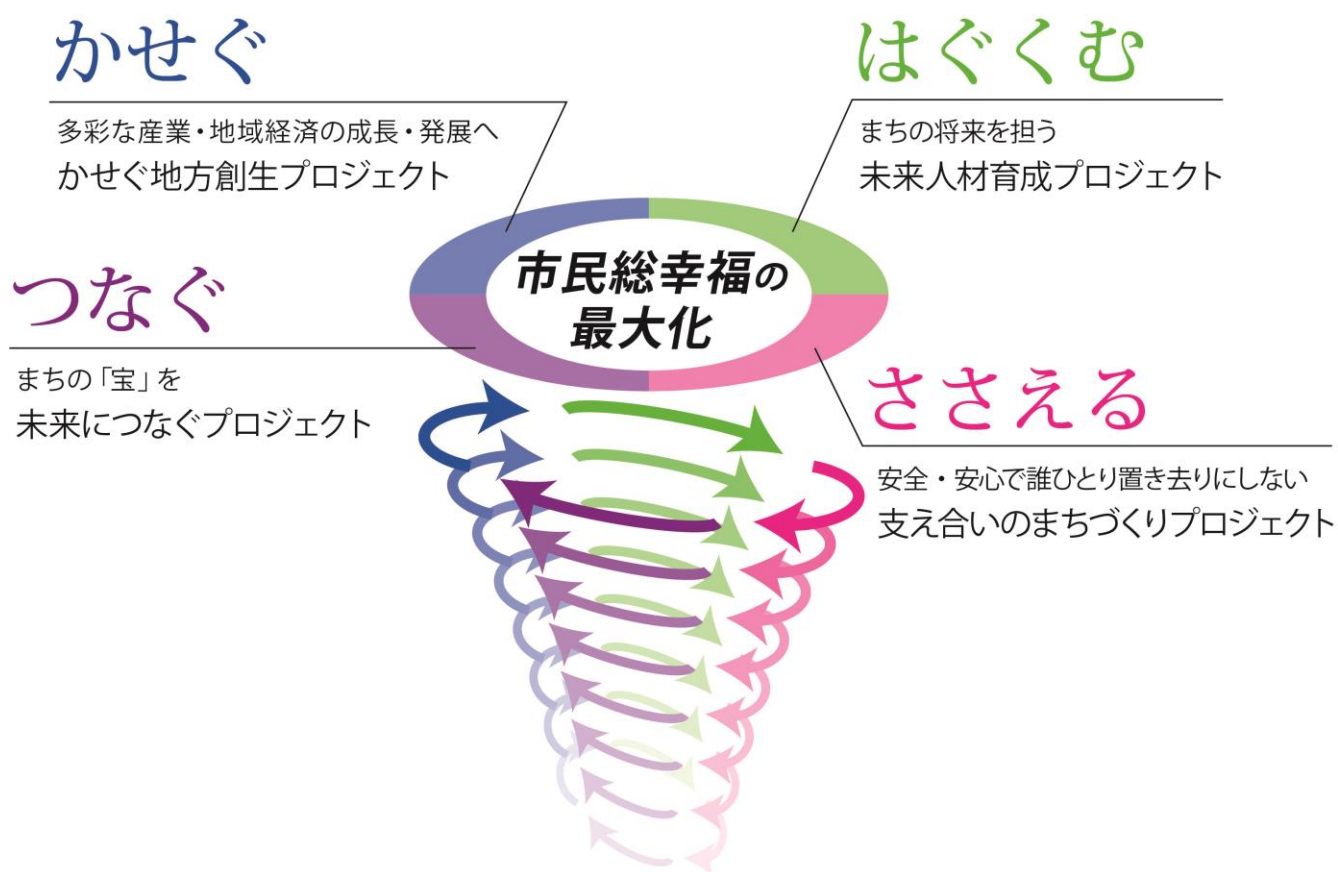
■特産品

名 称
間人ガニ(松葉ガニ)
久美浜カキ
活イカ(ケンサキイカ)
サワラ
魚貝類
丹後産コシヒカリ
地酒
果物
ばら寿司
このしろ寿司
丹後とり貝
丹後ちりめん
塩
和牛

7 第2次京丹後市総合計画・基本計画（抜粋）

第1部 4つの重点プロジェクト

新たな時代潮流・現状認識を踏まえたうえで、「かせぐ」「はぐくむ」「ささえる」「つなぐ」の4つの視点に基づく重点プロジェクトを定めます。プロジェクトの推進にあたっては、「市民総幸福の最大化」を中心軸として各々をつなぎ、持続的な循環を形成することで、めざすべき将来像の実現につなげます。



かせぐ

多彩な産業・地域経済の成長・発展へ
かせぐ地方創生プロジェクト



ふるさと納税で京丹後を元気に！

本市においては、普通交付税の合併特例措置が終了し、新最終処分場の整備や網野給食センターの更新などの大型事業も控える中、このまま何も手を打たなければ、ますます厳しい財政状況を招くことが懸念されています。

また、労働力人口の減少や消費市場の縮小が課題となる中で、地域の「かせぐ力」を高め、魅力あるしごと・雇用機会を創出し、ひとが訪れ、住みたいと思えるようなまちを実現することが求められています。

そこで、市民生活を将来にわたって支え、地域経済を発展させていくため、「ふるさと納税^{※1}」の適切な活用、抜本的な拡充を図り、まちづくりのための自主財源の確保に努めると同時に、地場産品の安定的な需要の確保により、地域経済の足腰を支えます。

あわせて、商工業や観光業の振興、農林水産業の成長産業化を図るとともに、多様化する価値観やライフスタイルを踏まえた魅力ある雇用機会の創出に取り組み、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立します。

※1 ふるさと納税

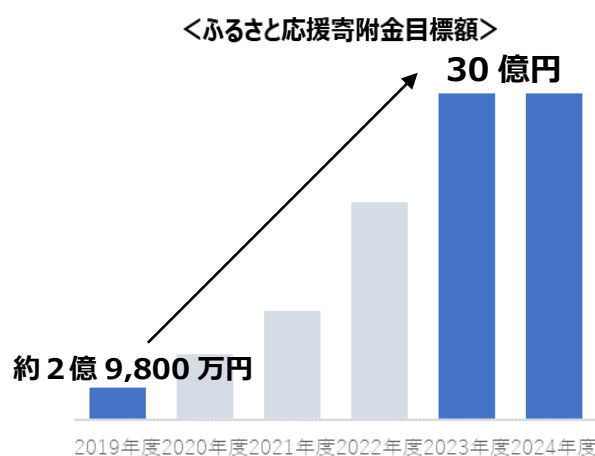
生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度。寄附した額に応じて所得税や住民税が控除されるほか、自治体からお礼の品を受け取ることができる。

(1) 「ふるさと納税 10 倍プロジェクト」の推進

ふるさと納税は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として平成 20（2008）年にスタートしました。

この間、民間のポータルサイトが開設され、税控除の上限額の拡大や控除手続きの簡素化なども行われる中で、全国寄附総額は平成 26（2014）年度に約 388 億円だったものが、令和元（2019）年度には約 4,875 億円となっており、5 年間で 12 倍以上に拡大しています。

本市においても、今後ますます厳しい財政状況が見込まれる中、創意工夫により多額の寄附実績を達成している先進自治体に学びながら、ふるさと納税の適切な活用と抜本的な拡充を図り、本市の創生に向けた自主財源を確保していく必要があります。



《取組の視点》 ～ 官民一体で推進！市民皆でPR！ ～

先進自治体が達成している 30 億円（令和元（2019）年度寄附実績の約 10 倍）を目標に掲げ、市民皆で連携・協力してふるさと納税を盛り上げていく仕組みを構築していきます。

市内事業者・関係団体で構成する「ふるさと応援推進連絡会」を核とし、返礼品の充実やデータ分析に基づくプロモーションの強化を図るとともに、本市出身者や関心のある人等市外在住者とも様々な機会を通じて関係性を築き、“まち”や“ひと”の想いに共感してもらうことで、応援されるまちをめざします。

また、返礼品の魅力による寄附だけでなく、「クラウドファンディング※1」や「企業版ふるさと納税※2」といった寄附金の使途にフォーカスした寄附についても積極的に取り組み、市外在住者・企業との継続的な関係性を構築することで、関係人口※3の創出・拡大を図ります。

※1 クラウドファンディング

不特定多数の人がインターネットなどを経由し、他の人々や組織に財源の提供や協力等を行うことを指す造語。

※2 企業版ふるさと納税

地方自治体の行う地方創生の取組（企業版ふるさと納税活用事業）に対して、企業が寄附という形で応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組み。

※3 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。（総務省「関係人口ポータルサイト」より）

(2) 6次産業化・ブランド化で「稼ぐ農林水産業」を実現

本市は、全国的にも高い評価を受ける「丹後産コシヒカリ」などの生産を中心とした京都府下最大規模の農業生産地で、国営開発農地や海岸部の砂丘地では、ブランド京野菜や果樹、お茶などが盛んに栽培されています。また、カニやカキといった水産物にも恵まれ、近年は、「丹後とり貝」の養殖事業のほか、「牡蠣小屋」「シーカヤック」など、漁村地域の活性化に向けた「海業」の取組も盛んに行われています。

その一方で、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、生産物等の付加価値の向上により「稼ぐ農林水産業」を実現し、担い手の確保・育成を図ることが急務となっています。

《取組の視点》

優良農地の確保や森林が有する多面的機能の保全、漁港施設の計画的な整備などにより生産基盤の安定化を図るとともに、農産物をはじめとする地域資源を束ね、新たな販路を開拓する「地域商社」との連携、農商工観連携の取組などを通じて、農林水産物の6次産業化・ブランド化を推進します。

また、一次産業におけるAIやICT等先端技術の実装を加速化し、生産性や収益性の向上につなげていきます。

(3) 四季を通じた滞在型観光地づくり・スポーツ観光の推進

本市は、「ユネスコ世界ジオパーク」の認定を受けている山陰海岸ジオパークの美しい海岸線や豊富な温泉、四季折々の旬の食材、古代丹後王国の存在を示す歴史や文化など、多彩な観光資源に恵まれています。

近年、「海の京都事業」の推進や京都縦貫自動車道の全線開通、山陰近畿自動車道の延伸により観光入込客数は大幅に増加した一方で、本市の観光形態は夏季の海水浴、冬季のカニを軸とした二季型となっており、春・秋の誘客が課題となっているほか、観光客の滞在時間が短く、宿泊客数や観光消費額の伸びは低い状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2（2020）年春以降、観光入込客が減少しているほか、インバウンドについても先行きが不透明な状況となっており、安全で安心な観光地づくりが求められています。

《取組の視点》

「旬」や「こだわり」などの強みを持つ、「食でもてなす観光」を核としながら、ジオパークをはじめとする多様な資源を守り、磨き、積極的に活用することにより、「海の京都」を代表する四季を通じた滞在型の観光地づくりや「スポーツ観光」を推進していくとともに、新型コロナウイルス感染症等の万全な措置の徹底・強化を図り、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した観光地づくりに取り組みます。

(4) 「織物業」「機械金属業」の成長促進と新産業の創出

本市では、基幹産業の「織物業」、「機械金属業」をはじめとする商工業の総合的な振興を図るため、経営革新や販路開拓、情報発信のほか、新たな事業分野への進出など、企業の成長に向けた取組への支援を行っています。

また、「絹」を核とした新産業の創出を図る「新シルク産業創造事業」では、京都工芸繊維大学との連携のもと、人工飼料を用いた無菌周年養蚕を確立したほか、遺伝子組換えカイコから得られるセリシンを活用した事業についても研究を進めてきたところであり、新事業・新産業創出への機運が高まっています。

《取組の視点》

引き続き、産業の発展・成長につながる積極的なチャレンジを後押ししていくとともに、産業間・事業所間の連携や新シルク産業の事業化に向けた取組を加速させていきます。

(5) 市内企業等の経営安定と地域経済の循環促進

小規模事業者が多数を占め、経営者・担い手の高齢化が進む本市では、今後、後継者の不在を理由にした廃業の増加や商店街等の衰退が懸念されています。また、市内の事業者が減少することで、市外での消費が増え、地域の中で循環する経済規模の縮小を招くことが想定されます。

こうした中、地域経済の持続可能性を高めるために、企業・事業者等の円滑な事業承継を支援するとともに、域外からの稼ぐ力を強化し、域内での経済循環の仕組みを構築することが必要です。

《取組の視点》

経営基盤の強化や経営改善への支援に加え、事業承継に対する支援を実施するとともに、地域経済循環の仕組みを構築し、基幹産業はじめ、各産業や商店街の維持・再生を図ります。

(6) 民民連携、地域間連携の推進

持続可能な経済・社会を実現するためには、受け継がれてきた多彩な産業や技術力、自然環境等の豊富な資源を活かしながら、産業間、企業間、地域間の交流・連携を促進することにより、多様なビジネスやイノベーションを創出していくことが必要です。

《取組の視点》

市役所内に設置した「民民れんけい推進本部」を核として、先進的な企業、団体、大学などと、市内企業とのウィンウィンの関係を前提とした提携を呼び込み、産業振興をはじめ、防災や教育、医療、福祉など様々な分野で先端技術を取り込んだプロジェクトを推進します。

また、高速道路網の整備による本市へのアクセスの改善を活かし、他の自治体との経済面・文化面での連携・交流を促進し、本市の発展につなげていきます。

(7) AI・ICT等先端技術の活用と「京丹後型ワークスタイル」の創造

本市には、製造業、医療・福祉分野、農業、林業、漁業、建設業、観光業、サービス業など多彩な産業があり、豊かな自然環境の活用や産業・事業所間の連携、先端技術の導入により、新たなビジネス、付加価値が生まれる可能性にあふれています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として都市部企業を中心にテレワークが浸透し、地方回帰の機運も高まっている中で、この機会を捉えてハード・ソフト面の受け入れ環境の整備を行い、サテライトオフィス テレワークの活用によりサテライトオフィスの誘致を推進の誘致や移住定住の促進につなげていくことが求められています。

《取組の視点》

連携・協力に関する地方創生協定を締結したIU情報経営イノベーション専門職大学等の高等教育機関や情報関連企業等と連携し、AI・ICT等先端技術の活用による市内企業の経営革新や新たなビジネスの創出に向けた取組を展開します。

また、都市部からの人材・サテライトオフィスの誘致を図るため、空家や公共施設等を活用して市内各所にテレワーク拠点を整備し、多彩な産業、豊かな自然と先端技術が調和したテレワークの推進による「京丹後型ワークスタイル」を創造するなど、「自然あふれるビジネスセンター構想」の具体化を進めます。取組の展開にあたっては、センターを拠点として、「仕事×観光」だけでなく、「地域や地元企業との交流（コミュニケーション）」や「地域への貢献（コントリビューション）」、「地域での学び（エデュケーション）」などにも着目した多彩なワーケーション※1のプログラムを展開することで、都市部からの新たな人の流れを生み出し、企業間の連携による産業創出や関係人口の拡大につなげます。

※1 ワーケーション

「ワーク」（仕事）と「パケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。

SDGsの17の目標のうち、関係が深い目標を示しています。



はぐくむ

まちの将来を担う 未来人材育成プロジェクト

産業・地域における担い手を確保するとともに、経済のグローバル化や情報化など、時代の変化に対応し、未来を切り拓いていける人材を育成していくためには、本市の地域資源を活用した特色ある教育、社会のニーズや未来の豊かさを取り入れた教育を展開していく必要があります。

そこで、高等教育機関や企業等とも連携しながら、ＩＣＴ、プログラミングなど先進的な教育が受けられる環境を整備するとともに、産業とも連携した特色ある教育の展開やＵ・Ｉターン支援、起業家の育成などにより、まちの将来を担う「未来人材」を育成します。

- (1) 子どもたちの夢や向上心を支え、未来を取り込む教育の推進
- (2) 高校生や若者のチャレンジを応援
- (3) 専門職大学の設置推進等による地場産業を支える未来人材の育成
- (4) Ｕ・Ｉターン支援で未来人材を惹きつける
- (5) 起業家・スタートアップ企業等の育成・成長支援

ささえる

安全・安心で誰ひとり置き去りにしない 支え合いのまちづくりプロジェクト

「生活の安心の確保」は、本市が将来にわたって持続的に発展していくための基礎となるものです。

誰ひとり、「食えること」「学ぶこと」「働くこと」「生活すること」の不自由さや困難はつらいということを大きな目標に掲げ、行政が徹底して「生活の安心」をつくるとともに、市民一人ひとりが、支え合いながら、能力を活かし、いきいきと活躍できるまちづくりを進めます。

加えて、公共交通の充実や生活道路・橋梁の計画的な修繕、頻発する自然災害への備え、新型コロナウイルス感染症への対応、持続可能な地域づくりなど、産業・地域・市民生活を支えるハード・ソフト両面での社会基盤整備を推進します。

- (1) 子育て環境日本一をめざしたまちづくり
- (2) 誰ひとり置き去りにしない「真の共生社会」の実現に向けて
- (3) 「百才活力社会づくり」の提唱、推進
- (4) 地域包括医療・ケア体制の充実
- (5) 生活・命を守る計画的な基盤整備
- (6) シェアリングエコノミーの推進
- (7) 「新たな地域コミュニティ」の形成による持続可能な地域づくり

つなぐ

まちの「宝」を
未来につなぐプロジェクト

本市には、豊かな自然環境や古代丹後王国を彷彿とさせる歴史、その中で育まれ、脈々と伝えられてきた文化芸術、多彩な産業など、世界に誇れる多くの資源があり、それらに価値を生み出す人たちがいます。

そうした本市の「宝」を次代に継承していくとともに、将来世代が“可能性”や“誇り”を感じることができ、誰もが“幸せ”を実感できるまちを実現するため、本市固有の資源である歴史・文化を活かしたまちづくりをはじめ、自然環境の保全、世代や分野、地域、国の垣根を越えた多様な“つながり”を活かす取組の推進、それらを支える社会基盤の整備など、まちの持続可能性を高め、日本と世界の未来に貢献する、様々なプロジェクトを展開します。

- (1) 歴史・文化を未来につなぐ誇りあるまちづくり
- (2) 自然環境を次世代につなぐ美しいまちづくり
- (3) 人と人を豊かにつなぐ創造的なまちづくり
- (4) 地域の力を明日へとつなぐ活力あるまちづくり
- (5) 地域と地球を多様につなぐ可能性にあふれたまちづくり

第2部 まちづくり『30の施策』（抜粋）

目標1 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち

<観光>

【施 策】4 滞在型観光・スポーツ観光の促進

施策の目的

地域の資源や魅力を磨き、年間を通じた交流人口の増加と滞在促進による本市経済の持続的な発展を図ります。

現状と課題

【現状】

- 本市の観光形態は、夏季の海水浴、冬季のカニを軸とした「二季型観光」となっています。
- 豊富な食をはじめ、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークの自然景観、温泉、歴史・文化などの観光資源に恵まれるなど、観光エリアは市全域に広がっています。
- 観光客は9割が近畿地域からの来訪であり、日帰りまたは一泊の短期滞在が中心となっています。
 <観光入込客数：2,111,894人、日帰り客：1,743,999人、日帰り比率：約83%（令和元（2019）年）>
- 高速道路網の整備や「海の京都」の取組効果などにより、平成27（2015）年には観光入込客数が219万人まで回復しましたが、その後は年々少しずつ減少傾向となっています。外国人宿泊客数も増加傾向にありますが、近隣の観光地に比べると依然として少ない状況にあります。
- 令和元（2019）年における観光消費額は、宿泊客数の増加に伴い微増しています。
 <観光入込客数 平成25（2013）年：1,758,624人→令和元（2019）年：2,111,894人>
 <宿泊客数 平成25（2013）年：345,162人→令和元（2019）年：367,895人>
 <外国人宿泊客数 平成25（2013）年：1,303人→令和元（2019）年：5,025人>
- 令和2（2020）年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人宿泊客数の入込は、当面の間、見込めない状況となっています。
- 令和元（2019）年6月1日に「京丹後市観光公社」を設立し、市から職員、旅行会社社員、国際交流員を派遣し、事業推進体制の強化を図っています。
- 本市及び市観光公社が参画する海の京都DMOが設立され、海の京都観光圏における広域連携、民間視点によるマーケティングやプロモーションに取り組んでいます。
- 自然豊かな観光資源を活かしたスポーツイベント（丹後100kmウルトラマラソン、丹後半島ラリー、TANTANロングライド、ドラゴンカヌー大会、丹後大学駅伝など）の開催及び支援により、本市の魅力を発信し、参加者の増加及びリピーターの確保を図っています。
 <スポーツイベント参加者数 平成25（2013）年度：12,000人→令和元（2019）年度：13,661人>

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、ホストタウン登録（韓国、オーストラリア、スペイン、ポルトガル）を行い、カヌー競技の五輪合宿誘致（スペイン、ポルトガル実施予定）など交流の取組を進めています。
- ・本市初の国際スポーツ大会となる「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西（カヌーマラソン等）」の開催に向けた準備を進めています。
- ・峰山途中ヶ丘公園京丹後はごろも陸上競技場の第3種公認陸上競技場へのリニューアル、久美浜湾カヌーセンターの整備など、スポーツ環境の基盤整備を図りました。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延の未然防止及びまん延時の早期収束に向け、万全な措置の徹底・強化を図っています。

【課題】

- ・宿泊客数を増加させ、観光客の滞在時間を長期化させることです。
- ・二季型観光の閑散期となる春・秋の誘客を増やし、通年型の観光地を実現することです。
- ・外国人旅行客の誘致（インバウンド）を推進することです。
- ・効果的に観光情報を発信し、観光地としての認知度を高めることです。
- ・評価が高い「食」の魅力を十分に活用することです。
- ・ジオパークが育む地域資源、四季折々の魅力を十分に活かすことです。
- ・観光立市に向け、地域や業界などが一体となって取り組む推進体制をつくることです。
- ・観光業を支える人手不足を解消することです。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止を図り、市民及び観光客にとって、安全安心な観光地づくりをすることです。
- ・「スポーツ観光」という考え方を市民や地域に広めるとともに、地域ぐるみで本市の自然豊かな地域特性を活かしたスポーツ観光施策を展開することです。

施策の目標

「旬」や「こだわり」などの強みを持つ、「食でもてなす観光」を核としながら、ジオパークをはじめとする多様な資源を更に磨き、活かすことにより、四季を通じた滞在型の観光地づくりやスポーツ観光を推進し、地域の雇用の増大と幅広い分野にわたる地域経済の活性化を図り、「観光立市の実現」をめざします。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時 (2014 年度)	現状値 (2019 年度)	目標値 (2024 年度)
観光入込客数（年）	万人	176（2013 年）	211	240
宿泊客数（年）	万人	35（2013 年）	36.7	55
外国人宿泊客数（年）	人	1,303（2013 年）	5,025	10,000
スポーツイベント参加者数（年）	人	12,000（2013 年）	13,661	18,600

施策の主な内容

①「“旬”でもてなす食の観光」を徹底的に推進します

- 豊富で質の高い食の魅力に磨きをかけ、価値を高めます。
- 旬の地元食材を活用した“地産来消”に取り組みます。
- 食を活用した様々な「商品化」と付加価値を高める「ブランド化」に取り組みます。
- 「“旬”でもてなす食の観光」の戦略的な発信とプロモーションを行います。
- 「“旬”でもてなす食の観光」の戦略を関係者が共有し、機運を高め、一体的に進めます。

②ジオパークや四季の魅力を活かした「体験・滞在型の観光地」をつくります

- 「ユネスコ世界認定」を受けた「山陰海岸ジオパーク」の資源を守り、積極的に活用します。
- 海、山、里の地域資源を活かした四季折々の“ほんまもん体験”を提供します。
- 日本遺産「丹後ちりめん回廊」の織物業や「丹後ハイテクランド」を構成する機械金属業など、地域の特色ある産業を活かした「産業観光」を展開します。
- 「丹後王国」などの歴史や遺跡、ふるさとの伝説を観光へ活用します。
- 「海の京都観光圏整備実施計画」を踏まえた「滞在型の観光地」をつくります。

③外国人旅行者、宿泊客等の誘致を強化します

- 海の京都DMOや豊岡DMOなど広域連携によるインバウンドの取組を強化します。
- ターゲットを明確にし、外国人旅行者の更なる誘致に取り組みます。
- 外国人旅行者を受け入れる態勢整備や観光関連事業者の機運醸成を推進します。
- 教育旅行の受け入れを積極的に行います。
- ゆっくり滞在できる宿泊、温泉の魅力向上を図ります。

④「スポーツ観光」で交流人口の拡大をめざします

- 東京2020オリンピック・パラリンピックの「ホストタウン」、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」等のスポーツイベントを通じて他地域の人々との交流を呼び起こし、異なる国々や地域間の相互理解を深め、年中にぎわう地域の活性化に取り組みます。
- ジオパークなど自然豊かな地域特性を活かした魅力あるスポーツイベントの誘致・支援を行い、交流人口の増加を図ります。
- スポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアの確保など、体制の構築に取り組みます。

⑤徹底したマーケティング手法で戦略的に観光情報を発信します

- 市観光公社を通じ、Webマーケティング調査等による現状分析や実態把握を行い、テーマ、ターゲットを絞った情報発信を行います。
- 海の京都DMOや豊岡DMOなど広域連携によるメリットを活かした情報発信を行います。
- 効果的な情報発信ツールを選択し、戦略的な情報発信を行います。

⑥地域総ぐるみの観光地づくりを推進します

- 市観光公社を中心とした地域の観光推進体制の整備と関係団体等との連携を強化します。
- 海の京都DMOや豊岡DMOなど関係府縣市町等との広域的な取組と連携を強化します。
- 観光活動の原動力となる人材の育成と確保を行います。
- “京丹後人気質”による「おもてなし」の向上を図ります。
- 公的観光施設の適切な管理・運営により、良好な利用環境を提供します。
- 快適・安全・便利に移動できる交通環境やサイン整備を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症等の万全な措置の徹底・強化を図り、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限にし、観光旅行者の安全で安心な来訪と滞在に寄与します。

※市民主役と協働の視点

- 地域の資源を磨き、観光誘客につなげるためには、市民や事業者が、市外在住者に対して、豊かな自然や食材に自信をもって発信することが必要です。
- 市内事業者や市民は、おもてなしの心をもって観光客に接することが求められています。

■関連する個別計画

- 第3次京丹後市観光振興計画（再掲）
- 第2次京丹後市スポーツ推進計画
- 京丹後市教育振興計画

■関連する主な事業

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ○“旬”でもてなす食の観光推進事業 | ○ジオパーク・体験滞在型観光推進事業 |
| ○インバウンド・宿泊促進強化事業 | ○ジオ・スポーツ観光推進事業 |
| ○観光プロモーション推進事業 | ○地域総ぐるみ観光地づくり事業 |
| ○スポーツイベント推進事業 | |
| ○オリンピックパラリンピックホストタウン推進事業 | |
| ○ワールドマスタースゲームズ推進事業 | |

8 関係法令

(1) 関連法令等

①京丹後市条例等

○京丹後市まちづくり基本条例

平成19年12月21日
条例第54号

私たちの京丹後市は、新たな地方分権時代のまちづくりに対応するため、平成16年(2004年)4月に旧中郡の峰山町及び大宮町、旧竹野郡の網野町、丹後町及び弥栄町、旧熊野郡の久美浜町の6町が合併して誕生しました。

市域は、丹後半島の美しい海岸線や清らかな河川、緑あふれる山野などの豊富な自然に恵まれ、市内各地には『古代丹後王国』の存在を思わせる古墳や遺跡が数多く分布しています。そのような環境の中で私たちは、丹後ちりめんに代表される地場産業や、それぞれの土地に根ざした文化を育みながら地域社会を形成してきました。

京丹後市となって新たな歴史の一步を踏み出した今、それら貴重な地域資源を活かしながら、全市一体となって、市民みんなが住みやすく将来に希望のもてるまちづくりに取り組むことが求められています。

そのためには、自治の主役である市民一人ひとりが市政に関心を持つとともに、市民自らが考え、責任をもってまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民と市が、それぞれの果たすべき役割を分担し、相互に補完しながら協働して取り組まなければなりません。

このような認識のもと、市のまちづくりの基本的なことがらを定める最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市の目指すまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者をいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 自治 自分たちのことは、自分たちで考え行動し、治めることをいう。
- (4) 協働 市民及び市並びに市民相互が目的を共有し、それぞれの役割と責任を担いながら、お互いに補完し協力することをいう。
- (5) 参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画、実施及び評価に主体的にかかわることをいう。
- (6) 情報共有 市と市民相互が、市政全般に関する情報を公開又は開示により発信し合い、相互に共通してこれを保有することをいう。

(条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)並びにまちづくりに関するその他の計画は、この条例に沿って策定されなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念及び目標

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進めるものとする。

(まちづくりの目標)

第5条 市民及び市は、まちづくりの基本理念に基づき、次の各号に掲げるまちづくりを推進する。

- (1) 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり
- (2) 安全で安心して暮らせるまちづくり
- (3) お互いに支え合い、助け合うまちづくり
- (4) 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまちづくり
- (5) 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり
- (6) 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまちづくり
- (7) 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり

第3章 まちづくりの原則

(情報共有の原則)

第6条 まちづくりは、市民及び市が市政全般について情報共有することを原則として進めなければならない。

(市民参加の原則)

第7条 まちづくりは、市民の参加により市民の意思を反映していくことを原則として進めなければならない。

第4章 情報共有

(個人情報の保護)

第8条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

(情報に関する権利)

第9条 市民は、法令等で制限されるものを除き、市の保有する情報の提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

(情報共有するための制度)

第10条 市は、市民との情報共有を進めるため、次の各号に掲げる制度の充実に努めるものとする。

- (1) 市の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 市の会議を公開する制度
- (3) 市の保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 市民の意見、提言等ができる制度

第5章 市民参加

(市民の権利)

第11条 私たち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

(市民の役割)

第12条 私たち市民は、まちづくりへの参加が自治と協働を進めるものであることを自覚して、まちづくりに参加するように努めなければならない。

2 私たち市民は、まちづくりへの参加に当たり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民相互は、連帯と協力を基本にして、互いの意見と行動を尊重しなければならない。

4 市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めなければならない。

(青少年の権利)

第13条 満18歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

2 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。

第6章 市議会

(市議会の責務)

第14条 市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 市議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 市議会は、主権者たる市民に対して、議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、議員活動を通じて自治の実現及びまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市議会議員は、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職責を遂行し、市民の負託に応えなければならない。

3 市議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければならない。

第7章 市長及び市職員

第1節 市長及び市職員の責務

(市長の責務)

第16条 市長は、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、法令を誠実に遵守し、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

2 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第17条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識するとともに、全体の奉仕者であることを自覚し、市民と協働してまちづくりの推進に努めなければならない。

2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第2節 財政運営

(財政運営の基本)

第18条 市長は、総合計画及び行財政改革の基本方針を踏まえ、予算の編成及び執行を行い、財政の健全性の確保に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第19条 市長は、毎年度の予算編成から決算認定まで、市民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。

(財産管理)

第20条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、その財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

第8章 住民自治

(住民自治の定義)

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らが地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。

(住民自治に関する市民の役割)

第22条 私たち市民は、住民自治の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

(住民自治に関する市の責務)

第23条 市は、市民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重し、必要に応じて支援するものとする。

(住民自治組織の設置運営)

第24条 私たち市民は、地域の発展、振興及び活性化を図るために、区・自治会をはじめ、市民活動団体等で構成する住民自治組織を設置運営することができる。

2 住民自治組織は、それぞれの地域の振興を図るために自ら取り組む活動方針、活動計画等をつくりその実現に努めるものとする。

3 住民自治組織は、広域的な連携に努めるものとする。

第9章 市政運営

(市政運営の基本)

第25条 市は、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない。

2 市は、計画策定、企画立案から実施及び評価に至るまでの過程において、市民が広く参加及び協働できる機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市政について市民にわかりやすく説明する責務を有する。

(行政評価)

第26条 市は、政策等の目的と成果を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価の実施に努め、その結果をわかりやすく公表するものとする。

(外部監査)

第27条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

(連携及び交流)

第28条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力に努めるものとする。

2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。

(危機管理体制の確立)

第29条 市は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(子どもの育成)

第30条 市及び市民は、子どもを学校、家庭及び地域の連携により支え、安心して子育てができる環境をつくる責務を有する。

第10章 住民投票

(住民投票)

第31条 市は、京丹後市にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第11章 条例の改正

(条例の検討及び見直し)

第32条 市は、この条例の施行後4年以内ごとに、この条例が京丹後市にふさわしいものであるかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しを行うものとする。

2 市は、前項の規定による検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを適切に反映させなければならない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月27日条例第41号)

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年７月１４日条例第３６号）

この条例は、公布の日から施行する

附 則（令和２年３月２６日条例第１１号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

○京丹後市美しいふるさとづくり条例

平成29年3月30日

条例第15号

京丹後市美しいふるさとづくり条例(平成16年京丹後市条例第162号)の全部を改正する。

京丹後市の海岸線は、一部港湾地域等を除き、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されており、また、丹後半島の脊梁山地は、市内を縦断する幾多の清流の源となるなど、豊かで美しい自然環境を形成し、育んでいる。

この自然環境に暮らす私たちにとっては、恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、誇るべき財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しており、一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する全ての者の参加と協働によって私たちの行動及び活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められている。

このような認識に基づき、私たち京丹後市民と関係する全ての人が協力し合い、役割を分かち合いながら、美しいふるさととの自然環境を守り次代に継承するまちづくりに努めなければならない。

この理念を遂行するために、本条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市の豊かで美しい環境の保全及び持続可能なまちづくりの推進並びに取組を通じた地球環境との共生のために必要な事項を定め、もって美しい自然環境を次代に継承するまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 人の行動及び活動により、豊かで美しい京丹後市の自然を保護し、及び安全であるようにすることをいう。
- (2) 持続可能なまちづくり 環境と社会・経済の両立を図り、豊かで美しい自然環境を保全し、共生を保持し、これを次代に継承していくまちづくりをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (5) 所有者等 市内に土地若しくは施設を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 環境負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障要因となるおそれのあるものをいう。
- (7) 地球環境との共生 地球環境とは、人の活動により気候、海洋、生物、その他広範な環境に影響を与える事態に係る地球規模の環境のことをいい、地球環境との共生とは、これを保全し、相互に持続することをいう。
- (8) ごみ等の散乱 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において、容器、紙くず、たばこの吸い殻、飼養動物のふん及びこれらに類するものを廃棄し、放置し、又は汚す行為をいう。
- (9) 環境共生活動推進主体 第9条に定める環境共生自主計画(環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画をいう。以下同じ。)の承認を受け、当該計画に基づき、美化、啓発及び体験の各活動を通じた美しいふるさとづくりに資する事業を行う主体をいう。
- (10) 環境共生推進地域 第9条に定める環境共生自主計画の承認を受け、自然と社会との共生を推進する地域をいう。
- (11) 特別保護区域 環境共生推進地域のうち、特に自然を保護し、社会的活用の促進を図るべき土地の区域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、全ての施策、計画の策定及び実施に当たっては、環境との調和並びに保全について十分考慮しなければならない。
- 3 市は、事業者、市民等が行う環境の保全及び持続可能なまちづくりに関し、その区域の自然的社会的条件に応じた支援に努めなければならない。
- 4 市は、市内の環境の保全及び持続可能なまちづくりに関し、市民等、事業者及び所有者等の意識の啓発に努めなければならない。
- 5 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境との共生に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、環境に関する理解を深め、美化、啓発及び体験の各活動を通し自主的かつ積極的な取組の実践に努めなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令に基づく措置のほか、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への影響を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な配慮に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、市内においてその所有し、占有し、又は管理する土地若しくは施設の清潔を保持し、環境の美化及び保全に努めなければならない。

- 2 所有者等は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(清潔な生活環境の確保)

第7条 何人も、みだりにごみ等を散乱してはならない。

- 2 何人も、道路、河川、海岸、湖沼、公園その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地若しくは施設を汚さないように努めなければならない。
- 3 動物を飼養し、又は管理する者は、その飼養し、若しくは管理する動物が道路その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地若しくは施設において排出したふんを回収し、この適切な処分に努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び持続可能なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、環境基本計画の策定又は改定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する美しいふるさとづくり審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(環境共生自主計画の承認)

第9条 市長は、一定地域内において美化、啓発及び体験の各活動を行おうとする者の定めた環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画を、これを適正と認める場合には環境共生自主計画(以下「自主計画」という。)として承認する。この場合において、一定地域は次の各号いずれかの地域を対象とするものとする。

- (1) 地質若しくは地形が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- (2) 保全すべきと認められる天然植生の状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

- (3) 生存する希少動植物を良好に育む環境を維持している状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- 2 自主計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 土地の区域に関する事項
- (2) 環境の特質、環境の保全に関する基本的な事項
- (3) 美化、啓発並びに体験の各活動及び事業に関する事項
- (4) 環境の保全のため、禁止又は抑制することが適当であると認められる行為
- 3 市長は、自主計画を承認したときは、当該自主計画の申請者を環境共生活動推進主体(以下「推進主体」という。)に認定する。
- 4 市長は、推進主体により自主計画に基づく活動が実施される場合にあっては、推進主体の活動を支援することができる。
- (承認等の取消し)
- 第10条 市長は、前条第1項の承認を受けた推進主体が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認及び前条第3項の認定を取り消すことができる。
- (1) 自主計画に従って事業を行っていないと認めるとき。
- (2) 自主計画に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができなくなると認めるとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により自主計画の承認を得たと認めるとき。
- (4) 自主計画の実施に関し必要な報告を行っていない、又は虚偽の報告を行ったと認めるとき。
- (環境共生推進地域の指定)
- 第11条 市長は、この条例の目的を達成するため、第9条第1項の計画によって承認された地域を、環境の保全及び持続可能なまちづくりを具体化する区域であって、社会的活用と自然的保護の共生が特に重要と認める区域として、環境共生推進地域(以下「推進地域」という。)に指定する。
- 2 市長は、前項の規定により推進地域を指定し、又は変更若しくは解除したときは、その区域等を告示しなければならない。
- (特別保護区域の指定)
- 第12条 市長は、前条第1項の指定を受けた地域のうち、市長又は推進主体がその管理権限を有する区域であって、特に重要な自然環境を保護する必要があると認める区域を特別保護区域に指定できるものとする。
- 2 市長は、特別保護区域において、この規定及び当該区域における自主計画の範囲内において、禁止行為に関する監視、指導を推進主体に対して認めるものとする。
- 3 前条第2項の規定は、特別保護区域について準用する。この場合において、同項中「推進地域」とあるのは「特別保護区域」と読み替える。
- (財産権等の尊重)
- 第13条 環境の保全及び持続可能なまちづくりに当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。
- (立入検査等)
- 第14条 市長は、第7条及び第9条第2項第4号の規定に関し、必要な限度において、当該区域に立ち入り、状況を検査し、影響を調査し、又は関係人に対する指示を行うことができる。
- (指導)
- 第15条 市長は、特別保護区域内において、第7条及び第9条第2項第4号の規定に違反する行為を行う者に対し、行為の禁止を指導することができる。
- (関係法令等の適用)
- 第16条 市は、この条例において行う承認又は必要となる措置を認めるときは、この条例の規定のほか、関係する法令及び条例に基づき、これを準用し、又は適用するものとする。

(地球環境保全)

第17条 市、事業者及び市民等は、それぞれの役割に応じ、かつ、相互に連携して地球環境の保全に資する行動に努めなければならない。

(審議会の設置)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、京丹後市美しいふるさとづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の所掌事務)

第19条 審議会は、この条例に基づく環境の保全に関する基本的事項、環境基本計画の管理、自主計画の承認、推進地域・特別保護区域の指定のほか、地球温暖化緩和に資する対策・気候変動適応対策、環境資源・エネルギー活用等について、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(審議会の組織等)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、環境共生活動における推進の主体に属さない者であって、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(審議会の委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の京丹後市美しいふるさとづくり条例第19条に規定する審議会の委員である者は、この条例による改正後の京丹後市美しいふるさとづくり条例第20条の規定にかかわらず、その委員としての任期中に限り、なお在任するものとする。

○京丹後『食の王国』のまちづくり宣言に関する決議

平成28年3月25日

京丹後市は、大陸から、稲作・農耕・鉄製品の加工・機織り・酒造り・医薬などの技術がもたらされ、様々な伝説・民話、多くの古墳、水晶工房・製鉄所遺跡等、古代から人の営みがあり、丹後国として繁栄してきた地域であります。

また、風光明媚で豊かな自然に生まれ、山にはワサビ、フキ、キノコ、田畑には京丹後米、大根、カブラ、メロン、京たんご梨、海には間人ガニ、久美浜カキをはじめとした魚介、ワカメなどの豊富な食材に恵まれ、食文化が息づくまさに食の王国と言えます。

私たちは、安心・安全で新鮮なおいしい食材を作り、食べ、そのおいしさを国内外の人々に自信を持って情報発信するとともに、次世代の子どもたちにも地元食材への関心を深め、そのおいしさや素晴らしさを伝えていく必要があります。

さらに、学校・家庭・地域における食育の推進、食生活の改善など市民とともに幅広い取り組みを展開し、人と地域のつながりを深めます。

京丹後の自然、歴史、気候風土に育まれた「豊かな食文化」を活用して、農林水産業や観光業をはじめ、市の産業振興やまちづくりをさらに発展させていくことが大切です。

多くの市民の共感と協力のもと、食による地域振興をすすめることを決意し、ここに「京丹後『食の王国』のまちづくり」を宣言します。

- 一、京丹後の食と地域を誇りに思う心を育みます。
- 一、地元の安心・安全な農水産品の地産地消に努めます。
- 一、京丹後の「食」を国内外に発信します。
- 一、食によるおもてなしで、京丹後市の魅力を高めます。
- 一、調和のとれた食生活の実践に励み、健康長寿のまちづくりに努めます。
- 一、豊かな食を生かしたまちづくりに努めます。

以上、決議する。

平成28年3月25日

京丹後市議会

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 1 月 臨時会

議案の
件 名

議案第2号
第4次京丹後市観光振興計画の策定について

政策等
の区分

計画・事業・条例
その他（ ）

《政策等の概要》			《市民参加の状況》							
第3次京丹後市観光振興計画(平成30年3月策定)の計画期間が令和4年度末をもって終了することから、この間の取組の成果と課題、観光を取り巻く背景や動向の変化等を踏まえ、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第4次京丹後市観光振興計画(令和5年度から令和9年度までの5年間)を策定するものである。			(有)・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)							
			・京丹後市観光立市推進会議への市民、関係団体の参加							
			・パブリックコメントの実施(R4.12.15~R5.1.5)							
			《財源措置の状況》(単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入)(単位:千円)							
			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源		
《政策等の必要性》			《将来にわたる効果及び経費の状況》							
京丹後市観光立市推進条例(平成21年京丹後市条例第18号)第8条の規定により、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画を定める必要がある。			観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資する。							
《提案に至るまでの経緯》			《総合計画等の整合》							
R4.6.7	京丹後市観光立市推進会議	R4年度第1回検討部会	総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進					
R4.7.4	京丹後市観光立市推進会議	R4年度第2回検討部会	○その他の計画(該当する場合のみ)				計画名称			
R4.8.31	京丹後市観光立市推進会議	R4年度第3回検討部会					策定年度			
R4.10.14	京丹後市観光立市推進会議	R4年度第1回全体会議					計画期間			
R4.11.21	京丹後市観光立市推進会議	R4年度第2回全体会議					担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	
R4.12.15~ R5.1.5	計画案に係るパブリックコメントの実施(12月~1月)						商工観光部	観光振興課	有(無)	
《政策等の実施時期》										
令和5年度から令和9年度までの5年間										